

# 阪神教協レポート

No.45 (2022. 10. 1)

会長ご挨拶	栗原伸公	1
阪神地区 2021年度活動の概要	三宅茂夫	2
<b>【第1回課題研究会報告】</b>		
阪神教協 教職課程事務検討委員会報告	木谷法子	8
2020年の近畿大学の教育実習とスクールボランティア活動の支援について	西仲則博	11
教育実習、介護等体験等学外実習に関するコロナ禍の現状と課題		
— 2020年度阪神教協アンケート調査の結果分析を踏まえて —	八木成和	16
【2021年度 第1回課題研究会】質疑応答の記録	松宮慎治	26
<b>【第2回課題研究会報告】</b>		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 (ICT 事項科目)		
— 1 単位必修化の課題と対応 —	杉浦健	28
【2021年度 第2回課題研究会】コメント紹介及び意見交換 I	松宮慎治	33
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 (ICT 事項科目)		
— 1 単位必修化の課題と対応 —	多畑寿城	41
【2021年度 第2回課題研究会】コメント紹介及び意見交換 II	松宮慎治	43
<b>【第3回課題研究会報告】</b>		
全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受検報告	多畑寿城	51
課程認定申請大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	野田浩二	55
課程認定申請大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	岩城万里子	61
課程認定申請大学からの事例報告 — 指摘事項を中心に —	池上徹	65
【2021年度 第3回課題研究会】質疑応答の記録	松宮慎治	69
<b>【活動報告】</b>		
2021年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告	木谷法子	77
<b>【会員大学自己紹介】</b>		
芦屋大学の教職課程	勝又英樹	83
<b>【図書紹介】</b>		
『教師として大切にしたいこと』	杉浦健	84
<b>【資料】</b>		
2021年度 定期総会の記録		86
2021年度 活動方針および事業計画		88
2020年度 阪神教協一般会計収支決算書		89
2020年度 阪神教協特別会計収支決算書		90
2021年度 幹事校会の記録		91
<b>【会則等】</b>		108

## ご 挨拶

会 長 栗 原 伸 公  
(神戸女子大学 学長)

会員校、準会員校の皆様におかれましては、阪神教協の活動にご理解・ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、一昨年来、とくにコロナ禍により大変ご多忙の中、皆様にはひとかたならぬお世話になっておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

この2年の間、COVID-19の流行拡大・消退は、幾度となく繰り返されており、皆様におかれましては、学生を決して感染させるわけにはいかない、しかし教育の停滞は一刻も許されない、という相反する課題に取り組み、とくに教育実習などの実施において、大変なご苦勞をされてこられたものと思います。

そうした中、それまで少数の教員しか利用してこなかった遠隔授業を多くの教員がやむを得ず取り組み始めた結果、実は非常に有効な教育手段となりうるものがわれわれの共通認識となりました。その一方で、学生と直接対面する面接授業の重要性をも改めて実感された皆様も多いのではないのでしょうか。とりわけ面接授業においては、学生と教員との交流のみならず、学生同士の交流のもととなりますので、学生たちには、短い学生生活の中で、可能な限り面接授業を実施したいという声が多く大学・短大等の多くの教職員から聞こえてくるのは必然のことと言えます。こうしたことから、ポストコロナの教育現場では、面接授業を基本としつつ、遠隔をはじめとするICT技術の活用も必須のものとなると考えております。これは、単に高等教育のみならず、初等・中等教育においても同様であると思われまます。

そうしたなか、令和4年度から教職課程において『事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び実践」』が1単位必修化されることは、まさに時宜を得た措置であり、当協議会としても、しっかりと対応していきたいところです。また、同じく令和4年度から教職課程の自己点検・評価の義務化や、全学的に教職課程を実施する組織の設置の義務化についても、すでに多くの会員校、準会員校の皆様が準備・実施されていることと思いますが、計画的・組織的にさらに確実に対応していく必要があると考えています。

このように、阪神教協が果たす役割は極めて大きく、当協議会の活動はますます重要なものとなっていきます。皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

# 阪神地区 2021年度活動の概要

2020年度・2021年度事務局長 三宅茂夫  
(神戸女子大学)

## I. 総会の開催

本協議会の2021年度の定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、防止の観点から書面審議により実施した。総会には、会員校70校中62校から議決権行使書の提出があり、すべての議案が承認された。

## II. 幹事校会の開催

2021年4月から2022年2月までの間に、下記の通り計7回の幹事校会を開催した。

### 2020年度 第5回（通算第294回）幹事校会

1. 日 時 2021年4月21日（水）15時00分～16時00分
2. 会 場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議 題
  - (1) 前回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および委員会報告
  - (3) 2021年度 全私教協研究交流集会について
  - (4) 全私教協理事・役員選出
  - (5) 2021年度 阪神教協役員・委員について
  - (6) 2021年度 阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
  - (7) 会則の一部改正案について
  - (8) 2021年度 定期総会の開催について
  - (9) 阪神教協リポートNo.44編集について
  - (10) 阪神教協教職課程データベース（2020年度版）について
  - (11) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について
  - (12) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
  - (13) 幹事校会会則（仮称）策定作業部会報告
  - (14) 今後の記録担当について
  - (15) その他

## 2020年度 第6回（通算第295回）幹事校会

1. 日 時 2021年5月19日（水）12時30分～13時20分
2. 会 場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議 題
  - (1) 前回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および委員会報告
  - (3) 全私教協研究交流集会の運営について
  - (4) 2021年度 定期総会の運営について
  - (5) 2021年度 阪神教協第1回課題研究会の運営について
  - (6) 阪神教協リポートについて
  - (7) 阪神教協教職課程データベース（2020年度版）について
  - (8) 幹事校会名簿及びメーリングリストの更新について
  - (9) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
  - (10) 幹事校会会則（仮称）策定作業部会報告
  - (11) 今後の記録担当について
  - (12) その他

## 2021年度 第1回（通算第296回）幹事校会

1. 日 時 2021年7月21日（水）15時00分～16時40分
2. 会 場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議 題
  - (1) 前回幹事校会の記録確認
  - (2) 阪神教協2021年度定期総会（書面議決開催）の記録確認
  - (3) 会費納入状況について
  - (4) 全私教協理事会および委員会報告
  - (5) 全私教協研究交流集会の運営について
  - (6) 2021年度 第2回および第3回課題研究会の運営について
  - (7) 阪神教協リポート編集について
  - (8) 阪神教協教職課程データベース（2020年度版）について
  - (9) 2021年度 第1回教員免許事務セミナーについて
  - (10) 幹事校会規則策定作業部会報告
  - (11) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
  - (12) 今後の記録担当について
  - (13) その他

## 2021年度 第2回（通算第297回）幹事校会

1. 日 時 2021年9月15日（水）10時00分～11時00分
2. 会 場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議 題
  - (1) 前回幹事校会の記録確認

- (2) 2021年度 第2回課題研究会の運営について
- (3) 全私教協理事会および委員会報告
- (4) 全私教協研究交流集会の運営について
- (5) 今後の記録担当について
- (6) その他

#### 2021年度 第3回（通算第298回）幹事校会

1. 日時 2021年10月20日（水）11時00分～11時50分
2. 会場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議題 (1) 2021年度 第2回幹事校会の記録確認  
(2) 全私教協理事会および各種委員会報告  
(3) 全私教協研究交流集会の運営について  
(4) 2021年度 第2回課題研究会の運営について  
(5) 2021年度 第3回課題研究会の運営について  
(6) 阪神教協リポートの編集について  
(7) 2021年度アンケート調査の実施について  
(8) 2024年度以降の事務局校（会長校）について  
(9) 今後の記録担当について  
(10) その他

#### 2021年度 第4回（通算第299回）幹事校会

1. 日時 2021年12月22日（水）11時00分～12時15分
2. 会場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議題 (1) 2021年度 第3回幹事校会の記録確認  
(2) 全私教協理事会および各種委員会報告  
(3) 2021年度 全私教協研究交流集会について（実施報告）  
(4) 2022年度 第1回課題研究会・全私教協研究大会分科会について  
(5) 2021年度 第3回課題研究会の運営について  
(6) 阪神教協リポートの編集について  
(7) 2021年度 アンケート調査の実施について  
(8) 2021年度 第3回教員免許事務セミナーについて  
(9) 幹事校会規則策定部会報告  
(10) 2024年度以降の事務局校（会長校）について  
(11) 今後の記録担当について  
(12) その他

## 2021年度 第5回（通算第300回）幹事校会

1. 日 時 2022年2月16日（水）15時00分～16時30分
2. 会 場 Webによるオンライン遠隔会議
3. 議 題
  - (1) 前回幹事校会の記録確認
  - (2) 全私教協理事会および各種委員会報告について
  - (3) 2022年度 阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について
  - (4) 2022年度 全私教協研究大会における分科会の運営について
  - (5) 阪神教協リポートの編集について
  - (6) 2022年度 予算案について
  - (7) 2024年度以降の事務局校（会長校）について
  - (8) 今後の記録担当について
  - (9) その他

## Ⅲ. 課題研究会の開催

### 第1回課題研究会

1. 日 時：2021年5月19日（水）15時00分～17時00分
2. 会 場：神戸女子大学 須磨キャンパス M館会議室より配信のオンライン形式
3. テーマ：「教育実習の今日的課題—With コロナ、After コロナの新たな構築をめざして」  
概 要：教員の大量採用時代が峠を越えつつあるが、その一方で教員採用試験の受験者が減少傾向にある自治体もあり、また社会の変化に伴い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校および大学の教育現場の新たな課題も生まれていると考えられる。さらにコロナ禍において教育実習期間の短縮や教育実習未実施のまま教壇に立たなければならない状況も生じている。With コロナ、After コロナの時代を見据えて、改めて教育実習の現状と課題とそれに対する教育実践のあり方について、三つの大学からの報告を受け、活発な議論が展開された。
4. 発題者：Ⅰ. 阪神教協 教職課程事務検討委員会報告 木谷 法子氏（大阪体育大学）  
Ⅱ. シンポジウム
  - ①「2020年の近畿大学の教育実習とスクールボランティア活動の支援について」  
西仲 則博氏（近畿大学）
  - ②「教育実習、介護等体験等学外実習に関するコロナ禍の現状と課題  
—2020年度阪神教協アンケート調査の結果分析を踏まえて—」  
八木 成和氏（桃山学院教育大学）
  - ③「摂南大学における教育実習指導 —コロナ禍における対応を中心に—」  
朝日 素明氏（摂南大学）

### 質疑応答・討論

司会者：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学）

## 第2回課題研究会

1. 日 時：2021年10月20日（水）14時00分～16時30分
2. 会 場：神戸女子大学 須磨キャンパス M館大会議室より配信のオンライン形式
3. テーマ：『「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位必修化の課題と対応』  
概 要：教員免許法施行規則の一部が改正され、令和4年より「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位が必修化されることになった。どのような開講形態にするのか、どのような内容とするのかなど、半年足らずで検討し2月末までに文科省への届出をしなければならない。講師の確保や専任教員の負担増の問題など、開設にあたって多くの課題が考えられる。  
第2回課題研究会では『「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位必修化の課題と対応』について課題を洗い出し、各大学での開講の手がかりについて参加者からのコメントを交えて、フリートークで議論を行った。
4. 話題提供者：①近畿大学 教授 杉浦 健氏  
②神戸女子大学 学園サポートセンター事務部長 多畑 寿城氏  
司会者：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学）

## 第3回課題研究会

1. 日 程：2021年12月22日（水）14時00分～17時00分
2. 会 場：神戸女子大学 須磨キャンパス M館大会議室より配信のオンライン形式
3. テーマ：「課程認定申請大学からの事例報告と自己点検・評価の事例報告」  
概 要：第1部では全私教協による「教職課程 好事例評価」を受けた神戸女子大学より受検までの準備、受検時の状況、受検後の対応に加えて、文科省の自己点検・評価に関するガイドライン、全私教協の教職課程自己点検報告書作成の手引き基にした自己点検への取り組み状況についての報告があった。  
第2部では今年度課程認定申請を行った大学から、指摘事項を中心にその対応を含めた詳細な報告があった。
4. 発題者：I. 全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受検報告  
多畑 寿城氏（神戸女子大学）  
II. 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～  
①野田 浩二氏（大阪成蹊大学）  
②岩城万里子氏（関西国際大学）  
③池上 徹氏（関西福祉科学大学）  
質疑応答・討論  
司会者：木谷 法子氏（大阪体育大学）、根来 実穂氏（大阪工業大学）

## IV. 全私教協との連携

### (1) 全私教協への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として山本冬彦氏（関西大学）、三宅茂夫氏（神戸女子大学）を派遣した。また、編集委員会委員として富江英俊氏（関西学院大学）を派遣した。

### (2) 2021年度教職課程運営に関する研究交流集会の共催

2021年11月27日（土）10時00分～13時00分に開催された、教職課程運営に関する研究交流集会を共催し、実施に向けた打ち合わせを重ね、参加申し込み時には参加費の入金状況の確認に係る業務を担当した。

研究交流集会においては阪神教協事務局長の三宅茂夫氏（神戸女子大学）が総司会を務めた。

## V. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第44号を2021年4月1日に発行した。

## VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（2020年度版）』を作成し、アンケート回答校に配布した。

## VII. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行った。また、各会合の案内や出欠連絡もホームページから行えるようにしている。

## VIII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」は、2017年度から発足した教職課程事務検討委員会が運営している。

2021年度は、当初9月に対面形式で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により2021年10月30日（土）延期したうえで当初の計画通り対面形式で実施した。

第2回のセミナーは2022年2月20日（土）に対面形式での実施予定であったが新型コロナウイルス（オミクロン株）感染拡大のため中止した。実施したセミナーの諸成果は課題研究会に反映されている。



## 【第1回課題研究会報告】

# 阪神教協 教職課程事務検討委員会報告

キャリア支援部 木谷法子  
(大阪体育大学)

2021年度第1回課題研究会において、教職課程事務検討委員会の2020年度活動報告を、以下のようにさせていただきました。

## 1. 職課程事務検討委員会について

### □活動の趣旨

阪神教協に加盟する大学の教職課程に関する事務を円滑に推進することを目的とする。

### □委員構成

大阪学院大学	内藤 裕子	
大阪工業大学	根来 実穂	
大阪成蹊大学・短期大学	野田 浩二	
大阪体育大学	木谷 法子 (委員長)	
関西大学	阿蘇さやか	
甲南大学	藤本 佳和	
神戸学院大学	松宮 慎治	
神戸女子大学	多畑 寿城	
神戸女子大学	山田 史子	
相愛大学	大久保貴子	(9大学10名)

### □委員会開催状況

第1回	2020年6月23日(火)	17:00~18:30	WEB会議
第2回	2020年9月11日(金)	17:00~18:30	大阪体育大学同窓会館
第3回	2020年10月8日(木)	18:00~19:30	大阪工業大学梅田キャンパス
第4回	2020年12月4日(金)	18:00~19:30	WEB会議
第5回	2021年2月5日(金)	16:00~17:30	WEB会議
第6回	2021年2月12日(金)	16:00~17:30	WEB会議

## □委員会の取組内容

- ・教員免許事務セミナーの企画・運営
- ・12月開催の阪神教協課題研究会の企画・運営
- ・教職課程に関するデータベース作成のためのアンケート項目の検討

## 2. 教員免許事務セミナーについて

### □セミナーの趣旨

- ・教職事務担当者の日常業務の問題点の共有
- ・教職課程事務における多様な事例の情報交換
- ・少人数・複数グループでの演習型セミナーの開催で加盟大学間のネットワーク強化を図る

### □セミナーの開催概要

#### ○第1回教員免許事務セミナー

日 時：2020年9月19日（土） 10：30～12：00

開催方法：オンライン座談会

参加者：52名（33大学）

テーマ：新型コロナウイルス禍における教職課程上の課題

主な情報交換内容：

- ・教育実習及び介護等体験の代替措置への対応状況
- ・コロナ禍における各種説明会の実施方法
- ・教職課程科目とCAP制度の関係
- ・新課程における変更届の対応 他

#### ○第2回教員免許事務セミナー

日 時：2021年2月20日（土） 14：00～17：00

開催会場：大阪工業大学梅田キャンパス

参加者：34名（23大学）

テーマ：教職課程に関して他大学に聞きたいこと

主な情報交換内容：

- ・教職課程自己点検・評価の制度化について
- ・コロナ禍における様々な対応について
- ・課程認定申請、変更届に関すること 他

### 3. 課題研究会の開催概要について

日 時：2020年12月23日（水） 14：00～17：00

開催方法：Zoom によるオンライン開催

テ ー マ：教職課程の新たな基準及び教職課程に係る事例報告

第1部 教職課程の新たな基準について

講演者 加治 哲也氏（兵庫教育大学学長、中教審教員養成部会長）

第2部 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

発表者 根来 実穂氏（大阪工業大学）

真野 千尋氏（神戸学院大学）

村上 諭司氏（桃山学院教育大学）

### 4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度より加盟大学に依頼しているアンケート調査で、教職課程の履修者数、教育実習の参加人数、教員免許状の取得人数、教員就職者数、更新講習の実施などの基本的な設問に加えて、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっている。このデータベースは、アンケート調査に回答のあった大学間で共有されている。2020年度の基本的な設問以外に実施した項目は以下のとおり。

- ・ 3年ごとに設定する設問：介護等体験、教職実践演習に関して
- ・ 臨時設問：新型コロナウイルス感染症の教育実習への影響として、全く学校現場での実習ができなかった学生数

以上が2020年度の教職課程事務検討委員会の取組内容です。未だ新型コロナウイルスの収束が見えない状況下であり、教育実習や介護等体験の代替措置への引き続きの対応に加え、教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う様々な対応も必要となります。本委員会として、今後も教職課程事務の理解を深め、日常業務における問題解決や加盟大学間のネットワーク構築と質の向上に貢献できるよう、コロナ禍においても加盟大学のみなさまの期待に沿えるよう活動を続けてまいります。

## 2020年の近畿大学の教育実習とスクールボランティア活動の支援について

西 仲 則 博

(近畿大学)

こんにちは。お招きにあずかりました、近畿大学教職教育部の西仲と申します。よろしくお願いいたします。近畿大学では、数学科教育法や教職入門と生徒指導論を担当しています。今回のスクールボランティア、スクールインターシップの係を2年前から担当しております。今回、発表させてもらうのは、昨年度の教育実習と、その代替措置としてボランティアを積極的に活用したことについて、近畿大学で行った活動の実態を発表させていただきますので、よろしくお願いいたします。近畿大学では、教職教育部の中に、教務委員会、教育実習委員会、介護等体験委員会、進路委員会、小学校プログラム委員会等々それぞれ委員会組織を作り、そこに部内の教員が所属し、それぞれの委員会の仕事を行っています。

教育実習と、スクールインターンシップ、ボランティアを担当している委員会が違います。それぞれ、教育実習委員会と進路委員会が持っているのですが、別々の委員会のため、教育実習とスクールインターンシップ、ボランティアについては、従来では接点がありませんでした。

今回の発表においては、別々の活動をどのような形で接続するようになったかを報告します。また、お示しするデータは、教育実習委員会からいただいたもので、その当時の在り様を示しています。

まず、昨年度、教育実習の申し込みから終了までの人数の変遷を見てもらいます。内諾書を提出した学生は375名っていうことでした。例年より少し少ないっていう形になっています。先ほど三宅先生からもありましたように、教師離れ現象があり、コロナでも、企業に内定した学生が抜けていくというのが多かったようです。2020年6月4日現在では、内諾書の提出時が375名で、教育実習開始時に369名となり、最終、教育実習を終了したのが360名となります。

次に、2020年教育実習実施状況です。通常は6月期が多いのですが、見てもらって分かるように、5月、6月が少なく、11月まで実習が行われました。特に小学校は8、9、10月に集中し、8月にも1週間行われているという形になります。この小学校は栄養教諭のため1週間実習です。中学校、高等学校のほうも、殆どが8月、9月から始まってという形になりました。

2020年 教育実習実施状況 (2021506現在)

	人数	小学校	中学校	高等学校
5月	2			2(1)
6月	6		2(2)	4(3)
7月	4		4(2)	
8月	86	3(3)	51(48)	32(30)
9月	109	3(3)	63(52+1)	43(35)
10月	135	2(2)	66(57+1)	67(43)
11月	15		9(9)	6(5)
中止	3		2(2)	1(1)
繰越	9			
合計	360	8(8)	197(172+2)	155(118)

注) 〇 内は校数 \*は半学校単位を高等学校で行った事を表す  
小学校は栄養教諭の1週間実習のみ記載

去年の4月に「新型コロナウイルス感染症緊急事態

宣言」が出されて、実習の受け入れ先も対応に苦慮され、実習延期となったのが大きかったです。

次の資料は、延期になった時期別の詳細な状況についてです。この資料にあるように、学生の66.1%が延期となった状況でした。この資料は、2020年6月4日現在で実習先からの指示が、「8月以降」や「9月以降」等というように、時期が明記された場合と、「秋以降」、「日程未定」、「連絡なし」についてまとめています。ここにあるように、学生は、「秋以降に延期」とか、いや、「実は日程は未定です」とか言われているということ、ものすごく不安になる時期でした。特に、「連絡無い」と答えた学生が134名と実習参加を希望した学生のうち、36.3%と多く、6月の段階で、学生が不安な状況となっていたことがうかがえます。

#### 教育実習の延期の状況

20200604現在

延期時期等	人数
8月以降に延期	2
9月以降に延期	18
10月以降に延期	5
11月以降に延期	1
秋以降に延期	31
日程未定	53
連絡なし	134
合計	244/369

延期率 66.1%

後期 教職実践演習 非同期オンデマンド型授業へ

次は、「2020年度教育実習 短縮・中止になった状況校種別」という資料についてです。これは、校種別、学校設置別での短縮とか中止になった状況をまとめたものです。詳しく言いますと、公立中学校で31校が短縮になっています。この31校には、短縮と中止が入っています。高校は12校ということです。それから、設立別では、公立校が43校、私学が10校という形になって、合計53校が短縮、または中止になった形です。この段階で、中止になったのは3人です。

#### 2020年度 教育実習 短縮・中止になった状況 校種別

	公立	私学	計
中学校	31		31
高等学校	12	3	15
中・高等学校		7	7
合計	43	10	53

短縮	52校
中止	3校
合計	55校

中止	3校
公立	南海学校 1校
私学	中高等学校 1校
公立	中学校 1校

この実習の延期の状況を見て、教職実践演習については、従来の方法から変更しました。後期の授業時に、多くの学生が実習に参加するため対面での講義に参加できないことや、非同期オンデマンド型授業の実施が認められたことから、早い段階で、もう非同期のオンデマンドに移ろうということに決めました。非同期のオンデマンドにすることによって、後期の9月、10月、11月に実習に参加している学生も、その実習の間でも、講義に参加しようと思ったら見ることができるよう状態を作りました。特段、その実習がある中で、教育実践演習のほうを必ず見なさいって言うふうには言っていません。新型コロナウイルス感染症による実習延期が、後期の授業にも大きな影響を与えたことになります。

大学としての取り組みを少し、時系列でまとめながら見ていきます。4月分の時系列を「教育実習への取り組み（時系列4月分）」にまとめました。4月初めから、実習校や教育委員会から「とにかく延期の形で」という、電話がかかってきていました。そこで、大学としては、4月13日の段階で、実習校に、「実習延長願ひ」を発送し、学生には、「教育実習延期を自分から電話しなさい」ということをUNIPAで配信しまし

#### 教育実習への取り組み（時系列4月分）

大学の取り組み	学生への取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>3/26 教職実践演習ガイダンスの動画</li> <li>4/1 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/2 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/3 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/15 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/23 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/25 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/13 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/13 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>4/13 教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> </ul>

#### 4月の学生への通知の内容

「教育実習の延期について」(20200413通知)	「教育実習が自粛に行われる学生の対応について」(20200413通知)
<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習の動画を配信し、延期の理由を説明し、延期の旨を伝える。</li> <li>7月以降にあるため実習校に、延期日程を必ず問い合わせること</li> <li>9月以降の実習日程が確定した場合は、必ず大学へ連絡すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初予定通りの実習の場合も大学へ連絡すること</li> <li>「教職実践演習の日程に備する対応等の指示」を必ず確認し、必ず今後の学習を行うこと</li> </ul>

た。学生への通知については、「4月の学生への通知の内容」にまとめました。

大学への問い合わせについては、「4月当初の事務方の問い合わせの状況」としてまとめました。これによると、学生から、「延期になったけどどうしようとか」、都道府県教育委員会や実習校から「本校では今年度、教育実習を中止することにした」とか、「当初の予定で実施するか、延期するかで検討中だが大学としての今年度の教育実習に対する方針はどのようにするのか」とかというようなことが問われました。13日に先に観たように「実習延長願い」を出したことにより、それ以降には、それ以前に比べて落ち着きました。

また、学生には、「令和2年教育実習の日程に関する報告等の流れ」という流れ図を作って、この流れに沿って、ちゃんと対応するように求めました。

5月1日に「教育実習の弾力的扱い」が、文科省から出ました。これでは、実習を、大学の講義でカバーしても良いということが出ました。大学では、5月に入ってからはオンライン授業が始まったってということ、このぐらいのときからインターンシップがもうできなくなってきました。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、実習の中止や短縮にどう対応するかが問題となりました。そこで、代替授業とボランティアの参加っていうのが、考えられるようになってきました。6月に入り、状況的には、文部科学省の子供応援サポーター人材バンクができ、神戸市や大阪市から、大学のほうにボランティア参加についての動向調査が入ってきたので、スクールボランティアのニーズがあるっていうのが分かってきました。また、大学のほうで、「大学施設外での教育実施についての指針」が学長より出ましたので、その指針に基づいてスクールボランティアの再開を決めました。

日程としては、6月に入ると、小中高から結構7月末から8月の休み中の学生の学習サポーターの要望が多くありましたので、それに参加できるようにするためということで、6月の中頃から動き出し、7月の始めに、ボランティアの募集のガイダンスを行い、7月30日ぐらいから、スクールボランティアを開始する形になりました。

対象は、4回生の代替措置を念頭にしていますので、3、4回生だけに絞った募集としました。

また、これを機に、スクールボランティアを登録制と行動記録簿の提出義務化を導入しました。以前から、大学を通さずに、学生間のつながりで学生ボランティアが引き継がれていくということがあったのですが、大学が間に入って、ボランティア先といろいろなことを決めて、それに則った活動にしていくことで、学生を守るようにするために、登録制を導入



### 教育実習への取り組み（時系列5月分）

大学の取り組み	学生への取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>5/11 学習2年度における教育実習の実施延期の対応について（令和2年5月1日付 総合教育政策部教育入付政策課長通知）</li> <li>5/11 オンライン授業開始</li> <li>5/14 選考委員会 インターンシップ実施状況調査</li> <li>5/21 教育実習委員会 短期・中止学生への対応を協議（4/29、新型コロナウイルス感染症患者緊急対策委員会）</li> <li>5/28 全体会 力化への対応 代替授業、ボランティアの参加等 前期インターンシップの中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/28 経都スクールインターンシップの中止（UNIPA配属）</li> </ul>

### 教育実習への取り組み（時系列6月分）

大学の取り組み	学生への取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>6/11 教育実習委員会 短期・中止学生への対応を協議</li> <li>6/15 「大学施設外での行事実施についての指針」（学長より）</li> <li>6/18 選考委員会 ボランティアの募集（後述）</li> <li>6/25 全体会 ボランティアの募集を提案・承認 短期・中止学生への対応承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/29 「令和2年度教育実習 延期後の日程調整について」 「学校実習活動への参加について」 「令和2年度教育実習準備プログラムについて」（UNIPA配属）</li> <li>6/30 「令和2年度スクールボランティアガイダンスの実施について」（UNIPA配属）</li> </ul>

しました。

行動記録簿の提出の義務化では、まず、学生のその日の体温の記入、学校での活動内容、その時間について記録し、ボランティア先の先生に確認をしてもらうための記録簿を作成しました。これは、1枚に一ヶ月の活動全てが納められるように作成し、1カ月ごとに責任者の先生の判子をいただいて、大学のほうに提出をするようにしています。大学では、提出された記録簿を保管し、もし、新型コロナウイルスに罹患または、濃厚接触者となったときに、遡って対応できるようにしています。行動記録部の提出前でも、罹患または濃厚接触者になった場合、その記録基に本人と大学が対応できるようにしています。

この記録簿によって、活動時間を把握することができますので、実習の短縮による積み増しのための根拠資料ともなります。また、教員採用試験の際にあるボランティア活動等の得点化に対しての根拠資料としていくことも考えています。

学生に対しては、登録の義務化や行動記録簿を提出させることによって、スクールボランティアに対するより強い責任感を持たせるという教育的効果も狙っています。

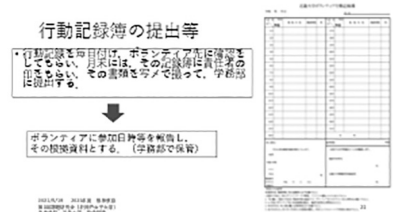
このようにして、動いたスクールボランティアですが、の募集をすると、大体 Google Classroom で69名ぐらいが入り、結果、登録を行ったのは、54名でした。後から8名の追加ということで、特にこの4年生の6名っていうのは、教育実習に伴う追加登録という形になりました。

スクールボランティアの研修は、全てオンラインで行い、登録や書類の受け渡しについても、Google Classroom 等を用いて行いました。

ここで、問題となったのが、学生の健康診断と麻疹の抗体検査です。大学で行う健康診断が前期に不開催であり、自治体によっては、今年の健康診断ではないと困るとかというような話がありましたので、そうすると学生の実費がかかることになりました。また、2020年ではできるだけ、医療機関に負担が掛からないようにするとうことで、医療機関側も簡単には健康診断や麻疹の抗体検査も簡単には受け入れてもらえない状況でした。そのため、学生たちの財政的、心理的な負担になったと見ています。

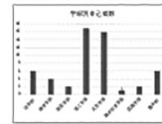
次に、「2020年度 教育実習 短縮・中止による特例措置の実施状況」について見ていきます。この教育実習の短縮とか中止による特例措置を受けた者が56名であり、「ボランティア参加+特例科目」と「ボランティアのみ」の特例措置を受けたのが、28名で、全体の50%でした。

ボランティアでの措置の利用もあるため、2021年も



### ボランティア募集の結果

・7/6から募集期間 7/8～12で登録  
 ・結果 登録者数 54名 3年 27名 4年 27名 (内8名追加)  
 (GoogleClassroom登録者数 69名)



※追加登録の内訳  
 ・全員ゼミでの発表を終えている  
 ・2年生 2名  
 ・4年生 6名  
 ・教育実習に併行して追加登録

### 2020年度 教育実習 短縮・中止による特例措置の実施状況

短縮 50名  
 中止 3名  
 合計 53名

⇒ 特例措置実施実数 56名  
 実習科目のみのための措置実数 9名

	ボランティア参加	ボランティア不参加	合計
特例科目受講	8	28	36
特例科目不参加	20	0	20
合計	28	28	56

措置	人数(人)	(%)
特例科目のみ	28	50.0
特例科目+ボランティア	8	14.3
ボランティアのみ	20	35.7
合計	56	

ボランティアについては、この特例措置を考えながら取り組んでいるところです。

ちなみに、実習先でボランティアっていうのが、実は13人いました。これは、実習が3週間のところを短縮で、2週間にされたところです。その学校に、学生がスクールボランティアでの受け入れを頼んだら、「プラスの1週間をボランティアで来てでもいいですよ」という話になったものです。

最後になりますが、ボランティア担当から見たときに、2020年度は、学生にも大学にも大変だったです。スクールボランティアに参加するのに、従来なら大学で行われる健康診断があったのに、コロナ禍でそれが開催できず、また、医療機関でも簡単には診断ができないため、学生には、多くの負担がかかったという形になりました。今後の課題です。

懸念事項として、仕方がないことかもしれませんが、実習は短縮するからボランティアでの補助は認めるという実習校の方針は、学生には、「実習の軽視」と映るのではないかなと思います。

最後ですが、これは恐らく地方の学生だと思いますが、実習校から「大阪から実習の2、3週間前に帰ってきて、自宅で待機してください、出歩かないように」という通達があったことです。しかし、親御さんは田舎なので、「誰もコロナにかかっていないからできるだけ帰ってこないように。」と言われて、バイトもできないし、どこにも行けないし、友達にも会えないとかいうことで、学生が苦悩しているっていうような実態がありました。ご清聴ありがとうございました。



## 教育実習、介護等体験等学外実習に関するコロナ禍の現状と課題

— 2020年度阪神教協アンケート調査の結果分析を踏まえて —

八木成和

(桃山学院教育大学)

本報告は2021（令和3）年5月19日に実施された第1回課題研究会の報告である。なお、本報告では当日報告した内容に一部新たな情報を加筆している。

### 1. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連するこれまでの経緯

2020（令和2）年2月28日に出された通知・事務連絡等に関して以下に概観する。

第一に、2020（令和2）年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業が実施された。これは、同年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において安部晋三首相が全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に臨時休校を要請する考えを表明したことによるものであった。

そして、翌日の28日には、文部科学事務次官名で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（文部科学省，2020a）が出されている。この中で、「このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。）に基づく臨時休業を行うようお願いします。」という通達がなされた。ただし、「なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。」とされ、実際に休校するかどうかは学校や地方自治体の判断とされた。しかしながら、これは子どもを持つ保護者の働き方にも影響を与えることであり、休暇取得などへの環境整備も重要な課題として残されたままであった。

このような中、同年2月27日に文部科学省から出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について」（文部科学省，2020b）では、「幼稚園については、保育所と同様、家に一人でいることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていません」ということが前提とされた。

そして、保育所についても厚生労働省から出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（文部科学省，2020b）において「保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。」ということが前提とされた。

加えて、同事務連絡内の「（放課後児童クラブについて）」（文部科学省，2020b）では「放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。」と述べられ、開所することが前提とされていた。

その後は、おおむね同年の6月1日から段階的に教育活動が再開されることとなった。

## 2. 教育実習・介護等体験に関連する経緯

前述のように学校現場が混乱する中、教育実習の実施について教員養成系大学も混乱することとなった。介護等体験については、最初に「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について」（文部科学省，2020c）（令和2年4月3日付け2教教育人第2号教育人材政策課長通知。以下「令和2年4月3日通知」という。）が出され、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先すること、③障害者や高齢者等と直接接しない体験を主として実施することも考えられることなどが示された。

その後、2020（令和2）年8月11日付けで「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（文部科学省，2020d）が出され、省令改正について通達がなされた。

その中で、改正の趣旨として「依然として介護等体験の実施が困難な状況が生じていることから、令和2年度限りの特例的な措置として、介護等体験の代替措置を定め、当該措置を受けた者を介護等体験の免除者とするために所要の改正等を行うものであること。」と述べられた。ここで述べられた「代替措置」として7項目が明示されたが、教員養成系大学では、「大学等において、令和2年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者」か「在学する大学等において、令和2年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者」の2項目が現実的に可能な代替措置であったと思われる。

もちろん地域の実情に応じて「地域の状況等によっては、令和2年度において介護等体験を行うことができる場合もあり」とされ、地域の実情と受け入れ側の実情に合わせて柔軟に実施できるようにはなっていた。しかしながら、関西地区では感染拡大の中、介護等体験を実施できる状況ではなかった。また、通常5月以降に介護等体験は各大学で実施されてきた

が、この通知は8月に出されたものであり、介護等体験の実施に向けた対応ができる状況ではなかった。

一方、教育実習についても同様であった。教育実習は、通常、教育学部では主免許状の教育実習が3年生の後期から実施され、副免許状の教育実習は4年生の6月か9月に実施されることが多い。そして、開放性の教職課程を持つ学部では4年生の前期の6月か9月に実施されることが多い。加えて、短期大学では、1年生時から保育実習が実施されることとなる。

また、教育実習に関する手続きについては前年度に内諾を得た上で、実施年度の初めに正式依頼となる場合が多い。つまり、教育実習の場合、附属校を除くと教育実習先や実習の開始日及び実習期間を大学の裁量により変更できることはないのである。

このような中、同日の2020年8月11日に教育実習に関する通知である「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（文部科学省、2020e）が出された。教育実習に関しても介護等体験と同様に8月以前の4月3日付で「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（文部科学省、2020f）（令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課課長通知）が出されていた。ここでは、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先すること、③教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことを可能とすることなどが明示されていた。

③に関しては、「大学設置基準等において、実習は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位としていることから、教育実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、教育実習生を受け入れる小学校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと（例えば、最低修得単位数が4単位の場合は120～180時間となり、教育実習の実施期間としては3～4週間程度となる）。なお、実施期間を変更する場合でも、単位数や履修方法（必修又は選択の別）に変更がない限りは、これに伴う教職課程認定上の手続は必要ないこと（以下（3）についても同様）。」と具体的に時間数が記されていた。

今回は、そのことを踏まえた省令の改正についてであった。この中で、改正された要点として「令和2年度限りの特例的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、大学等に在学する学生又は科目等履修生（以下「学生等」という。）が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとすること（以下「教育実習特例」という。）」（文部科学省、2020e）とされた。

この省令改正前は「3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことを可能」とするものであったが、改正後は「教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができる」こととされ、教育実習のすべてを大学の授業により代替できることとなった。

ただし、代替授業としては「教育実習の科目であることが前提であることから、大学等が授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、か

つ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること。」という非常に抽象的な条件が付託された。これは、介護等体験の代替措置に比べると非常に抽象的であると同時に実施内容を各大学の判断に任せるものであった。特に、「体験的、総合的に理解できるような実習・演習等」の内容は、遠隔授業を中心に授業を実施していた都市部では非常に困難な条件であるように思われた。

その後の2020（令和2）年8月28日付の「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について」（文部科学省，2020g）では、具体的な図も含めて例示がなされ、①令和2年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習等で代替可能とすることと②教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目で代替可能とする（教育実習特例）のどちらか、あるいはこの①と②を組み合わせることも可能とされていた。

その後、2021（令和3）年度になっても感染拡大は収束することはなかった。そのため、2021（令和3）年4月13日付で「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（文部科学省，2021a）と「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（文部科学省，2021b）が出され、介護等体験と教育実習について前年度と同じ対応ができることとなった。

### 3. 調査方法

2020年度は通常のアンケート項目24項目に1項目の臨時項目を設けて実施した。臨時項目の内容は「<新型コロナウイルス感染症の教育実習への影響について（臨時）>25. 2020年度最終学年の学生で、教育実習が全期間中止になり、学校現場での実習が全くできなかった（教育実習全期間を教育実習特例や学校体験活動等により補った）学生数をご記入ください。」であった。

アンケートは、阪神教協の加盟校及び準加盟校計78校を対象として実施した。

アンケートの依頼文、設問一覧用紙、アンケート回答用紙を発送し、併せて、阪神教協HPから設問一覧と回答用紙をダウンロードできるようにした。

メールか郵送により回答用紙を回収した。回答した加盟校及び準加盟校は、2020年度71校（回収率91.0%）、2019年度75校（回収率96.2%）であった。

### 4. 調査結果と考察

#### (1) 教育実習に関して

表1に設問「4. 教育実習に参加した学生数（単位：人）」の集計結果を2020年度と2019年度について示した。回答用紙では、「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「その他（特別支援学校）」の5つの学校園種について「実習生数」「附属（系列）校での実習生数」の2つ

について記入することとなっている。本報告では合計人数について示している。

加盟校・準加盟校の規模や養成する学校園種により教育実習の参加者の人数は影響を受けるが、2020年度では「51名～100名以下」が16校（22.5%）で最も多く、これに2番目に多かった「101名～200名以下」の15校（21.1%）を加えると、40%程度の加盟校・準加盟校において、50名から200名という多くの教育実習生が参加したことになる。

なお、2019年度では「500名以上」の大学はなかったが、「400名以上」の大学が7校（9.3%）あり、2020年度に比べて多かった。

また、2020年度の「附属（系列）校での実習生数」が、0名の会員校は25校（35.2%）であった。これは、附属（系列）校の学校園種や学校数、規模・立地条件等も影響するが、65%程度の大学では附属（系列）校でも教育実習を実施したことが示された。

次に「5. 教育実習に参加した学生の月別人数（単位：人）」について集計を行った。集計を行うときには、実習開始日の月で計算を行った。2019年度は回答用紙が「4月」「5月」「6月」「7月」「8月」「9月」「10月以降」で人数を記入する形式になっていた。しかしながら、2020年度は前述のような経過のため、従来の「4月」から「10月」に「11月」「12月」「1月以降」を加えて人数を記入するように求めた。

表2に2020年度の「5. 教育実習に参加した学生の月別人数（単位：人）」の集計結果を示した。なお、複数回答のため、加盟校・準加盟校数の合計の割合は100%ではない。また、前述のようにおおむね6月1日以降に児童生徒の登校が再開されたため、教育実習の実施時期が前年度に比べてずれることとなった。

加盟校・準加盟校数では「9月」が67校（94.4%）で最も多く、次に、「10月」が60校（84.5%）で多かった。また、前年度までは「10月以降」で項目になかった「11月」は「8月」と同じく53校（74.6%）で多かった。8月から11月に教育実習の開始月が集中していたと言える。

表1 「4. 教育実習に参加した学生数（単位：人）」の合計数別の加盟校・準加盟校数（%）

2020年度							
10名以下		11名～20名以下		21名～50名以下		51名～100名以下	
7	9.9%	10	14.1%	9	12.7%	16	22.5%
101名～200名以下		201名～400名以下		<u>500名以上</u>		合 計	
15	21.1%	10	14.1%	4	5.6%	71	100.0%
2019年度							
10名以下		11名～20名以下		21名～50名以下		51名～100名以下	
8	10.7%	6	8.0%	13	17.3%	15	20.0%
101名～200名以下		201名～400名未満		<u>400名以上</u>		合 計	
17	22.7%	9	12.0%	7	9.3%	75	100.0%

従来の傾向と比較するために表3に2019年度の「5. 教育実習に参加した学生の月別人数（単位：人）」の集計結果を示した。なお、複数回答のため、加盟校・準加盟校数の合計の割合は100%ではない。

表2と表3を比較した結果、特に以下のような違いが見られた。

第一に、「4月」開始で教育実習に参加した学生数である。2019年度の「4月」から教育実習に参加した学生のいた加盟校・準加盟校は8校（10.7%）で228名であった。一方、2020年度の「4月」から教育実習に参加した学生のいた加盟校・準加盟校はなかった。

第二に、「5月」開始で教育実習に参加した学生数である。2019年度の「5月」から教育実習に参加した学生のいた加盟校・準加盟校は59校（16.9%）で2,477名であった。一方、2020年度の「5月」から教育実習に参加した学生のいた加盟校・準加盟校は12校（78.7%）で44名であった。

この「4月」と「5月」の違いが出た結果は、一部の学校で5月25日から登校が再開されたためであると思われる。

第三に、「5月」開始で教育実習に参加した学生数である。2019年度の月別で最も多い学生数は「9月」の3,133名（32.1%）であった。一方、2020年度の月別で最も多い学生数は「9月」の4,011名（44.1%）であった。

第四に、教育実習生の月別の分布である。2019年度は例年通り「5月」「6月」に合計4,755名（48.8%）と多く、「9月」に3,133名（32.1%）と2つの時期に分かれて多かった。一方、2020年度は「8月」「9月」「10月」の3か月間に教育実習生が7,812名（86.2%）と集中していた。

表2 2020年度「5. 教育実習に参加した学生の月別人数（単位：人）」の加盟校・準加盟校数・学生数（%）

	「4月」	「5月」	「6月」	「7月」	「8月」	
加盟校・準加盟校数	0	12	36	12	53	
%	0.0%	16.9%	50.7%	16.9%	74.6%	
学生数	0	44	259	15	1,154	
%	0.0%	0.5%	2.9%	0.2%	12.7%	
	「9月」	「10月」	「11月」	「12月」	「1月以降」	合計
加盟校・準加盟校数	67	60	53	14	6	71
%	94.4%	84.5%	74.6%	19.7%	8.5%	100.0%
学生数	4,011	2,647	686	37	206	9,059
%	44.3%	29.2%	7.6%	0.4%	2.3%	100.0%

表3 2019年度「5. 教育実習に参加した学生の月別人数（単位：人）」の加盟校・準加盟校数・学生数（%）

	「4月」	「5月」	「6月」	「7月」	「8月」	「9月」	「10月以降」	合計
加盟校・準加盟校数	8	59	62	10	30	64	55	71
%	10.7%	78.7%	82.7%	13.3%	40.0%	85.3%	73.3%	100.0%
学生数	228	2,477	2,278	323	58	3,133	1,248	9,745
%	2.3%	25.4%	23.4%	3.3%	0.6%	32.1%	12.8%	100.0%

## (2) 新型コロナウイルス感染症の教育実習への影響について（臨時項目）について

この項目は、「25. 2020年度最終学年の学生で、教育実習が全期間中止になり、学校現場での実習が全くできなかった（教育実習全期間を教育実習特例や学校体験活動等により補った）学生数をご記入ください。」という内容であった。この結果を表4に示した。

第一に、0名と回答した加盟校・準加盟校は60校（84.5%）であった。前述のように「教育実習特例」があったが、ほとんどの加盟校・準加盟校では教育実習に参加させることが多かった。

第二に、加盟校・準加盟校11校で該当者が1人以上いた。この場合、「教育実習特例」が適用されたと思われる。

表4 2020年度最終学年の学生で学校現場で実習が全くできなかった学生数別の加盟校・準加盟校数

学生数	加盟校・準加盟校数
0名	60
1名	5
2名	1
3名	1
4名	3
9名	1
合計	71

## (3) 教育実習及び介護等体験の実施に関する事例分析

2020年度の教育実習や介護等体験の実施にあたって生じた問題となる諸事例について分析する。

第一に、介護等体験についてである。特別支援学校や社会福祉施設における受け入れが不可能となったときには、各施設との連絡の煩雑さが課題となった。一方、受け入れが可能とされた場合、当時一般的に実施できなかったPCR検査の結果や特に感染症に係る数値の血液検査の結果の提出を求められたことがあった。個人情報保護の観点からも問題と考えられた。このような中、前述のように代替措置が発表されたため、代替措置への対応が急遽必要となった。

第二に、教育実習についてである。以下のような事例が見られた。

- 1) 教育実習期間の短縮の申し入れ、受入れの見送り、日程変更が実習先から連絡されることがあった。教職員や児童生徒に感染者が出たことで休校となった場合もあり、困難な状況であったといえる。しかし、代替の時期がなかなか決定できない場合が多く、不安になる学生への対応が難しかった。
- 2) 地方から来て下宿している遠方の学生の場合、教育実習開始の2週間前から現地入りして自宅で自粛待機が要請されることが多かった。この場合、この条件に違反した学生の実習中止や実習延期が通達されることがあったようである。また、対面授業の場合には授業への出席に影響を与えることとなる。該当する学生への補講の実施や課題の提示が必要となり、教員の負担も増していた。
- 3) 実習辞退者が増加したことである。これは、対面授業から遠隔授業に変わったことにより、指導案・保育案の作成や模擬授業・模擬保育等の事前の指導不足により教育実習に参加させることが困難であったようである。また、実習期間の変更等により就職活動を並行

して行っている場合や他の免許種の実習と重なった場合もある。

- 4) 教科指導力の不足である。これは前述の3)の問題とも関係することである。遠隔授業により事前の指導不足のため教育実習で授業を行う教科指導力が身につけていないまま教育実習に行くことで教育現場での指導教員の負担を増加させることとなる。
- 5) 訪問指導の辞退の願いが増加したことである。通常、教育実習の受け入れの御礼と実習生の指導のために実習校に訪問することになる。地方の教育現場の場合、関西圏、特に大阪府の加盟校・準加盟校からの訪問を断られることが多かった。このような場合、電話で対応することとなり、実習生の指導も不十分となったことが考えられる。
- 6) 「教育実習特例」措置への対応である。大学や短期大学で実習に代わる授業を行う場合、教員もそのためにプログラムを考え、授業を実施することとなる。感染拡大の中、対面授業で実施した場合、必要となる時間数も多く、多大な労力を割くこととなる。

#### 4. まとめ

2022年2月初旬に本稿を書いているが、2021年度も介護等体験については本学では代替措置とした。2021年度中に大阪府では、緊急事態宣言が出されている期間が長く、解除されている期間の方が短かいぐらいであった。近隣の都道府県によっては、教育実習の受け入れを不可とされたり、緊急事態宣言が出たため、開始時期を延期し、本宣言の解除後の1週間後から教育実習を開始すると連絡があったりする学校もあった。混乱した中であつたが、2021年度は教育実習が実施された。

現在は、「オミクロン株」の感染拡大の中、2月中の大学の行事は3月に延期している。本学では、次年度の介護等体験と教育実習は実施する方向で進めている。学校園の現場での実習体験は学生にとって非常に大きな体験、つまり、学修機会となる。大学・短期大学の各科目の教科教育法で模擬授業や模擬保育を実施する場合、大学生を相手に実施することになる。幼児児童生徒を相手に実践的な授業や保育をした方が当然学ぶことは多い。それはリアルな体験による学びであり、学生にとって貴重な経験として蓄積されていくものである。

本学では次年度以降もインターンシップも含めて可能な限り学外実習を実施したいと考えているが、本調査結果から2020年度の混乱を踏まえた2021年度以降の今後の課題と見通しを示す。

第一に、介護等体験についてである。まず、教育委員会と社会福祉協議会間の連携が重要であることが指摘されることが多かった。特に、混乱していたため、加盟校・準加盟校への連絡が遅く、事務的な面も含めて対応ができなかった。早期の連絡により学生への連絡、書類の作成、検査結果の収集・送付等が可能となる。

次に、介護等体験の受け入れの可否や受け入れ期間等の連絡についてである。福祉施設は高齢者のため重症化しやすいこと、特別支援学校は障がいの内容によっては重症化しやすいことが懸念された。代替措置が示されるまでは、受け入れが否の場合にはすぐに別の体験先を探す必要があり、事務担当者は対応に追われることとなった。2021年度も介護等体験につ



いては代替措置が認められたため、実施が不可の場合には代替措置が取られた。

前述のように学生の学修機会の確保の観点からは代替措置は望ましくないが、現状では難しい状況が続いていると思われる。

第二に、教育実習についてである。最初に、教育実習の受け入れが一括申請の自治体の場合の申請時期についてである。実習参加要件として前年度の学生の成績が基準となっていることが多く、実習時期が問題となる。

第三に、教育実習開始前に条件が付くことが多かった。つまり、実習開始2週間前から自粛期間、健康観察として自宅待機を求められたことである。この場合、本学では教育実習期間にこの2週間を加えて、公認欠席扱いとした。しかしながら、長期間、対面形式の授業へは参加できないため、学生への対応が難しい場合があった。

最後に、介護等体験と同様の問題である。教育実習先の受け入れ可否、期間短縮等の連絡は実習先の学校の状態に依存する。教職員や幼児児童生徒に感染者が増加し、休校や自宅待機の教員が増加した場合には急遽変更となる。感染が収束する見通しのつかない現状では、今後も実施に向けた努力をしつつ、個別に対応するしかないように思われる。

#### [引用文献]

文部科学省 2020a 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」

([https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020b 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について」

([https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt\\_kouhou01-000004520\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020c 「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知）」

([https://www.mext.go.jp/content/20200406-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200406-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020d 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」

([https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt\\_kyoikujinzai01-000009279\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kyoikujinzai01-000009279_2.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020e 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」

([https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt\\_kyoikujinzai01-000009279\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kyoikujinzai01-000009279_1.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020f 「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について  
(通知)」

([https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt\\_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf) : 2022年1月31日確認)

文部科学省 2020g 「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関する  
Q&Aの送付について」

([https://www.mext.go.jp/content/20200831-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200831-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) :  
2022年1月31日確認)

文部科学省 2021a 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の  
特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」

([https://www.mext.go.jp/content/20210413-mxt\\_kouhou01-000004520\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210413-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf) :  
2022年1月31日確認)

文部科学省 2021b 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (通  
知)」

([https://www.mext.go.jp/content/20210413-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210413-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf) :  
2022年1月31日確認)

## 質疑応答の記録

松宮 慎治  
(神戸学院大学)

<p><b>日時</b>：2021年度5月19日(水) 15時00分～17時00分 <b>場所</b>：オンライン (Zoom) <b>テーマ</b>：教育実習の今日的課題 —With コロナ、After コロナの新たな構築をめざして <b>司会</b>：三宅 茂夫 (阪神教協事務局長・神戸女子大学教授) <b>記録</b>：松宮 慎治 (神戸学院大学)</p>
--

なお、質問はチャットにより入力され、司会がとりまとめる形式で提示された。以下は時系列順であり、敬称を略している。

### 〈西仲 則博氏への質疑応答〉

**質問**：実習をボランティアに代替された際、評価をどのように行われたか。

**西仲**：ボランティアにどれだけ時間を使ったか、中身はどのようなことをしたかをチェックし、判断しました。

### 〈3名の先生方への質疑応答〉

**質問**：After コロナで、実習がこんなふうになっていくのではないかという予想があれば伺いたい。

**八木**：教育学部であれば大抵3年生で実習に行き、1年生で現場での1日程度の観察実習やインターンシップにいくような形をとっていると思う。熱心な大学であれば、2年生で週1回はインターンシップ、3年生で主免許状の教育実習に行き、4年生でも副免許状の教育実習という場合が多い。加えて、2年生時には介護等体験に参加し、4年間を通して、活動記録のつけ方や実習先への連絡の仕方等、徐々に社会人として必要な能力を身につけていくことが大切だと思っています。

昨年度、本学では学校インターンシップが全面中止となった。今年の3年生は介護等体験も中止し代替措置としたため、例えば電話のかけ方とか、お礼状の書き方とかを実際しない

ような状態で、3年生の9月に教育実習に行くことになる。教科の指導力もそうだが、社会人としての能力を育成していくという観点からも、今後の3年生や4年生の実習で問題化すると思います。

4年間を通して、どう現場との関わりをもっていくかというのは、今後 After コロナでもやはり大事になってくるのかなと思います。

**西仲：**どうなるか分からないが、GIGA スクールの関係で ICT が入ってきて、いかにそれを使って効率的な、新しい用語では個別最適な学習というのが言われているので、そういう今までになかった、今までとはちょっと違った、生徒が個別で持っているコンピュータを使って、どのように教育にデータを生かしていくかとかというのが、これから問題になっていくと思っている。コロナによる新しい教育的問題は、恐らく子どもたちが1人1台ずつコンピュータを持っているという状況に変わったことによる影響が大きい。今後そういう流れに対応していける教員養成が、喫緊の課題ではないかなと思っている。

**朝日：**コロナ禍でオンライン遠隔授業を経験してきた者としては、一体学校って何なんだろう、何のために学校に行くんだろう。もちろん教育実習にいけなかった学生、あるいは短縮で十分学べなかった学生もいる中で、教育実習って何のためにあるんだろう。そのリアルの体験を持つ意味っていうのを改めて問い直す必要と、一方でやはりオンライン、GIGA スクール構想が、今後、実現していくとなると、そういったものをフルに活用していくことも、また同時に進められていくことになるので、効果的な使い方っていうのは一体どうなるんだろうということを感じている。リアルな体験とオンラインや ICT の活用について、これまで以上に深いレベルで考えていかなければいけない。もちろん学生たちにはそういった考える機会を与えて、考えさせていかなければならないというふうになるのかもしれないと思っている。

#### 〈西仲 則博氏への質疑応答〉

**質問：**実習の一部がボランティアになった場合には、その内容が問題になると思う。指導力向上のために、大学としてはどのような内容が望ましいとお考えか。

**西仲：**学校に入れなかったものが入れるということになって、生徒たちと接する機会が実習で減った分、そういうところで学生が生徒を見るっていう機会が増えるというだけで、大きな教育的機会ではないのかなと思っている。学校から依頼されている内容の多くは、運動会や文化祭の補助や、不登校生や学習が遅れている子どもたちへの学習補助等であり、それぞれ、それなりの教育的意義がある。こちらから活動内容をあまり選ぶことができないこともあり、各学校が大学にお示しくださった活動内容が、望ましいかどうかを大学が精査するというよりも、その機会があること自体がよいことだと捉えている。

## 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（ICT 事項科目）

### — 1 単位必修化の課題と対応 —

杉 浦 健

(近畿大学)

#### はじめに

令和3年に行われた教育職員免許法施行規則の改正において、「情報通信技術を活用した教育理論及び方法」（以下、文科省「令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者資料にならい、「ICT 事項科目」と記述）の必修化（1単位以上）が定められた。

本論では、令和4年度の5月に行われた阪神教協課題研究会にておこなわれた「ICT 事項科目」の1単位必修化に対する問題と近畿大学における対処方法についての発表を基にして、当該科目に対してどのような科目設定を行うのかを検討する過程で明らかになってきた問題についてまとめていきたい。

#### 「ICT 事項科目」の開設条件について

まず今回問題となる「ICT 事項科目」については、もともと「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び各教科の教育法のただし書きにあった「情報機器及び教材の活用を含む。」としてあった内容を「教育の方法及び技術」と「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に分け、どちらも1単位以上習得することになったものである。

この改正においては、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、1単位以上の習得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されている場合、具体的には1単位ということから15コマの7.5コマ以上、シラバス上でその内容が確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における、他の事項と併せた授業科目の開設を可能とするというただし書きが付いていた。

課程認定作業においては、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できることが求められていた。

さらには「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の授業科目を担当する教員については、当分の間、改正前の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）か、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の、いずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあててを可能とすること、というただし書きも付いていた。

## 近畿大学における前回課程認定に起因する問題

今回の「ICT 事項科目」開設にあたって、近畿大学ではコアカリキュラムに対応した前回の教員免許法の改正に伴って行われた課程認定に起因する問題があった。

前回の教員免許法改正において定められた教職課程のコアカリキュラムにおいては、「教育の基礎的理解に関する科目」の中に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」があり、「道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」があった。

その際、近畿大学ではコアカリキュラムの充足の仕方について、教育課程・方法論A、Bという科目を作り、その科目の中に「教育の基礎的理解に関する科目」の中の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容と、「道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の中の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を含めた。コアカリキュラム充足にあたっては、「教育の基礎的理解に関する科目」と「道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にまたがった科目を作ってもよいということだったためである。

このように作られた教育課程・方法論A、Bでは、「教育課程」の内容と「教育方法」の内容を基本的には1単位ずつという形にし、AもBもどちらもこの両者をシラバスの中に含み、Aはどちらかという「教育課程」をメインに教えて、「方法及び技術」も教える、Bは「方法及び技術（情報機器及び教材の活用）」を中心に教えながら「教育課程の意義及び編成」を学ぶという科目で、2単位でAかBどちらかを選択必修という形で運用していた。

それが今回の改正で「ICT 事項科目」が1単位必修となったことで、その取扱いに問題が出てきた。すなわち前回の課程認定の際に教育課程・方法論Bというかたちで、教育課程に関する科目、教育方法に関する科目（情報機器の操作含む。）を合わせて科目を作ったため、もしこのままどちらも選択必修という形で残して、「ICT 事項科目」の1単位を追加すると、実質3単位になるため、コアカリキュラムに組み切れない問題が出てきたのである。

そこで検討されたのは、一つは「ICT 事項科目」についての1単位科目を作る方法である。そしてもう一つは教育課程論と教育方法論を分離し、教育方法論のほうに新しく入る「ICT 事項科目」を1単位分含め、教育課程論は独立させて、どちらも必修にするという方法である。

前者については、ちょうど検討時、コロナ感染症の影響でオンライン授業がほとんどだったため、オンラインもしくはオンデマンドで実施したらいいのではないかも考え、検討も行った。しかしながら、専任教員のみでは人員不足であり、非常勤講師にも担当してもらおうと考えたとき、オンラインもしくはオンデマンドでの形式の授業をお願いするのが難しいだろうことや、対面の授業にするにしても、非常勤講師に15回の授業の半分7.5回担当をお願いしたり、7.5回×2クールをお願いするなど変則的になること、履修する学生の方はある曜日の特定時間が7.5回で埋まってしまい、半分は空いてしまう形になるなど、検討すべきことが多く、断念することとなった。

後者のどちらも必修とする案については、必修単位が増えるため、学生の負担が増えるという問題がまず考えられた。また近畿大学では現在、(ICT 事項科目履修開始学年を予定した) 1、2 年はおおよそ500人平均で教職を履修するため、必修単位が1 単位増えるということは、500人分の授業を増やさないといけないということになる。さらに、今回の場合は特別な科目変更で、令和4年という、つまり来年度にもう開設という話になっているため、500人の授業をほとんど猶予なく、どのように開設するのか、非常な困難が伴うと考えられた。実はこのような問題が頻出したため、他の大学の対処状況を知りたいということで、課題研究会もこのテーマにしてくれないかと持ち掛けたいきさつがあった。

## 「ICT 事項科目」開設に伴う諸問題

これまで述べてきたように、近畿大学では現在、教育課程・方法論A、B を選択必修にしている。そこに「ICT 事項科目」1 単位が入ると、両科目とも必修にならざるを得ず、500人の学生が履修すると考えると、1 コマ50人と考えてもおおよそ10コマほどの授業開講が必要になってくる。これまで教育方法に関する科目担当者は、非常勤講師を探すのに苦勞しており、今後、担当者探しに困難が伴うと考えられた。

また移行措置の問題もある。新しい科目(教育課程論、教育方法論)を作ることになるが、その一方で、現行課程の学生のためにこれまでの教育課程・方法論A、B を移行措置でかなりの期間、具体的には4年ほど残さないといけないことになる。そのように残した一方で新たな必修科目を10コマほどプラスして新たに開講しないといけないことになり、非常勤も含めて教員が足りるのだろうかという懸念がある。

この問題は、すでに述べたように前回の課程認定の際に、教育課程と教育方法を分割してどちらも必修にしていた場合は、教育方法論の情報機器の操作の部分を広げるだけで十分対応できたと思われる。近畿大学の場合はそれができずに新規科目を多く開設しないといけない、移行措置もしないといけないと、苦勞をしているわけである。

また「ICT 事項科目」のコアカリキュラムを細かく読むと、「統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している」というコアカリキュラムの部分がある。正直、これまでの教育方法学の担当者はほとんど未知と思われ、どのように教えていくのか懸念がある。近畿大学でも、ユニバーサルパスポートという統合型校務支援システムに近いものがあるため、それを教えればいいのかとか、管理職になっている卒業生教員にシステムの説明をしてもらい、それを動画で見せるなど考えているが、そもそも授業担当者が経験していないものを、また学校や自治体によってシステムが異なっているものを教えることに果たしてどこまで意味があるのかという問題もある。

さらに原理的な問題になるが、近畿大学のように、教育方法学に「ICT 事項科目」の1 単位をプラスするということは、教育方法学の内容を1 単位分減らして教えることになるため、教育方法学自体を軽んじることにならないかという問題も出てくる。

今回の「ICT 事項科目」の1 単位必修化の、特殊な課程認定も問題である。文科省は恐ら

く、教育方法学の情報機器の操作の内容を増やすだけだから簡単だろうと考えて、来年度すぐに改正するようと、課程認定的には特殊な手続きを取ったのではないかと推測される。しかしながら、近畿大学のような大規模な大学では、1科目必修科目が増えるだけで開講コマ数は大きく増加する。そのことを文科省はどのくらい考えていたのであろうか。近畿大学では、それまで教育課程・方法論A、Bは1年生後期から履修可能だったが、令和4年に「ICT事項科目」を1年生に履修させると、教育課程・方法論A、Bを取り残している2年生以上はまだ多くいるため、教員の大きな負担増になってしまう（教育課程・方法論A、Bの担当者が基本的には「ICT事項科目」を担当するためである）。そのため新規科目は令和4年度に開設は難しいと考え、令和5年度より2年生の前期から開始にする予定で計画を進めている。もともと近畿大学では、教育課程の内容についても教育方法の内容についても教科の指導法のための基礎科目という捉え方だったため、履修開始が後ろ倒しになるのも、カリキュラム的に問題があると考えている。

また、短大の履修人数は少人数だが、来年度すぐに新しい教職課程になるため、すぐには開講せずに2年生からの履修と考えている（結局、科目等履修生が来年度履修する必要があったため、令和4年度より開設し、短大生も1年からの履修を認めることになった）。いずれにせよ近畿大学では、令和5年度より10コマ増となり、教員の負担が増え、非常勤講師も令和4年度には探す必要がある。もし1年生も取れる計画にしていた場合、本年度（令和3年度）中にすぐ非常勤講師を探す必要があった。令和3年度8月に告示して、翌年度入学生から実施というのはスケジュール的にかなりタイトであり、1単位プラスするだけでいいだろうと文科省は考えていたのかもしれないが、入試の記述式の導入や民間英語試験導入で問題となった、取りあえず見切り発車で発表すればあとは何とかなんとでも考えているように思われ、問題が大きい。

さらには大学の自己点検・評価においては、学生が教職課程の授業を取り過ぎており、教職課程の科目も含めたキャップをかける必要があるのではないか（現在は、教職課程のみに適用される科目はキャップ制の単位計算から外されている）という指摘も出ているようで、そういう中で1単位でも必修を増加させることは、なかなか厳しいと考えている。

もちろん問題があったとしても、やらざるを得ないのではあるが、阪神教協は「研究連絡協議会」であって、今回こういう問題があったということを文科省に知らせてもいいと考えている。

問題はまだまだあり、「ICT事項科目」は小中高免許が必修で、栄養教諭、養護教諭の免許は必修ではなく、従来の教育の方法技術をカバーする科目でよく、幼稚園免許も従来のままでいい形になっている。このように科目を分けて開設すると、近畿大学の場合、農学部で中学校免許と栄養教諭免許の複数免許を取得しようとする場合、教育課程・方法論AもしくはBと、教育課程論、教育方法論の3科目修得しなければいけない。また近畿大学の場合、教育課程・方法論AもしくはBは、栄養教諭免許取得の授業のためだけに残すような形になる。この授業は例年5人前後の授業なので、5人前後の授業をずっと残さないといけないという非効率的な部分も残る（栄養教諭免許についても、栄養教諭免許と中高理科免許を取る学生



が出てくるだろうことを鑑みて、結局2科目（教育課程論、教育方法論）必修とした）。

またコアカリキュラムの内容充足についての問題では、どのような通信情報機器をそろえなければならないのか、履修学生に見合った数のタブレット等端末が必要になるとなると、相当数のタブレット類の購入が必要になったり、学習ログなどを教えるために、実際に学校で使われている学習アプリなどの購入も考えられるが、どのような契約にすればいいのかという問題もある。

最後に、これも原則的なことなのだが、情報通信技術に関する業績を持っていない者も授業を教えられるという問題がある。もちろん「当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること」ともあり、研究業績をゆくゆくは残す必要があるということだが、これは結局文科省が大学教員の研究内容を規定してののではないかという問題もある。もちろん現時点でもすでにコアカリキュラムを教えるために、研究内容が指定されていると言えばそうなのであるが、これまでは教員の研究内容がその科目を教えるに足るかといった審査だったのに対して、にわかには新しい科目が作られ、その科目のために研究業績を上げろというのは引っかかるものがある。

以上、「ICT 事項科目」必修化に関して様々な問題を上げてきたが、現実問題としてはどのように科目を開設するのかという問題と、このコロナ感染症に伴うオンライン授業の問題はあったにしても、随分急いで新たな課程認定、というか科目追加が行われた問題、そしてそもそも原理的な、これは教職課程のコアカリキュラムそのものが、大学の教育内容を国が決定する的な問題など、複数の考えるべき問題があることを示してきた。今回の論が今後の「ICT 事項科目」の本格開設にあたって、また教職課程のカリキュラムの本質的な問題を考えるにあたっての道しるべになればよいと考えている。

## 参考資料

教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の改正について

令和3年9月10日 令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会資料

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課教員免許企画室

## コメント紹介及び意見交換 I

松 宮 慎 治  
(神戸学院大学)

日 時：2021年10月20日（水） 14時35分～15時15分  
場 所：オンライン（Zoom）  
テーマ：「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」  
1 単位必修化の課題と対応  
司 会：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学教授）  
記 録：松宮 慎治（神戸学院大学）

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

**三宅**：ありがとうございました。今いろいろと近畿大学さんのほうの、これからどういうふうに進めていこうかというようなヒントであるとか、アイデアであるとか、あるいは課題としていろいろと上がってくることというのを整理してご発表いただきました。今のご発表につきましてどうでしょうか、ご質問等ございますでしょうか。ご意見ご質問ございましたら、Zoom のリアクションのほうで挙手をいただきまして、それでもってご指名させていただきますので、カメラビデオオンでご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。どうでしょうか、ありませんでしょうか。

それでは大変申し訳ないんですが、アンケートのときにいろいろと、それぞれの大学の、取り組みの状況等お教えいただきました。それを見せていただきながら、大変僭越ですが指名をさせていただきますので、今のところまでの取り組みであるとか、あるいはやはり課題と思われるようなことをご発言いただければと思うんですが。誠に申し訳ないんですけど、A大学の方のご発言をお願いしたんですが。

**質問者A**：本学ですが、教育方法学と新たな ICT 受講科目をくっつけて開講するという方針で考えておりました。今、杉浦先生もおっしゃったように、やはり教育方法学の先生が、今やっている1コマ分を減らすとしたらどこを減らせばいいのか、もっといえば減らすところなんかないというお考えということで、できればプラス1単位で ICT 受講科目を持つような先生を探してきて開講したいという方針で今動いております。恐らく、本学含め多くの

大学が悩んでらっしゃることだと思うんですが、いわゆる教育工学的なことを専門的に教えらる先生というのが限られていますので、今のところ見つけられていないという状況でございます。開講時期につきましては本当のところであればあまり先延ばしにしたいので、来年から、1年生から受けてもらえるような形にしようかなというふうに思っていたのですが、実際問題として先生がなかなか見つからないということ、それとICTのほうを使った教育の方法というのは日進月歩の世界ですので、正直大学1年生のときに学んだ子が卒業するときにどれぐらい役に立つのか、それこそ1年前だったらZoomって何っていう世界だったのが急にこうやって普及していることも考えると、できれば2年生以降でやったほうがいいんじゃないのというような学内的なアドバイスもあったりして、今のところ2023年を開講めどとして検討しているところでございます。大した意見ではなく申し訳ございませんが、以上でお願いします。

**三宅：**ありがとうございます。教育工学等の絡みというか、なかなかそこに突っ込むこともできないということであるとか、あるいは指導の問題、それと内容の問題、いつ開講するかというようなことも今いろいろとお話いただきました、ありがとうございます。杉浦先生、今のご発言に何かご質問などありますでしょうか。

**杉浦：**質問内容というか、そもそも問題として、この科目必修で必要なのかという、かなりそれは本質的な部分です。大学で例えば1年生で学んだことが4年たって先生になったらもう全くの時代遅れっていうの十分あり得ますよね。ありがとうございます。

**三宅：**ありがとうございます。今、言われたとおりで、準備のことで頭いっぱいだったんですけど、やった授業が本当に学生の役に立つかどうかということまで思いが及んでいませんでしたので、なるほど、大切なことだと思いました。他にご参加の先生がたで今のご意見なり何かご質問ございますでしょうか。できましたら、皆さんいろいろと、わいわいとディスカッションのような形で進めてまいりたいと思いますので、いかがでございましょうか。

**質問者B：**失礼します。B大学では、教育方法論の内容を半分にするということは難しいなというふうに考えておまして、ICT科目1単位を新たに開講して、専任教員で、集中講義等で開催できないかというようなことを検討中ということになります。

**三宅：**ありがとうございます。何か今のお話にもう少しご質問なりたいことございますでしょうか。

**杉浦：**それではちょっと私が。

**三宅：**お願いいたします。

**杉浦：**やっぱり教育方法論も、うちは課程論と一緒になので、従来の方法学を半分にして残りで業務システムとか教えるのはすごくナンセンスやなあというのは思いました。やっぱり、授業の技術とか方法って本当に7.5コマでできるようなことではなくて、授業で本当にどういうふうに教材を提示していくとか、子供たちを引き付けていくとか、そういう部分に、いってみれば鉛筆の使い方とかを教えるみたいな、そういうナンセンスさがちょっと引っかかっていたというのもあって。でも1科目プラスアルファするってやっぱり結構大変ですよ。

**質問者B**：大変ですね。まだ全く具体化はしてないんですけども、集中講義で何とかできないかなというふうには考えておるんですが。

**杉浦**：ちなみに学生さんって1学年どのくらいいましたっけ、B大学。

**質問者B**：60人、70人ぐらいですかね。

**杉浦**：やっぱり。下手したら2コマ3コマですね。

**質問者B**：そうですね。

**三宅**：ありがとうございます。それでは次にいきたいと思います。C大学さん、すみませんがよろしくお願ひいたします。いかがでございましょうか。先日お書きいただいた辺りのことをもう少し詳しくお話いただければそれで構いませんので、よろしくお願ひいたします。

**質問者C**：C大学でよかったですか。

**三宅**：結構です、はい。

**質問者C**：現在、資料のほうにも記載いただいていますとおり、科目名が、ICT活用教育の理論と方法という科目で、現在開講しています方法の科目とは別に、新たにICT事項科目として開講しようと考えております。開講年次が3年次で、集中で本学の専任の教員が担当をしていただく予定になっております。ただ、ここで新たな課題といえますか抱えておられまして、3年次開講だと編入生の対応ができないなあということで、この辺りをどうしようかということで今悩んでいる最中なんですけど、編入生の対応をしようとする2年次開講がいいのかなあと。

あとは、他大学の皆さまにぜひお聞きしたいのが、機材を、杉浦先生もおっしゃっていたんですけども、タブレットを使うのか、パソコン演習室を皆さん利用される予定なのかとか、まだ決まっちゃらない大学さんも多いと思うんですけど、その辺り現状どう考えているかをお聞きしたいところです。

**三宅**：ありがとうございます。今お話の中で、編入生等の関係で開講年次のことと、あともう一つ機材のことについてのお話がありました。それにつきまして、こういうふうにご考えてるというようなことがございましたら、ご発言いただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

**多畑**：Cさん、多畑です。開講年次、確かに3回生になると、2回生までにしておかないと確かに免許法の関係で編入生には使えなくなるので、どうしましょう。今日参加されている方の中で、2回生までに開講しようとされている方。このリアクションで挙手いただきましょうか。（リアクションを待つ。）皆さん、2回生までじゃない所のほうが少ないか？さつと何人ぐらいかな、今で31か。

**三宅**：34ですね。

**多畑**：34。加盟大学、参加大学数のこと考えて34、今のところ半数か。

**三宅**：参加者96なんでダブリもあると思うんですけど、96人中35です。

**多畑**：35まできているんですね。

**三宅**：それぐらいが2回生までの開講ということでしょうかね。

**多畑**：まだ検討中だという所もあるでしょうから答えられないということなんですよ。Cさ

ん、こんな感じなんですけどどうです、意外と少なかったですかね。

**質問者C**：全く見当がつかなかったので、今、三十数名の方ということで非常によく分かりました、ありがとうございます。

**三宅**：何か機器のことについても既にいろいろと段取りされてる所はございますでしょうか。そこら辺りの情報をお願いいたします。

**発言者D**：すいません、D大学のDと申します。本学としては機器の活用、ICT 関係の活用なんですけども、基本的に多くの大学で導入されていると思うんですけど、BYOD の関係でパソコン等の機器については学生本人に購入してもらっています。その上で、パソコンのほうの中に ICT に関するようなソフトウェアとかは導入していってもらおうという形で授業を実施することが検討されてます。そもそも大学として ICT の科目というのは、恐らく教職に関係なく開かれてる大学さんのほうが、必修科目として開かれてる大学さんのほうが多いと思うので、その辺りの延長線上としてこういう機器関係のところ導入していけば、さして影響が出るところじゃないんじゃないかなあというふうには個人的に思っております。以上になります。

**三宅**：ありがとうございます。今の件につきましてC先生どうでしょうか。

**質問者C**：あれですか、学生さんが各自購入されているパソコンを利用されてるっていうことだったんですけども、それはこのコロナ禍がスタートして、学生さん、ノートパソコンご自身の持たれる学生さんが非常に多くなっているんですが、そういった流れに乗っての上での学生さんのノートパソコンを利用するっていうことなんでしょうか。

**三宅**：いかがでしょうか。

**発言者D**：乗っかってというのは、例えば Zoom とか Teams っていうことを指すのであれば、それは当然乗っかる部分だとは思いますが、それ以外にもいろいろと ICT 活用って、そういったことに限らず全般的に広い範囲でどの部分を適用するかっていうところから考えていけないのではないかなと思うんです。例えば本学の場合ですと、PC 以外の ICT の機器としては360度カメラとかそういったものや、ウェアラブルカメラという眼鏡のような感じになってるビデオカメラとかあったり、ハードウェアとしてはそういった機器もあるので、そういったものを導入するっていうのも検討にはもちろん入っていますが、学生に主体的に使ってもらうものとして、それを50個も100個も購入するっていうのは現実的ではないので、それに関しては先生方に使っていただいて、使い方として覚えてもらうっていう形になるかなと思います。

**三宅**：ありがとうございます。いかがでしょうかね、それじゃあE先生お願いします。

**発言者E**：本学、ここに書かせていただいていますとおり、ICT 受講1単位ですね、必修化に当たっては教育方法の中に入れますので、今までの方法論2単位分使って授業しておりますけども、先ほど杉浦先生から懸念を示されましたとおり、方法論の内容を半分にした形で今回の ICT 受講を入れるということで、今あらためていろんな課題があるなあというふうに思っているところです。以上です。

**三宅**：ありがとうございます。機器のことやなんかについてはまだご検討されていません

か。

**発言者E**：実際にはまだその辺りは検討に入っていないんですけれども、ただデータサイエンス関連の学部をこれから立ち上げることが学内で論じられている中で、学生には全員ノートパソコンを持たせる方向を検討しておりますので、それが現実にならば、全員がICT教育を自分のパソコンで実施する環境が整う可能性が出てきますので、それはある程度並行的に考えてこれから検討に入っていきたいなあとというふうには考えてます。

**三宅**：ありがとうございます。先ほどのD大学さんと同じような、パソコンを持たせてっていうようなことですが、他には機器に関してアイデアというか、こういうふうを考えてるっていうものがありましたらご披露いただければと思います。いかがでございましょうか。

**発言者F**：本学ではこちらにも書かしていただいておりますが、小学校のほうではICTの関連科目を2単位新設する予定で、中高のほうでは今既にある教育方法の科目と併せて2単位で行う予定をしております。機器についてなんですけども、まだこの科目の中身についてどうするかという辺りが決め切れていないので、機器についてはまだ議論もできていないような状況にはありますけれども、恐らく学生に全員何か機材を持たせてというよりは教員が何か機材を使って行うのか、あるいは講義で行うのかというような形になるのかなあとというふうに考えています。

**三宅**：開講時期はいかがでございましょうか。

**発言者F**：開講時期としましては2年次配当で考えていまして、ただ開講そのものは来年度から今既にいる在学生も含めて、新カリキュラムで行おうと思って検討を進めているところです。

**三宅**：ありがとうございます。今のお話に関わって何かご質問ございますでしょうか。ありがとうございました。それでは次にG大学さんいかがでございましょうか。

**発言者G**：本学では、今のところ教育方法学に含めて開講する予定にしております。2年次配当で予定をしております。機器等につきましては、現時点ではまだ授業内容につきまして詰め切れておりませんので、具体的な検討というのはまだ行っておりません。以上です。

**三宅**：お考え始められた時期だろうと思うんですけど、何か特に今、喫緊で、直近でお困りになっていることとかございますか。

**発言者G**：そうですね、確かに授業においてICTを利用してということなので、学生に対してどの程度そういった機器を利活用したものにするかですとか、それに伴ってどういう機器が必要なのかという点については、やはり費用的な問題もございますので、どうしていくべきかというところを詰めていかなければいけないあと考えております。

**三宅**：ありがとうございます。それでは、その次にH大学さん、お願いいたします。

**発言者H**：お願いします。本学なんですけれども、教育の方法及び技術と別でICT事項科目として開講を考えております。その中で今、教育の方法及び技術を2単位でICT事項科目1単位とするのか、教育の方法及び技術を1単位にしてICTを1単位新設するのかっていうところを考えております。開講年次としては、今のところは1年次を予定しております。別件なんですけれども、本学、栄養教諭の課程があるんですけれども、先ほど杉浦先生の話

にもあったんですが、栄養教諭の課程をお持ちの大学さんで開講をどうされるのかっていうのを、もし可能でしたら教えていただければと思います。

**三宅：**ありがとうございます。栄養教諭の課程についての対応です。どちらか栄養教諭の免許課程をお持ちの大学さんで、なんか情報提供できることございませんでしょうか。ありませんでしょうか。

**発言者Ⅰ：**I大学のIなんですけれども、本学、栄養教諭を持っております。中高と共通開設ですので栄養教諭は何も変わってはいませんが、中高と同じように1単位の科目追加しますので、ICTの科目を追加して、あと教育の方法及び技術は2単位のままだったのを1単位に減らしております。同じように教育の方法及び技術も1単位に減らせて1年生からは同じように開講しようとしています。開講年次は大学2年生の後期に開講年次はしています。本当だったら1年生とか、できれば年次する時期早いほうがいいだろうなどは思うんですが、あまりにも科目が重複してくる、履修できる場所がないということで、2年の後期にしています。機器に関しては、一応このコロナの関係で学生がパソコンは自分で持っている、今年度2年生からは必ず自分で購入するよというところをしています。2年生以上であったとしても持っているということでそれを利用する、改めてパソコンを大学へ設置する、準備するということはず、学生の持っているもので活用しようと考えています。

後、気になってることを続けてですいません、編入学生の対応っていうのが、同じように新法の新課程の適用ということで、編入学した学生さんには新しい科目を履修させなければいけないのかどうかっていうところが気にはなっているところです。はっきりとまだ回答が出てないと思うんですけれども、このことに関して何か情報をお持ちでしたら教えていただきたいっていうところがあります。

それともう一つ、これも書いてはいるんですけども、学力に関する証明書に関して、来年の4月1日から学力に関する証明書の科目、まあ区分とかですね、その名称を変更して出さなければいけないっていうことも聞いてはいるんですけども、本学は来年度入学生から新しい新科目区分へ出そうとしていたんです。でも、来年4月1日から学力に関する証明書を新しい名称で出す必要があるっていうことも伺ってまして、そこのところは何がどうなるだろうかっていうところ、これも何か情報ご存じでしたら教えていただけるとありがたいです。以上です。

**三宅：**ありがとうございます。今あらためてまたI大学さんのほうからご質問というか投げ掛けがあったんですが、編入生の新法の適用について、あるいは科目の名称等についてですが、どなたか情報をお持ちでしょうか。ありませんでしょうか。

**多畑：**栄養教諭の開設のところなんですけれども、今、I大学さんもそうでしたけども、これ今私しゃべると、後の、私の15分の分をしゃべってしまうことになるんですけど、本学は資料にも書いてますけど、教育学科の小免と中免の課程については、要は教育学科は1単位ものを新しく開設するということになっています。要はプラス1単位分になるということと、その他での学科での、中高の課程は既存の科目のほうに含めて開設するということと、現在も既に栄養教諭とか養護教諭、共通開設していますので、養護教諭、栄養教諭のほうに

もこれを含めることは別に妨げないことになっていますので、こちらのほうは共通開設で栄養教諭も全部養護教諭も共通開設しようということで今進んでいるところになります。

教育学科のほうは、1回生で開設をするということですので、I大学さんのおっしゃっていたような部分とか、G大学の方のおっしゃっていたようなところ、編入生等々のところはクリアをしていこうということで、それ以外の学科は3回生やったかな、3回生の開設になるので、先ほどC大学のVさんのほうからもあったように、編入生のところについてはちょっと課題は残っていくというような状態にはなっているというところでございます。栄養教諭のことについては、栄養教諭の持っている大学としての検討状況としては以上です。

**三宅：**はい、ありがとうございます。先ほどのI大学さんの質問については情報ございませんでしょうか。

**発言者D：**すいません、よろしいでしょうか。

**三宅：**はい、よろしくお願いいたします。

**発言者D：**確か9月10日の際にあった、事務担当者説明会だったか何かのときに、資料共有さしてもらってもいいでしょうか。

**三宅：**よろしくお願いいたします。

**発言者D：**この14ページの所に履修方法の経過措置についてということで、令和4年度以降の入学生と書いてあるので、これは新法の解釈と同じで、編入生であっても令和4年度以降に入学した者については履修しないといけないのではないかなという認識をしております。令和4年度以前の入学者に関してっていう所で書いてある所も、ある程度科目等履修生とかそういうことが記載されているので、編入生についてはその認識じゃないかなというふうに思っていたんですけども、どっちが違うんじゃないかって思われている方がいらっしゃれば、ぜひ逆に教えていただきたいなっていう感じではあるんですけど。

**三宅：**はい、ありがとうございます。今、資料のご提供をいただきご説明いただいたんですが、このことについて何かご存じの方いらっしゃいますでしょうか。あるいはこういう表現の仕方の考え方というか、原則というか、いかがでしょうか。

**多畑：**神戸学院の松宮さん。

**松宮：**はい。

**多畑：**どうですか。

**松宮：**学力に関する証明書、今の在學生に関しては今の様式で卒業まで発行しようと思っていて、次年度入学生から新様式にしようと思っていたってことですよ。

**発言者I：**そうなんです。来年度入学生から新法適用っていうんでしょうか。にしようと思ってるんで、今現在の在學の例えば1年、2年、3年、3年が来年になったら4年生なりますよね、そのときにはまだ旧法の文言でいいと思ってたんですけども、そうではなくって、令和4年4月1日発行分から名称は変更しなければいけないっていうようなことを聞きましたので、他の大学さんも令和4年4月1日から学力に関する証明書の発行に関して、



新しい文言に書いて出されるでしょうかってところなんですけども。

**松宮：**それは恐らくそうだと思いますが、多分、今のご質問は、なぜそういうふうにするの  
かっていうことがよく分からないってことが背景におありかもしれません。ですけれど  
も、今の話は非常に大事な点で、今の ICT 事項を既存の科目と合わせ技にする大学さん  
にとってはそうしたところで何の問題もないんですけども、そうでない大学さんにとってどう  
なるかってちょっと微妙なところがあると。結論としては、次年度の4月施行時点から新法  
名称で出す、新法新規則名称で出すっていうのはそれは間違いないことだと思います。

**発言者 I：**本学の場合、学力に関する証明書だけじゃなくて、いろんなシステムと連携させ  
て名称が出るようになってるんです。今現在の例えば大学の3年生でしたら、今現在の  
ICT のことが載っていない名称が出ているわけで、新しい名称に変えるのは来年度入学生か  
ら便覧上であるとか、変えようとしていたわけなんです。学力に関する証明書を来年度から  
全部変えるだったら、今現在の1年、2年、3年生の履修便覧上に乗っている名称である  
とか、そういうものも変えなければいけないのかどうなのかっていうことも含めて、自分も  
今自問自答してる場所ではあるんですけども、学力に関する証明書だけは書いて、学内の履  
修便覧上の表記っていうのは今現在の在學生はそのままいいのかどうかとちょっと迷っ  
ているところがあったので公開した次第です。

**多畑：**多畑です。今、画面の共有のところで見せていただいているその通りで、最後に今、  
I さんおっしゃったのが今の多分、認識だと思うんですよ。科目の適用は来年度の入学生か  
らなんですけど、証明書は、4月1日以降に発行するやつは、新しいやつにしないといけな  
いっていうふうになっていたと思うんですよ。あんまり細かな所が、この間の9月の説明  
会ではなかったですし、もしかするとQ&Aを文科省が、今、多分いろんな所から質問い  
っぱい来てるので、Q&Aをまた出してくる、12月にまた説明会、いつものやつがあると思  
うんですけど、そのときまでにまたもしかすると出してくる可能性があるん違うかなとは思  
いますので。ただ証明書は4月1日以降が新しいやつにしないといけないうのだけは確  
実だというふうには認識はしてます。多分松宮さん言いたかったのはそういうことやったん  
じゃないかなと思いますということで今のところはそんなところでいかがでしょうか。

**発言者 I：**はい、ありがとうございます。すいませんでした。

**三宅：**どうもありがとうございました。他に、これについて何か、情報なりご意見なりござ  
いましたらお願いします。いかがでございましょうか。非常に重要な所でございますので、  
ありませんでしょうか。それでは、その他のことについて何か、今までずっとこれまでの所  
でいろいろ課題なりご質問なりいろいろございましたら、何かそれらについてご発言ござ  
いますでしょうか。ありませんでしょうか。

それでは、ここで少し休憩を取らせていただきたいと思います。予定通りに進んでおりま  
すので、15時35分まで休憩を取らせていただきますので、また15時35分になりましたら再開  
しますので、ご参集いただければと思います。それではよろしく願いいたします。

## 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 (ICT 事項科目)

### — 1 単位必修化の課題と対応 —

多 畑 寿 城

(神戸女子大学)

神戸女子大学における、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」(ICT 事項科目) 1 単位必修化の課題と対応について報告する。

本学では ICT 事項科目の導入において、以下のような課題がある。(令和3年10月現在)

- ①教職課程の科目も含めたキャップをかけるように指導されている中、例え1単位でも教職専門の単位を増加させ、学生の履修総単位数を増加させないようにするには、専門科目の学びを減らさなければならない。
- ②「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位は小・中・高免課程は必修となり、共通開設していた養教免、栄教免は「教育の方法技術」のままでよく、幼免は「教育の方法技術(情報機及び教材の活用を含む。)」と従来のままでよいこととなり(但し、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位を含んではいけないということではないとのことであるが)、科目を分けて開設すると中免と栄教免や小免と幼免の複数免許取得の場合、今は1科目でよいが、2科目取得しなければならない。その分のコマ数の確保等が生じる。また、学生の負担も増す。
- ③「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」のコアカリの内容を具体的にする時にどのような通信情報機器を揃えなければならないのか。  
履修学生数に見合った数のタブレット等端末機器が必要となれば、相当数の購入をしなければならないのではないかと。

幼免、小免に加え中免を取得できる教育学科は、コース制を敷いてその中の義務教育コースでは、小免プラス中免(英語)を取得できる。課程認定申請時には、学位との相当関係から英語の学位が出せる程度の下支えの科目を開設したうえで一定程度必修科目とするようにする必要があった。また、教育学科は「教員養成を主たる目的とする学科」であり、小免は、結果的に取得できないということはあったとしても、小免は原則取得可能であるように教育課程を編成することから、当該コースは卒業要件単位数が非常に多くなっている中で、さらに1単位分をプラスとなるとのことで、開講形態について、学科において検討を重ねている。

現在、「教育の方法技術」を幼免と小免とで共通開設をしてるが、上記②の課題について職

員側からも十分伝えたいので学科において検討を進め、教育学科については幼免と小免は別科目にする方向で検討が進められている。

教育学科以外の教職課程（中・高免、養教免、栄教免）の「教育の基礎的理解に関する科目等」（教職専門科目）は、教職支援センターが所管している科目であり、どの学科にも所属していない。教育学科以外の学科に共通に開設している教職専門科目の部分については、教職支援センターの運営委員会に、共通に開設するという事で提案を行った。卒業要件の単位になっていないので、1単位分増加すると、キャップ制への絡みもあり、専門科目のところまで食い込んでいくことになり、専門分野の上に成り立つ教免にもかかわらず、専門の単位に浸食していくことがあっていいのかとの議論もあったが、結果として共通に開設する予定で進んでいる。

課題の③については、この度コアカリキュラムが示されたが、シラバス作成にあたり具体的に、どのような通信機器等を備えないといけないのか。例えば、タブレット使うのか、PC使うのか、それをどれだけの数でどんな仕様のものが必要なのかとか等々学科や教職支援センターでは不安もあったが、担当予定の先生から、「パソコンを使いながらできるような方法で授業は考えている。」との話があり、特に改めて機器の購入は行わないことにしている。

文科省は『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』の担当教員の業績は当面はなくても良いということであるが、本学では定年による欠員が生じる分野ではなく、ICT 事項科目を審査でも通るだけの業績のある方の採用を教職支援センター長を通じて提案をし、学園側の上承も得て採用に至った。

本学は、教職課程の改革については、中教審での各種審議会を傍聴して情報を得て、準備を始めるようにしており、この度の ICT 事項科目の件も令和 2 年の秋ごろの中教審の議論の内容を踏まえて、学内への周知を行い、準備に取り掛かった。教育学科では令和 3 年 4 月からは、教育の方法及び技術に含めるか、切り出して科目を新設するかという検討が具体的に始まった。

今後の12月の文科省の説明会等の内容によっては、微修正を加えていく必要も出てくるであろうが、教職支援センターと教育学科で対応をしていくことが確認されている。

今後の進め方は、既に教職支援センター運営委員会の承認は得られているので、11月の教務委員会、12月には部局長等会議及び教授会で、学則変更として諮っていく手順で進める予定である。

以上のように、できるだけ早く国の動静をつかんで情報を入手し、正式に決まっていなかった段階からも学内では検討し、決まれば軌道修正しながらやっていく、という形を取ってきたので、通知後に特段慌てて検討して準備をしたということは無かった。

職員としての今後の対応は経過措置や学力に関する証明書の発行について詰めて対応を検討していく必要があると考えている。

以上が神戸女子大学のこれまでの対応（検討の経過）と、現在（令和 3 年10月現在）の状況である。

## コメント紹介及び意見交換Ⅱ

松 宮 慎 治

(神戸学院大学)

**日 時**：2021年10月20日（水） 15時50分～16時25分

**場 所**：オンライン（Zoom）

**テーマ**：「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」

1 単位必修化の課題と対応

**司 会**：三宅 茂夫（阪神教協事務局長・神戸女子大学教授）

**記 録**：松宮 慎治（神戸学院大学）

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

**三宅**：ありがとうございました。主に、本学での準備の取り組みについて、その経緯についてお話しいただきました。今のご発表に、何かご質問がございますでしょうか。いかがでしょうか。杉浦先生、お願いいたします。

**杉浦**：結局、学科が違つと、結構、違う科目になっているという理解でいいんでしょうか。

**多畑**：そうですね。小免、幼免が中心の教育学科は、別科目に置いていると。それも1単位分の別科目を置いている、ということになります。それから、いわゆる開放制でやっている中高課程の学科については、今まであった方法技術の科目に含めて、文科省が一番言っている、含めて1単位分、7.5コマ、8回はやってくださいと。15回に換算すれば、8回はやってください、みたいな形で含んでいく。確かに、方法技術のところは薄くなるかも分かりませんが、同じ先生でやっておられるということと、それに関連した他の科目もあるので、そこも1単位的に考えて、その1単位分は絶対に下ることができませんので、そこは、その内容を盛り込んでやってくださるといような状態ですね。

**杉浦**：もともと、方法と課程は分かっていたということによろしいですね、うちと違って。

**多畑**：そうですね。

**杉浦**：なるほど。分かりました。

**三宅**：ありがとうございました。他に、何かご質問等はございませんでしょうか。ありませ

んでしょうか。それじゃあ、申し訳ないんですけど、先ほどと同じように、アンケートのほうに書いていただいたことについて、またご説明いただいて、それについて皆さんで深めていければと思います。それでは、J大学さん、お願いいたします。

**発言者J**：1単位必修化のほうなんですけど、令和4年度から、単独に開講しようと検討しております。教員には近く、細かく依頼したいと思っております。

**多畑**：活字業績、心配されてるってということなんですけど、その辺、どうです？

**発言者J**：業績なんですけど、10年間に新しい業績っていうものがないもんですから、そこら辺だけ気にしているんですけど、もともと小学校の教員をされていて、現場でICT教育をされていたもんですから、その辺については、大丈夫だと認識しております。

**三宅**：ありがとうございます。

**発言者J**：ありがとうございました。

**三宅**：それでは、申し訳ないです。その次、K大学さん、お願いいたします。

**発言者K**：本学のほうでは、既に開講している科目の中に含めた形で、来年度から開講したいというふうに思っています。先ほども話にありました、科目等履修生の関係がありますので、履修基準年度は2年からなんですけど、来年の開講を予定にしています。今、こちらで検討しているところの課題としては、科目名称を変更するかどうかというところを考えています。もし、今ある科目をそのまま充てられる大学さまにおかれては、科目名称を変えられるのかどうかというところのご意見がいただけたら、ありがたいなと思っています。以上です。

**三宅**：ありがとうございます。皆さんのお手元にあるリストの中に、課題として、科目名称を変更するかどうかというようなことが書かれておりますが、これにつきましては、それぞれの大学さんではどのようにお考えでしょうか。

**多畑**：神戸女子大学です。先ほどの私のご報告の中で言い忘れていたんですけども、科目の名称、教育学科の先生方のほうで決めておられたものが確かにあったんですけど、9月の文科省の説明会のところで、きょうも事前配布している資料の中にもあると思いますが、課程の新設の業務された方は、よくお分かりだと思いますけど、あんまり突拍子もない科目名称を付けていると、必ず指摘が入ってきたり、できるだけこの例示のやつに似たような文言が入ってないと、なかなか、すっといかないというところがあるので。確か、うちは、ICT活用の理論と方法か、理論と実践か、こんなような科目に、教育学科のほうはしていたと思います。それから、それ以外のところは、今までの、教育の方法及び技術を踏襲してそこに含む形にしたので、まさにこのままで、『教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）』と。これを使おうということをしています。

特に、先生たちのほうからも、今後また、別の科目、履修するために、科目履修でどこかの大学にいくとか、通信で何かするとき、うちのほうから学力に関する証明書を出したときに、この科目だけはっきり分からないと、結局は自分たちのところへ返ってきて、それを分かるようなものを付けて、一緒に渡してあげないといけない、とかいうことが起こるので。できるだけ、法令上に定められているものは、文科省がいう名称例に従いましょうかと

ということで、ずっときてましたので。今回もそれでご提案をしたら、担当の先生のほうからも、それで変えましょうみたいな話になりましたので。そういう形で神戸女子大学は、やっております。

**三宅：**はい。ありがとうございます。それでよろしいでしょうか。資料の9ページのほうに、名称の例がございます。文科省の資料の17ページですかね。今、授業科目名について、何か他に、それぞれいろいろお考えだろうと思うんですけど、うちはこういうふうな名称にしようと思っているとかいう情報がございましたら、お願いいたします。ありませんでしょうか。はい。それでは、その次にいかせていただきたいと思います。L大学さん、お願いいたします。

**発言者L：**L大学教務課のLです。よろしく申し上げます。本学のほうでは、こちらにも記載させていただいてますけれども、令和5年度の開設予定で、今のところ準備をしています。開設方法としては、今ある科目、教育の方法・技術に含むような形で、2単位必修で変わらず開講したい、というふうに考えております。本学としては、教育学部もありますし、開放制の人文社会学部等もありますけれども、どちらも含む形で、1単位単独開講はせずに開講しようかなということで。今、学科のほうと調整するために、資料を整えているところです。以上です。

**三宅：**はい。ありがとうございます。それでは、その次に参りたいと思います。その次は、M大学さん、お願いいたします。

**発言者M：**大学教務課のMと申します。

**三宅：**お願いいたします。

**発言者M：**本学の場合、当初、単独開講を考えていたんですけども、実は、教育の方法と技術の教員に、ICT関係を含んで開講できないかと問い合わせましたら、とても無理だと言われてしまいました。現在、担当できる先生がいなかを探しているところなんですけども。まだ具体的に開講につきましては、教育の方法と技術が3年次開講なので、今のところは、令和5年度の開講を考えております。まだ具体的には全然進んでない状態なんですけども、きょういただいた情報を基に、もう一度、教員と検討させたいと思っております。以上です。

**三宅：**ありがとうございます。大体、同じような準備状況でございますので、特に何かご質問等ございましたら、またお願いいたします。次は、N大学さん、お願いいたします。

**発言者N：**本学では、単独開講で検討しておりまして、中・高用と小学校用に分けて、1単位ずつにする予定です。本学では、教育方法論と総合的な学習の時間の指導法というのが、合体してやっておりますので、ICTについては別とする予定で、プラスアルファとする予定で、配当年度は3年を現在、検討しているというところでございます。11月に委員会を開いて、承認を得ていく方向でございます。

**三宅：**ありがとうございます。進めておられる過程で、何か課題とかはございますでしょうか。

**発言者N：**先ほどもお話がありました通り、編入学生が3年次にいた場合、本学では3年次配当としておりますので、その場合に、本学では、あまり編入学生が多くはないですけれど

も、そういったときに開講をしていく必要があるのかどうかですね。その辺りは気になるところでございます。

**三宅**：ありがとうございます。編入につきましては、先ほども幾つも出てきてまいりましたので、やはり課題として、これからいろいろ議論していかなければならないとこだと思います。それでは、その次に・・・。

**杉浦**：すみません。ちょっと邪魔をするんですけど。

**三宅**：はい、どうぞ。

**杉浦**：小と中、高、すいません。コマ数って何コマぐらいになりそうですか。おおよそで結構ですけど。例えば、ですが。

**発言者N**：8コマの予定です。

**杉浦**：これは、8コマ単純プラスってことですよね？

**発言者N**：はい。なんですけども、もしかしたら1回は、小学校と中・高で、合同で開講する可能性はございます。

**杉浦**：ああ。いずれにせよ、コマ数、増えますよね。

**発言者N**：コマ数は増えます。

**杉浦**：ありがとうございます。

**三宅**：ありがとうございます。杉浦先生、ここまでで、何か皆さんに、特にご質問等がございますでしょうかね？

**杉浦**：質問とかではないですけど、意外と単独開講が多いんやなっていうのは、印象に残りました。

**三宅**：ありがとうございます。それでは、続けて参りたいと思います。O大学さん、お願いいたします。

**発言者O**：失礼します。O大学のOと申します。資料に書かせていただいておりますように、1単位、今回の分ですね、独立して、というか、分けて開講するということは、今のところは考えておりません。例えば、小学校、幼稚園とかの合同、同時に開講できる部分という扱いをどうしていくかっていうのは、また細かい内容になってまいりますので、その辺は来年、実は、先生、新しく着任されるんですけども、先生ともいろいろ、あと、学校側ともいろいろ相談しながら決めていきたいというところ。今は、11月19日までに文科省に回答する内容、最初の詰めを行っておるところで。焦らないで進めていきたいと思うんですけども、ちょっと焦っている、そういうところでございます。

**三宅**：ありがとうございます。それでは、次、P大学さん、お願いいたします。

**発言者P**：P大学のPと申します。本学では、2022年度以降、中、高の科目と養護、栄養の科目共通で開設を検討しております。現在、担当いただいております教育方法技術論の担当の先生に、『情報通信技術の活用含む』内容も含めて、教えていただけるかどうかをお尋ねする予定になっております。以上です。

**三宅**：ありがとうございます。それでは、その次、1枚目のほうに戻りまして、Q大学さん、お願いいたします。

**発言者Q**：Q大学のQと申します。本学では、現在ございます教育方法学に含めて開講する予定で、今、準備を進めております。担当の教員につきましては、現在、担当いただいている教員プラス、情動的なところを見ていただく先生とオムニバスというような形で、1単位ずつ分を合わせて開講する予定でおります。本学の課題としましては、その合わせた中で、果たしてコアカリで示された内容というのが、情報系に関しましては多岐にわたっているんですが、それがその2単位の中で、2単位うちの1単位で、十分充足できるのかっていうこと。あと、在学生ですね、4年度入学からの対応を考えておまして。他の体制前の事項の受講科目を履修した学生に関しては、経過措置ということで進めるつもりはしているんですけども。例えば、取り漏れた学生用に、旧の科目を置いておかないといけないのか、その辺りも含めて今、検討を、ということになっております。以上です。

**三宅**：ありがとうございます。示された中身をその1単位でしっかりと修得できるのかというのは、これからいろいろと検討されるべき問題だろうと思います。担当者のことも関係ありますし、その辺りは難しいと思うんですけど。今のご発言、何かご意見ございますでしょうか。

**多畑**：多畑です、何遍もすみませんが。確かに、今おっしゃった中に、単位を落とした子、再履修の子が残ったときの対応とかもどうするか、というような課題もあると思います。多分、これ、うちの大学の場合やったら、もう1回開講しますね。教職の科目に関わらず、8年の修業年限の期限までは保証するというので、学年進行でも終わってしまっている、取り残した学生が履修したいということで、必修の科目であれば、必ずもう一度、開講するような手続き、学内で取って、開講するような形にはしていますので。同じように、その対応にはなると思います。

**三宅**：ありがとうございます。それでは、その次に参ります。R大学さん、お願いいたします。

**発言者R**：本学も今、既存の科目に含めた形で開設する予定になっております。科目名称に関しては、教育学部と体育学部では、それぞれの既存の科目名称がありますので、9月の文科省での説明にもありましたような事例が出ていた、かっこ付きの科目に関して科目名称を付ける、というような形で今、検討を進めているところです。配当年次のほうは、3年次の予定をしているところです。今回も、最初にお話がいろいろとありましたように、情報機器のものをどういうものを使うのかということが、まだ検討を進めてないというところですので、今後、どういようなものを取り扱うのかというのを検討、進めていかなければいけないなというのは思いました。以上です。

**三宅**：どうもありがとうございます。今、機器の話が出ましたが、何か機器のほうでいろいろと、こういうものを使うというのを考えられておられるところはございますでしょうかね？ありませんでしょうか。またそういう情報も、皆さんで共有できればと思います。それでは、申し訳ないです。その次、S大学さん、お願いいたします。

**発言者S**：はい。いつ来るか、どきどきしながら、飛ばされたから、もうないかと思っていたんですが、S大学のSです。よろしくお願ひします。回答のほうは、すみません、すぐく



シンプルに。既存の授業科目に含めて、開講をする予定、とだけ書きました。本学には、中高の課程しかございませんので、現状の教育の方法・技術の科目に、『情報通信技術の活用』というのを含めて、開講する予定にしています。もともと、と言いますか、現状、開設している教育の方法技術の科目自体、比較的 ICT というか、情報通信技術の活用みたいなところをかなり扱った内容の科目で、授業を実施していただいていますので。今は、新しいこのコアカリキュラムの内容に対応した授業に、少しマイナーチェンジといえますか、1 単位分、8 コマ分は含める形になるよう、授業の構成、シラバスの修正を担当の先生に検討していただいているところです。

それから、科目名称ですけれども、文科省の9月の説明会のときに、いろいろと例ということで出てきますけれども。単独で開講するときは、比較的 ICT って出ているんですけど、含める場合は、なぜかあんまり略称なくて、『情報通信技術の活用含む』って、そのまま書いて、すごく長くなるので。あくまでも記入作成の例なので、こんな感じのワードが入ってたらええっていうことを説明会でもおっしゃってましたんで。本学の場合は、現状の名称、教育の方法・技術に、かっこ書きで、ICT の活用含むっていう形で今、名前を考えているところです。

それから、配当が、現状も3年生配当になっています。今回、新しい ICT、切り出されるときに、各教科の指導法で ICT の活用をやる前に、するための科目を作るんだみたいな、文科省のほうからあったので、これ、2年生とかで作らんとあかんのかな、ということは思っています。検討はしたんですけれども、なかなか前倒しすると、今までの現状の学年と、新しい学年とで経過措置でいろいろ作ったりするの、なかなか大変やな、ということもあったので。現状通り3年でっていうふうに考えています。最初のほうで、配当年次の、手上げてっていうのがありますけど、96分の35でしたかね。2年までの開講というのは、思ったほど多くなくなっていうふうに思ったので、とりあえず、今のところ、3年配当でいこうとは思っています。

また、将来的に、全体カリキュラムの見直しの中で、配当年次っていうのは、考えていかなあかんのかな、というふうには思っています。この科目に限らず、配当年次、体系的に、順番に学習していく中で、うちの大学の教職カリキュラム、ちょっとなんか偏っているところがあるのかなというのがあるので、それは将来の見直しをしていきたいと思っています。

それから、機器の話なんですけれども、現状、パソコン実習室を使って、教育の方法・技術を実施しています。なので、パソコン室で、ということで考えていますけれども。あと、電子黒板等の導入も検討していますが、全学的に購入というのは、なかなか難しいので。一つだけ買って、動かして使えるようにしようとか。あと、タブレットもいくつか、iPad を何台か買ってるんですけど、なかなか先生方、使っていただくのは難しいです。今、事務職員のほうも、そういう設定だったり難しいところ、あるので。幾つかお話あったように、基本的には、そういう機器は学生に購入してもらって。教職課程で、教員になるには必要なんだよということで、できるだけ、買うことを推奨していこうかというふうなことを今、考えているところです。以上です。

**三宅：**どうもありがとうございました。それでは、もうあまり時間もございませんが、T大

学さん、お願いいたします。

**発言者T**：T大学のTです。よろしくお願いいたします。本学では、従来ある教育方法学の中に盛り込んで、一つの科目にしようと思っています。名称等は変わるとは思いますが、文科省が示してる名前をそのまま使おうかなと思っています。配当年次は、これまでも2年生で、今後も2年以上になると思います。これまでの担当者の先生、非常勤なので、そこがちょっと。単なる1科目ではなくなりますので、本学として、どういう認識でこの科目を捉えているのかとか、そういったところの説明もしていけないといけないのですが、コアカリキュラム等の理解が、私はまだ十分ではないので、そこが今後の課題になっているところです。以上です。

**三宅**：どうもありがとうございました。それでは、最後となると思うんですが、U大学さん、お願いいたします。

**発言者U**：本学では、新たに1単位の科目、1科目を設定予定で、2年生で開講をする予定で進めています。教員は現在、教育方法論を担当している専任の教員を充てる予定です。決まっているのはそれぐらいです。以上です。

**三宅**：ありがとうございます。何か課題のようなことは、見えていましたでしょうかね？

**発言者U**：そうですね。担当予定の教員から学生に、どういうふうな形でICTというのを触らせるとか、授業で実際に使わせるっていうところで。例えば、学生用に購入するのか、先ほど、どこかの大学さんがおっしゃっていましたが、ノートパソコンが、かなり学生の中で普及していますので、それをういた授業をしていくのかというところで、今、考えているところです。

**三宅**：はい。どうもありがとうございました。あと幾つかの大学さんが残っておりますが、もう時間となりましたので、申し訳ありませんが、また次の機会にご発表いただければと思います。それでは、そろそろ時間となりましたので。

本日は、近畿大学の杉浦先生と、神戸女子大学の多畑さんに、『情報通信技術を活用した教育の理論及び方法』1単位必修化の課題と対応についてご発表いただきました。お二方のご発表からは、やはり必修化に向けての多くの課題がまだある、というようなお話でございました。ご発表や、先生がたのいろいろとこれまでの進捗状況と質問など、そうしたもののから、来年度からの必修化に向けて、多くの情報が共有でき、それでもって、ある程度、見通しを持つこともできたんじゃないかと思います。内容や開講形態、あるいは、担当者、それで機器など、さらに多くの課題があることも明らかになりました。

これから、残された時間もあまりありませんが、それぞれの大学で課題は異なりますが、さらに会員校の間での情報共有を進めながら連携して、準備を進めていく必要がある、ときょうは痛感いたしました。今後、さらに、皆さんとともに、阪神教協として課題研究を深め、これからの教員養成について深めてまいることができれば、と思っております。

本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。ディスカッションの形式で、ということで、いろいろとアンケートのことでお書きいただいて、それを基に話が盛り上がって進むだろうなと思っておりましたが、やはり非常に難しいとこもあって。それは告知がつ

い最近であったこととか、先ほど申し上げたような内容や開講形態と頭の痛い問題があつて、なかなか学校によっては議論が進んでないという表れじゃないのかな、とも、ちょっと思います。司会がもっと上手であれば、たくさんいろいろご意見等、出たと思います。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。最後になりましたが、本日、ご発表いただきましたお二人に感謝を込めて、盛大な拍手をお願いしたいと思います。ありがとうございました。たくさん付いております、リアクションで拍手が。ご参加いただきました皆さま、本当に本日はありがとうございました。以上をもちまして、第2回課題研究会を終了させていただきます。どうも本当にありがとうございました。それでは、失礼いたします。

## 全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受検報告

多 畑 寿 城

(神戸女子大学)

令和3年1月15日に全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」を受検した。そのきっかけは、全私教協の常任理事会からの文部科学省委託事業「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業、運営の責任体制と自己点検・評価を核とした、教職課程質保証評価に関する研究」の調査校として協力の依頼である。

以下、報告書を公表するまでの流れを時系列的に示す。

- ①令和2年10月ごろ全私教協より調査協力の依頼
- ②教職支援センター長と受検の可否について相談
- ③教職支援センター運営委員会において受検することを了承（令和2年10月）
- ④学科レベルや授業レベルまで落とし込んだ内容では時間的に余裕がないことから、受検の単位は大学レベルか、学科レベルか或いは授業レベルかを全私教協に確認  
→ 大学レベルでよいとの回答
- ⑤大学レベル（教職支援センターを中心とした全学の取組内容で受検する事を決定）  
→ 教職支援センター運営委員会へ報告
- ⑥全私教協との日程調整により調査受検日は令和3年1月15日と決定し、全私教協から1名来学、2名がオンラインでのヒアリングとの連絡あり
- ⑦12月下旬から全私教協からのフォーマット、点検項目に沿って事務方で調査書作成開始
- ⑧令和3年正月明けに課長と内容確認後、センター長と最終調整
- ⑨1月7日に調査関係書類（根拠資料含む）を全私教協に提出（送信）
- ⑩当日は約2時間強のヒアリングで、点検項目について提出した書類に沿って質問があり、それに答えるという形で進行
- ⑪2月の部局長等会議で調査の状況等について報告
- ⑫3月中旬に全私教協より調査報告書の原案が送信されてくる  
→ 事実誤認が無いかな等をセンター長、事務部長（筆者）、課長で確認した後、全私教協へ返信
- ⑬3月下旬、全私教協『令和2年度文部科学省委託事業「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究報告書』が郵送されてきた

受検当日の本学の体制は、センター長、副センター長、事務部長（筆者）、課長の4名。  
当日のヒアリング内容は概ね以下の通りである。

①本学の教職課程の現状及び特色

大学の概要、教職課程の概要の説明及び教員養成の特色と課題

②教職支援センターの設置経緯と構成員、運営方法

③基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

- (1) 基準項目1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有についての現状説明と特色及び課題についての説明

<根拠資料>

教職支援センター要覧

神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター規程

- (2) 基準項目1-2 教職課程に関する組織的工夫についての現状説明と特色及び課題についての説明

<根拠資料>

神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター規程

令和2年度 神戸女子大学関連事務分掌組織図

神戸女子大学・神戸女子短期大学教学組織規程

過去の教職課程研修会案内リーフレット

④基準領域2 学生の確保・指導・キャリア支援

- (1) 基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保についての現状説明と特色及び課題について説明

<根拠資料>

学園広報誌 Vol.25 2018 冬 P12~13 Vol.21 2016 冬 P16

教職支援センターHP

教職支援センター要覧

教職課程履修ガイドブック2020年度

- (2) 基準項目2-2 教職へのキャリア支援についての現状説明と特色及び課題についての説明

<根拠資料>

教職支援センターHP

教職課程年報No.14 P59~62 他

ライブラリー・コモンズ リーフレット

教職支援センターHP 関東合宿

### ⑤基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

- (1) 基準項目3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施についての現状説明と特色及び課題についての説明

#### <根拠資料>

履修の手引き2020年度 P190 他

教職課程履修ガイドブック2020年度 P23~27

- (2) 基準項目3-2 実践的指導力養成と地域との連携についての現状説明と特色及び課題についての説明

#### <根拠資料>

教職課程履修ガイドブック2020年度 P8~9 P23~27

履修の手引き2020年度 P172~173 他

教職支援センターHP 兵庫県中堅教諭等資質向上研修

教職支援センターHP 香川県教育委員会との懇談会

ヒアリングの結果として、3月中旬に全私教協から調査報告書の原案が送られてきた。事実誤認が無いかどうかを含めたチェックを行ったうえ返信した後、3月下旬、全私教協『令和2年度文部科学省委託事業「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究報告書』が郵送されてきたことで、一連の全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受検は完了した。

本学における自己点検・評価の実施に向けた取り組みの現状は次の通りである。

- 教職支援センターが中心となって自己点検・評価を実施することを教職支援センター運営委員会において合意済み
  - 教職支援センターが中心となって自己点検・評価を実施することを学長直轄の全学組織である「内部質保証委員会」で承認済み
- 今後の取組手順は以下の予定である。
- 全私教協「特色ある教職課程の好事例調査」のフォーマットをベースに、自己点検等ガイドラインの評価の観点を活用し、本学独自の点検項目案を策定
  - 教職支援センター運営委員会に諮り、審議・修正・調整・決定
  - 学科レベルや教員レベルでの点検が必要な項目については、教職支援センター長名で依頼し「大学レベル」の項目はセンターを中心に、「学科、教員（授業）レベル」の項目は内容により教員、職員と一緒に作業を行うことを想定
  - 出揃った点検結果を集約し、教職支援センター運営委員会で確認、調整
  - 職員により自己点検報告（公表）案をまとめる
  - 教職支援センターとしての報告（公表）案を運営委員会で最終決定
  - 内部質保証委員会での説明、報告

○公表 次年度教職課程運営の計画に反映

この度の全私教協教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受験に際し、改めて本学の教員養成の状況や特色、課題、教職支援センターの業務の特色や課題を基準領域や基準項目に沿って検証することができたことは、令和4年度から義務付けられる「教職課程の自己点検・評価」を実施する上での大きな手掛かりを得ることにつながった。

## 課程認定申請大学からの事例報告

— 指摘事項を中心に —

教務本部長 野田 浩二  
(大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学)

### 1. はじめに

本学は2018年度以降、ほぼ毎年教職課程認定申請を実施してきており、現在は大学3学部  
に18免許、大学院に2免許、短期大学の2学科に2免許の課程を有しております。

この度、大学において既存学科を改組し、学部を設置することになったため、新学部にお  
いても教職課程を申請することとなりました。

### 2. 本学における教職課程認定等の変遷（近年）

【大学】

	学部・学科	新 設	取下げ
2016年	経営学部 経営学科 (旧マネジメント学部マネジメント学科)		高一種 (情報)
2018年	教育学部 教育学科 中等教育専攻 英語教育コース	中一種 (英語) 高一種 (英語)	
	教育学部 教育学科 中等教育専攻 保健体育教育コース	中一種 (保健体育) 高一種 (保健体育)	
	大学院 教育学研究科 教育学専攻	幼専免 小専免	
2019年	経営学部 経営学科		高一種 (商業)
2020年	教育学部 教育学科 中等教育専攻	特別支援一種 (知・肢・病)	
2021年	経営学部 経営学科	高一種 (商業)	
	経営学部 スポーツマネジメント学科	中一種 (社会) 高一種 (公民)	
	経営学部 国際観光ビジネス学科	高一種 (商業)	



【短大】

	学 科	新 設	取下げ
2020年	グローバルコミュニケーション学科		中二種（国語）
	生活デザイン学科		中二種（家庭）

### 3. 本学の教職課程の概要

2021年4月現在、大阪成蹊大学は3学部5学科、大阪成蹊短期大学は7学科を擁し、そのうち大学のすべての学部・学科と大学院、短大の2学科に次の教職課程を置いています。

		学部・学科（定員）	免許種
大 学	経営学部	経営学科（110）	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業）
		スポーツマネジメント学科（110）	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
		国際観光ビジネス学科（80）	高等学校教諭一種免許状（商業）
	芸術学部	造形芸術学科（190）	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術）
	教育学部	教育学科 初等教育専攻（140）	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		教育学科 中等教育専攻（60）	中学校一種免許状（英語） 中学校一種免許状（保健体育） 高等学校一種免許状（英語） 高等学校一種免許状（保健体育） 特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
大学院	教育学研究科教育学専攻（5）	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
短 大	幼児教育学科（280）	幼稚園教諭二種免許状	
	栄養学科（80）	栄養教諭二種免許状	

### 4. 課程認定申請の概要

今回の課程認定申請案は下表の通りです。経営学部国際観光ビジネス学科を改組し、新たに国際観光学部を設置することに伴い、「高等学校教諭一種免許状（商業）」の課程認定を申請すべく事前相談に入りました。

また、前年度に申請した国際観光ビジネス学科の免許（商業）は、実質的には最終の入学となる2021年度入学性のみに対応した課程となりました。

国際観光学部（2022年4月開設）	国際観光学科（80名）	高等学校教諭一種免許状（商業）
-------------------	-------------	-----------------

## 5. 課程認定申請スケジュールと内容

コロナ禍での申請業務となるため、事前相談は zoom での実施となりましたが、事務局指摘は例年より 2 か月ほど遅くなるなど、ここでもコロナの影響が感じられました。

実際のスケジュールと事前相談、事務局および委員会との内容を記載します。

【2021年】

日程	事項		備考
2月16日	事務局相談 (zoom)		
3月22日	課程認定申請書提出		
7月5日	事務局指摘 (1回目)	→	7月19日 回答
7月20日	事務局指摘 (2回目)	→	7月26日 回答
7月28日	事務局確認終了通知		
9月9日	委員会指摘 (1回目)	→	9月14日 回答
9月24日	一次審査完了通知	→	二次審査用資料送付
10月25日	二次審査完了通知		
11月16日	認定通知 (メール) 到着		

### 【事務局相談】

前年度、「経営学部 国際観光ビジネス学科」において高一種（商業）の課程認定申請をしたばかりであったため、同学科を改組転換して設置する国際観光学部国際観光学科は、教育課程及び教員組織がほぼ同一であり、申請する免許種も同一の高一種（商業）であることから、申請作業は昨年申請した書類の加筆・修正を基本とし、負担はかなり軽減することができました。

そのような背景があることから、この度の事前相談については、念のための確認という意味合いが強く、実際の相談も 2 件のみとなりました。相談内容と回答は次の通りです。

#### ■相談 1

科目の開設について、経営学部国際観光ビジネス学科の教育課程をもとに、より専門性を高めた教育課程に再編成している。教職課程として配置する科目は、専門性を高めたため一部科目名称の変更はあるもののほぼ踏襲しているが、配置する科目、科目数（単位数）、一般的包括的内容を含む科目の配置数等については適切か。

#### □回答 1

適切である

## ■相談 2

様式の作成について、様式第2号（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）については、高等学校の課程のみの申請になるため、「中高」表記、「施行規則に定める科目区分等」欄等、高等学校教職課程開設用に変更が必要か。

## □回答 2

単位数のみ高等学校の単位数に変更すること。科目区分はそのままよい。

### 【事務局指摘 1回目】

66-6に関する科目についてのシラバスチェックが十分ではなく、不備を指摘されました。また、教職科目については昨年申請した同一科目、同一教員、同一業績であるにもかかわらず業績不足を指摘されましたが、1名は概要の書き方の工夫で解消、もう1名は同一業績が今回で11年目となり掲載不可となってしまったことから、当該業績を削除したため、業績不足となり指摘されました。

#### ■指摘 1（シラバス）

授業科目「スポーツ演習Ⅰ」「スポーツ演習Ⅱ」について、担当形態がクラス分けの場合、少なくとも「授業のテーマ及び到達目標」「授業の概要」は同一の記載にすること。授業計画において、書き分けることは可能。

【対応1】：同一の内容に変更

#### ■指摘 2（第7号ウ（2））

具体的な履修カリキュラムについて、授業科目「教育実習事前事指導（中等）」が2回記載されているため、表を見直すこと。

【対応2】：表を修正

#### ■指摘 3（教育研究業績書）

教員について、担当授業科目「教育学概論」に関し、教育の理念・歴史を扱った内容に関連する業績が判然としないため、概要を見直すこと。

【対応3】：研究業績の概要を追加

#### ■指摘 4（教育研究業績書）

教員について、担当授業科目「生徒・進路指導論」に関し、進路指導に関する業績に関し、他の追加できる業績がないか確認すること。

【対応4】：研究業績を複数追加（※）

## 【事務局指摘 2回目】

業績不足を指摘された教員については複数業績の追加をしましたが、前年度で掲載期限を越えた業績も追加していたため、当然のごとく指摘を受けました。

### ■指摘1（教育研究業績書）

B教員について、追加業績のうち、掲載可能期間外のもの削除すること。

【対応1】：当該業績を削除

## 【委員会指摘 1回目】

事務局指摘に対しては万全の対応をしたつもりでしたが、シラバス内容および業績については、改めて次の指摘を受けました。

### ■指摘1（教育課程）

授業科目「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別活動の指導法」について、テキスト欄に中学校の学修指導要領が記載されているが、今回は高一種免許の申請のため、高等学校の学習指導要領も追加すること。

【対応1】：テキストに高等学校指導要領を追加  
参考書に高等学校の学習指導要領解説を追加

### ■指摘2（教育課程）

授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の参考書について、「探求」は「探究」の誤りであると思われるため、確認の上、修正すること。

【対応2】：指摘通りに修正

### ■指摘3（教員組織）

A教員の担当授業科目「総合的な学習の時間の指導法（中高）」の著書「○○○○▲▲○」の著書名について、学術芸術出版社のWEBサイトを確認したところ、当該著書が確認されず、ほぼ同内容の「○○○○△△○」が検索されたため、著書名を再確認の上、正確な記載に修正すること。

【対応3】：正確な著書名に修正

## 6. 総括

今回は前年度に課程認定申請を行ったばかりの学科を改組し設置した学部にも、同一免許種を申請するという内容であったため、申請作業は前年度提出書類の加筆修正を中心に進める

ことができ、業務負担の軽減を図ることができました。一方で、新学部は旧学科の教育課程及び教員構成をほぼ踏襲し、教職課程上の教員配置及び担当科目も基本的に踏襲する方針をとったため、ある教員において主要業績が記載可能期間外になるケースが発生しました。つまり、前年度においてはちょうど10年前の研究業績があり業績充足とされた教員が、一年後の申請時には同業績が10年を超えたため削除せざるを得なくなり、結果、業績不足となったという事例です。幸いにも当該教員については業績を追加することができましたが、本来は課程認定申請の有無にかかわらず、普段から教職課程の自己点検を実施し、恒常的に教育研究業績の積み上げがなされているかを確認しておかなければなりません。今回の申請ではまさにその重要性を再認識させられることになりました。

令和5年度からは教職課程認定に係る情報の公開が始まり、教員個人の内容を除き、審査における指摘事項および大学の対応といった情報が公表されることとなります。そのため、教職課程に携わる教職員には、教育職員免許法（同施行規則）や教職課程認定基準等の知識はもとより、これまで以上に業務に対する深い理解と真摯な姿勢が求められます。そういう意味からも、阪神教協の活動をはじめ、大学間の連携・連帯がこれまで以上に重要になってくるのではないのでしょうか。

最後に、このたびの申請にあたり多方面でご協力いただいた皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

## 課程認定申請大学からの事例報告

### — 指摘事項を中心に —

岩 城 万里子  
(関西国際大学)

## 1. はじめに

本報告は、教職課程認定申請の情報共有を目的に、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（2021年度）第3回課題研究会において、関西国際大学の令和4年度教職課程認定申請について、指摘事項を中心に事例報告を行った、その記録である。以下に、その内容を記す。

## 2. 事例報告

### 2-1. 関西国際大学の教職課程の概要

表1は、関西国際大学の教職課程の概要である。

本学は、6学部7学科を設置する4年制大学である。令和3年度までに、看護学科をのぞく、すべての学部学科に教職課程を開設してきた。その一方、社会学部社会学科は、令和3年度に設置された学部学科である。本学は、この学部学科に教職課程を開設するため、文部

表1 教職課程の概要（関西国際大学）

学校法人 瀨名山手学院			
関西 国際 大学	国際コミュニケーション学部	英語コミュニケーション学科	中一種免
		観光学科	高一種免
	心理学部	心理学科	中一種免
			高一種免
	教育学部	教育福祉学科	幼一種免
			小一種免
			中一種免
			特支一種免
	経営学部	経営学科	中一種免
			高一種免
保健医療学部	看護学科	—	
社会学部	社会学科	高一種免	

科学省に対し、令和4年度開設教職課程認定申請書（以下、申請書と記す）を提出した。免許種は、高等学校教諭一種免許状（情報）である。

## 2-2. 指摘事項

### 2-2-1. 指摘事項伝達等のスケジュール

本学が、文部科学省総合政策局教育人材政策課教職課程認定係（以下、教職課程認定係と記す）に申請書を提出したのは、令和3年3月23日である。その後、表2に記載した日程において、指摘事項の伝達があった。また、指摘事項に対する回答期間の設定は、1週間～2週間であった。

表2 指摘事項 伝達から回答期日までの日数

審査の種類	指摘の種類	伝達日	回答期日（期間）
	事務的指摘 1回目	7月5日	7月19日（2週間）
	2回目	7月20日	7月28日（1週間）
第一次審査	委員会指摘	8月23日	9月6日（2週間）
第二次審査	委員会指摘	10月15日	10月22日（1週間）

### 2-2-2. 事務的指摘事項の内容

表3は、教職課程認定係より伝達のあった事務的指摘事項の内容である。本学の申請書については、2回にわたり、事務的指摘事項の伝達があった。この事務的指摘事項を通じて、本学申請書の体裁が整えられたと考えられる。

表3 事務的指摘の内容（第1回目、第2回目）

様式の種類	件数	指摘事項の詳細 （事務的指摘 第1回目）	指摘事項の詳細 （事務的指摘 第2回目）
第2号	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員数に矛盾がある</li> <li>「教職実践演習・高」と「中・高」が混在する</li> <li>備考欄の単位修得方法に矛盾がある、など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教職実践演習・高」と「中・高」の混在は様式第3号についても確認すること</li> </ul>
シラバス	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>テストだけの授業回は不可</li> <li>日本国憲法に「統治」に関する内容がない</li> <li>教科書等が中学用のものになっている、など</li> </ul>	
第3号	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員氏名に旧姓なしと旧姓併記の氏名が混在する</li> </ul>	
第4号	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>再課程認定の教員審査に対象外の記載がある</li> <li>対象期間外の業績がある、他の業績はないか</li> <li>活字以外の業績がある</li> <li>執筆ページ等の記載漏れがある、など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年4月までの年月は平成31年に修正すること</li> </ul>
第8号	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該学科は認定課程を有していない、提出不要</li> </ul>	
学則等	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称変更のあった学科が旧名称で記載されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学則は認定年度に施行される案にすること</li> </ul>
合計	33		

### 2-2-3. 委員会指摘事項の内容

表4は、教職課程認定係より伝達された委員会指摘事項の内容である。

本学は、「教育課程論」の教員組織について、2回にわたり指摘が付された。その内容は、「教員の業績と当該科目の関連が判然としない」というものであった。

なお、最終審査の結果、文部科学省事務局より、「最終審査において特段の指摘事項はない」との連絡があったのは、令和3年11月11日であった。

表4 委員会指摘の内容（第1次審査から第2次審査への流れ）

#### 委員会指摘（第1次審査）

分類	科目名	指摘の内容
教育課程	情報科指導法	シラバスの到達目標が授業計画に反映されていない
	発達心理学	シラバスにコアカリキュラムの内容が反映されていない
	教育方法論	シラバスの復讐は復習の間違いではないか
教員組織	教育課程論 (オムニバス形式)	授業科目に関する授業担当者の業績が判然としない、担当者の業績を追加すること
	情報科指導法の教員業績書	対象期間外の業績がある



#### 委員会指摘（第2次審査）

分類	科目名	指摘の内容
教育課程論	教育課程論 (オムニバス形式)	授業科目と業績の関係性が判然とする教員1名の単独開講とすること

### 2-2-4. 審査資料の作成からみた委員会指摘

図1は、課程認定委員会の審査に諮られる「審査資料」の整え方の模式図である。

審査資料とは、委員会指摘（第一次、第二次）に対して、本学が作成する申請書の修正案である。その修正案は、事務的確認が行われたのち、第二次審査、および最終審査に諮るため、所定の形式に整えなければならない。その際に整えなければならないのは、つぎの3種類の資料である。それは、「シラバス」「コアカリキュラム対応表」、および「教員履歴書および業績書」の3種類である。このことから、委員会指摘事項が付されるのは、上記3種類の資料であると推察される。

図1 審査資料の並べ方





### 3. まとめ

本報告を通じて、教職課程認定申請について考えた結果は、以下のとおりである。

- ・指摘事項に対する回答期間は、1週間から2週間設定されることがわかった。
- ・事務的指摘は、申請書の体裁を整えるために与えられた機会であると考えられる。
- ・委員会指摘に備えて、教員の業績と科目の関連性を明確にしなければならない。

## 課程認定申請大学からの事例報告

### — 指摘事項を中心に —

健康福祉学部健康科学科 教授 池 上 徹  
(関西福祉科学大学)

#### 1. 本学における開放制としての教職課程の変遷

本学は1997年4月に社会福祉学部社会福祉学科のみの単科大学として開学した。開学時点から高校「公民」および中学「社会」一種免許状の教職課程を設置し、教員養成を担う大学としてもスタートした。

同敷地内には1965年4月開学の関西女子短期大学があり、保育学科で幼稚園教諭二種免許状(および保育士)養成、養護保健学科で養護教諭二種免許状と2種類の教員養成を長年担っている。

開学して7年目の2003年4月には社会福祉学部臨床心理学科を設置し、健康科学科と福祉栄養学科からなる健康福祉学部を新設して健康科学科において養護教諭一種免許状の教職課程を設置した。

その後、高校の教科「福祉」や栄養教諭が新設されたことを受けて2005年4月には福祉栄養学科に栄養教諭一種免許状、社会福祉学科に高校「福祉」一種免許状、大学院社会福祉学研究科臨床福祉学専攻に高校「福祉」専修免許状の教職課程を設置した。

また、教職課程ではないが2007年4月には社会福祉学部社会福祉学科に保育士養成課程を設置した。これは開学当初から学生たちの間で保育士への関心が極めて高かったことが強く影響している。自主的に保育士の試験合格を目指す勉強サークルが当時はあったほどで、社会福祉学科で教職課程を履修する理由として「本当は保育士になりたいけど、少しでも子どもたちと関わる仕事と思って教員免許を取得したい」と話す学生もいた。

同じ学部の臨床心理学科には発達心理学を専門とする教員がおり、その教員たちが中心となって設置されたため、臨床心理学科の学生からも保育士の資格取得の要望が強まり、2011年には臨床心理学科にも保育士養成課程を設置して、社会福祉学部の2学科両方で保育士を取得できる形とした。

これに先だって、社会福祉学科の教員たちからは特別支援学校教諭の教職課程設置の声があがっていた。社会福祉学の中には障害者福祉学もあり、ごく自然な発想と言える。また当時は特別支援学校の免許充足率が低く、免許状取得者数の増加が望まれていたということもあった。ただ、当時の本学での教員免許状発行数は社会福祉学科よりも健康科学科のほうが断然多く、また社会福祉学科から健康科学科に異動となった教授が中心に動いたこともあっ

て、独立専攻科として特別支援教育専攻科が2010年4月に設置され、実際にはこの専攻科の担当教員は健康科学科の所属となった。

この直前、2010年1月に本学は教職課程の实地視察を受けた。この際に「本当に独立専攻科として行うのか」という質問を受けている。これは特別支援学校教諭免許状が副免許であり、主となる免許状を必要とする現行の規程が関係していた。しかも主免許とできるのは教諭だけで、養護教諭および栄養教諭の免許状では主免許にはならない。健康科学科では新設時から養護教諭に加えて中学および高校「保健」一種免許状の教職課程も有しており（「保健体育」ではない）、社会福祉学科の学生も健康科学科の学生も教諭免許状を取得することで、副免許たる特別支援学校教諭免許状を取得できる形とした。

他に本学では2011年4月に保健医療学部を設置し、理学療法学専攻および作業療法学専攻、それに2015年に言語聴覚学専攻を追加しているが、この学部には教職課程は設置していない。

## 2. 本学における教育学部の設置

以上のような経緯をたどった本学の保育士養成課程および特別支援学校教諭の教職課程は、科目担当教員が複数の学科にまたがっていて組織上複雑になっていた。

そこで、社会福祉学部から臨床心理学科を2016年4月に心理科学部心理科学科として改組する際に、これらの複雑な状態も解消させることを目指し、教育学部を設置することとした。

教育学部は教育学科のみとし、子ども教育専攻と発達支援教育専攻を設置した。子ども教育専攻は社会福祉学科と臨床心理学科の保育士養成課程を統合し、かつ幼稚園教諭一種免許状の教職課程を設置した。発達支援教育専攻は特別支援教育専攻科を発展する形で、主免許として小学校教諭一種免許状、副免許として特別支援学校教諭一種免許状の教職課程を設置した。

これによって社会福祉学科、臨床心理学科、健康科学科で保育士養成や特別支援学校教諭養成を専門とする教員は教育学部に異動となった。学部新設による教職課程の設置であるため、この時点での指摘事項への対応、特に幼稚園教諭についてはかなり苦勞を要したとは聞いている。

指摘事項には「教員免許取得に必須の科目ばかりと偏りがあり、教育学部であるので、教員免許取得には関係がない教育に関する科目も設置すること」という項目もあった。そのため教職課程の審査には入らない科目として、社会福祉学科の教員が担当する「教育福祉論」などを加えた。発表者が教育学部で担当しているのはそのうちの一つ「生涯学習論」で、教職課程の審査に関わる科目は担当していない。ただ、苦勞したがために後に述べる今回の申請は極めてスムーズだったとも言える。

## 3. 社会福祉学科での教職課程の廃止

一方、社会福祉学科では2007年の保育士養成課程設置以来、教職課程の履修学生数が激減

した。福祉という分野の中で、子どもに関心がある学生は保育士を取得するようになったためである。

高校「福祉」の取得を希望する学生は常に一定数いたが、本学が所在する大阪府教育委員会の教員採用試験は「福祉」の取得だけでは受験できず、「公民」も必要とする。他に兵庫県教育委員会なども教科の限定はないが複数免許状の取得が必須で、「福祉」のみで受験できるのは岡山県教育委員会ぐらいであった。

また社会福祉士取得に必要な科目が増加の一途で、教員免許状も複数まで取得するのは学生にとって大きな負担となってきた。スクールソーシャルワーカーの社会的認知が進み、社会福祉学科の学生であれば教員よりもスクールソーシャルワーカーを目指す、あるいは実際に卒業後にスクールソーシャルワーカーになりだしたことも大きい。

そのため2019年4月の再課程認定の際には社会福祉学科で中学「社会」および高校「公民」の教職課程を廃止した。さらに全国での福祉系の大学で高校「福祉」の教職課程の廃止が相次いでおり、本学でも高校「福祉」のみでは教員採用試験の受験はほぼ断念せざるを得ないことから、2021年4月には高校「福祉」の教職課程も廃止した。

結果として、本学では目的養成の教育学部で小学校教諭・特別支援学校教諭・幼稚園教諭、一般学部である健康福祉学部で健康科学科の養護教諭と福祉栄養学科の栄養教諭という形に整理された。

ちなみに社会福祉学科でスクールソーシャルワーカーの元となる社会福祉士、心理科学科の大学院でスクールカウンセラーの元となる公認心理師を養成しており、“チーム学校”の样になっている。

#### 4. 今回の課程認定申請

2つの専攻を置いた教育学部ではあったが、実際に始まってみると学生たちの間で学んでいるうちに転専攻を希望する学生が出てきた。また近年は幼稚園から小学校低学年までを一体的に考える視点が発達心理学などで進んでおり、小1プロブレム問題の解消など幼稚園から小学校へのスムーズな連携も求められるようになってきている。そこで学部新設4年後に、この両専攻を統合することとした。

制度上は、子ども教育専攻を廃止し発達支援教育専攻を子ども発達教育専攻に改称することとした。それゆえ課程認定としては、小学校および特別支援学校教諭を置く専攻に幼稚園教諭の養成課程を追加する形となり、新たに幼稚園教諭の養成課程を新規申請し、2022年4月からの課程認定を得た。

これが今回、この場で報告となった理由である。

とはいえ、以前に苦労したことに合わせ、新規の申請および再課程認定からほとんど間を置いていなかったこともあり、指摘事項はほとんどなかったと学内では報告されている。

一点だけ、専攻名に「子ども」が追加されたため、「子ども」と名称がつく選択科目を必修科目とするように指摘があった。具体的には幼稚園教諭に必修の「子どもと言葉」「子どもと

人間関係」「子どもと環境」「子どもと健康」の4科目を学科卒業必修科目とし、幼稚園教諭の免許状取得を希望していない学生も履修することになった。これは先述したとおり、小学校低学年の児童理解にも必要かつ有用である。

余談ながらこの2022年4月はICT関連の申請も必要であった。これについては本学はこれまで2単位科目として教育学部の「教育の方法と技術」、健康福祉学部の「教育方法論」の両方を教育学部の教員が担当していた。それをそのまま教育学部は「教育の方法と技術(ICT活用含む)」、健康福祉学部は「教育方法論 (ICT 活用含む)」として申請し、認可を受けている。

もう一点、2020年度および2021年度はコロナ禍による介護等体験の特例対応もあった。本学では教育学部に特別支援学校教諭免許状の課程があることから、これを活かすこととした。教育学部発達支援教育専攻の学生は小学校教諭免許状取得のみでも特別支援学校教諭免許状の科目を履修することで特例適用としている。健康福祉学部健康科学科の学生のうち中学・高校「保健」取得を希望する学生についても、特別支援学校教諭免許状の科目のうち「自閉症スペクトラム障害概論」「学習障害・注意欠陥多動性障害概論」を教育学部新設時から学内規程で他学部履修できるようにしていたため、これらを履修することで特例適用としている。

なお本協議会の第3回課題研究会は通例に従うと職員による発表だが、担当職員の異動の関係から教員による形とさせていただいた。

## 質疑応答の記録

松宮 慎治  
(神戸学院大学)

日時：2021年度12月22日（水） 14時00分～17時00分  
場所：オンライン（Zoom）  
テーマ：課程認定申請大学からの事例報告と自己点検・評価の事例報告  
司会：木谷 法子（大阪体育大学）、根来 実穂（大阪工業大学）  
記録：松宮 慎治（神戸学院大学）

以下において、敬称を略すとともに、質問者と発言者の氏名・所属は匿名化した。また、発言の趣旨を損なわない範囲で、可読性の向上を意図した修正を施していることを申し添える。

### —— 第1部終了後 ——

#### 〈多畑 寿城氏への質疑応答〉

**木谷：**では、質疑応答に移らさせていただきます。ご質問等がある方は画面上の挙手ボタンを押し、マイクとカメラをオンにしてお話ください。ご質問がないようですので、こちらから当てさせていただこうかと思えます。A大学のA様、いかがでしょうか。

**質問者A：**貴重なお話、ありがとうございました。聞いていて思ったのですが、ハイブリッドの職員になるということは本当に大事なことだと思います。そうするにあたって、知識や業務の経験も要ると思います。私事で恐縮なのですが、今年の4月からこの部署に来まして、先生との信頼関係を築くというのは、知識も大事だと思うのですが、それ以外に何かもし必要なものがありましたら教えていただけたらなと思っております。

**多畑：**今、偉そうにしゃべっていましたが、別に私、自分が全面的に信頼されているかどうかという確証はありませんのでね。本学のB先生、その辺、どうでしょうか。

**発言者B：**神戸女子大学の教育学科に所属しておりますBと申します。学科の中でも教職課程中心の議論や人事案件、あるいは採用するにあたって課程認定に通るかどうとか、真っ先に出てくるのが多畑部長に聞けば大丈夫だという話です。だから、その安心感というんですかね。先ほどハイブリッド職員というふうに言われていましたが、時には多畑さんも教員じゃないかなというふうなレベルまで熟知されているというふう感じて、安心感があり

ます。それを恐らく支えておられるのが山田課長であるというふうにわれわれは認識しているんですけどね。多畑さんだけではなくて、山田課長がいらっしゃるからハイブリッド職員として機能されているというふうに考えております。以上です。

**多畑：**身内で褒め合っておりますので、申し訳ございません。だから、やはり1人ではなくて、組織でやっているというところだと思うんですね。それで、先生方と意見が違うところも当然あると思いますけれど、そこでやっぱり一緒に考えてやっていることの積み重ねじゃないかなと思います。Aさん、そんなところでご勘弁いただけますか。

**質問者A：**素晴らしいご回答ありがとうございます。私も日々、精進してまいろうと思いますので、今後ともご指導よろしく願いいたします。

**木谷：**A様、突然の指名でしたが、ありがとうございます。先生方とも、事務職員ともチームワークが大切だとすごく思いました。他に何かございませんでしょうか。

**根来：**質問がないようですので、司会から質問させていただきます。次年度から自己点検・評価の導入が義務付けられたことで、本学でもいろいろと検討しているのですが、今回お話しいただいた中で、シラバスのガイドラインがすごく参考になりました。このガイドラインを作るにあたって、今までの課程認定申請ですとか、実地視察の指摘を受けた内容とかを全て構築していわれていると思うのですが、教科の専門的事項の科目などもこういう形でガイドラインを作られているのでしょうか。

**多畑：**教科の専門のところは、英語のコアカリとか、コアカリキュラムがある部分だけですね。なぜそれを組み込まないかという、やっぱり教科の専門科目は学科の専門科目で専門性の高いところがあるので、そこはそちらを尊重しておかないといけないだろうというのがありますので。一般的包括的な内容を含んでいるかどうかということもありますので、全くこちらで意識してないことはないんですけども、あまりそれをやってしまうと……。教育学科は当然別ですよ。それ以外のところはそこまでは見ていないですね。申請のときは当然見ますけどね。そんなことでよろしいでしょうか。

**根来：**ありがとうございます。

**木谷：**それでは、また2部が終わった後でも質疑応答の時間がございますので、そちらでご質問していただけたらと思います。では、1部を終わらせていただきます。多畑様、ありがとうございます。

**多畑：**ありがとうございます。

## ——— 第2部終了後 ———

**根来：**準備が整いましたので、ご質問のある方は画面上の挙手ボタンを押していただき、1部、2部含めて何でも答えていただける貴重な機会ですので、遠慮なくご質問いただければと思います。では、会場から質問がありますので、お願いします。

**質問者C：**では、失礼します。C大学のCと申します。大阪成蹊大学の野田さんにご質問させていただきたいと思います。有効期限が切れた業績に関するご指摘があった件ですが、2

点お伺いたくて、まず1点目は、私が聞き逃していたら申し訳ないですが、やはり業績は10年以上前のものは駄目だということですが、それは先生の変更という形で対応されたのかというのが1点。2点目としては、こういった課程認定上の基準ですとか、文部科学省からの指摘というのは、先生方に非常に理解していただきづらい内容があると思います。特に開放制の総合大学で教職課程を置くにあたっては、先生方も教員養成のためだけに教育研究を行っているわけではないという思いをお持ちだと思いますので、大阪成蹊大学様では毎年度、申請をされているような状況の中で、そういう先生方にどうやって業績を積んでいただくかということで、何か取り組まれていることがございましたら教えていただきたいと思います。お願いいたします。

**野田：**10年を超えた業績削除の指摘を受けたケースにつきましては、なんとか10年以内の業績追加することができましたので、結果として指摘された業績を取り下げただけで、教員の変更の必要はありませんでした。次に教員の研究業績の積み上げの件ですが、本学では2年に1度、教職課程に関する科目を担当されている教員を対象として、「大阪成蹊教職研究」という媒体を発行しています。これは、独自で業績積み上げをされていない先生方が、紀要とは別に、教職に特化して活字業績を蓄積していただくことができる媒体です。ただ、今回の申請において10年を経過した業績の削除に至った教員は、教職課程を持たない短大の学科の所属でしたので、大学の教職課程申請にかかる科目の業績を追加しておくべき対象であるとの認識が低かったのは否定できません。教務部として正確に把握できていれば、事前に業績の積み上げ依頼ができていたと思いますし、それができていなかったことが、今回の指摘につながったと思います。ですので、当然のことですが、短大所属の兼担の先生にも、大学の教職課程科目を担当していただいている場合は、大学の教職課程を担当教員と同様に業績を積んでいただくよう、十分な説明及びご理解をいただくことが肝要だと思っております。以上です。

**質問者C：**ありがとうございました。

**根来：**免許事務検討委員会の委員のほうから質問があるようですので、お願いします。

**質問者D：**いいですか。D大学のDと申します。皆さん、ありがとうございました。非常に参考になりました。関西国際大学の岩城さんにちょっとお伺いしたい点があるのですが、社会学部社会学科で情報の申請で認定を受けたということですが、社会学科で情報は少ないのかなという気がします。この学科がそういう情報関係や情報科学を扱うのが主とした学科ということだったのかと思ったりもするのですが、その辺り、よく免許の教科と学科の目的との相当関係みたいなことをいわれますが、その辺で苦労したというのは書かれていなかったのか、その辺の苦労はなかったのかということをお伺いできたらと思います。よろしくお願いします。

**岩城：**質問ありがとうございます。社会学部社会学科は、社会学専攻と、データサイエンス専攻がございますので、カリキュラム構成の中に、社会情報科学的な科目群が配備されております。教員もそれを専門とする者がおりますので苦労はございませんでした。

**質問者D：**ありがとうございました。データサイエンス専攻というのがあるということなの



ですね。これって、その専攻ごとに定員があるというわけではなくて、社会学科としてあって、社会学科として認定されたということになるのですね。

**岩城**：はい、そうです。

**質問者D**：ありがとうございます。それと、そういう情報の専門の先生がいらっちゃって、その専任の先生が、情報科教育法を担当されて、その先生が全体の教職課程を主に面倒見られるという、そんな感じですね。

**岩城**：そうですね。職位については少し切り分けというのでしょうか、情報科指導法については兼任の先生になります。

**質問者D**：兼任というのは、非常勤講師ですね。

**岩城**：左様です。

**質問者D**：学科全体で見られているとのこと、分かりました。ありがとうございました。

**根来**：他、オンラインで参加の皆さま、何かありますでしょうか。では、会場の方で免許事務検討委員会の委員から質問があるようです。

**多畑**：質問に答えるほうの立場で座っておりますが、質問をさせてください。池上先生、保育士の課程は左側の二つの学部で持たれていて、そこはもう熱心に取りたいという学生がいるからということで作られたということをお伺いしました。で、今度、教育学部のほうに、その課程をそこから、いってみればその学部からはなくして、教育学部に一本化をしていったということなんですけども。そのときに、心理の所とか、社会福祉学部のほうの先生方から、抵抗等はなかったですか。

**池上**：ありがとうございます。抵抗というのがあったかどうかというのはちょっと聞いてないんですけど。それから、それぞれ保育が専門の先生方は教育学部に移っていてもいますので、そういう意味でも抵抗というのは聞いてないんですけど。ただ、やっぱり心理の先生方の中には、発達心理が専門の先生方もいらっしゃいますので、やっぱりちょっと寂しそうとか、そういう雰囲気があったのは覚えていますけど、抵抗という感じはなかったように記憶しています。

**多畑**：そうですか、ありがとうございます。すいません、うちの先生に。うち、社会福祉学科に保育士があって、教育学科に保育士移すときに、かなり抵抗ありましたもんね。答えにくいですね。ということでお伺いしました。すいません。

**池上**：ありがとうございます。

**根来**：ありがとうございました。他、何かございませんでしょうか。

**木谷**：すいません、司会から質問させていただきます。大阪成蹊大学、野田様にお尋ねします。先ほど業績のところ、2年に1度、紀要等発行を義務付けられているという回答をされたかと思うのですが、それは専任の先生だけなのか、それとも非常勤の先生に対してもそういう形を義務付けられているのかということと、それはどこからお願いをされているのか、教えていただきたいと思います。お願いいたします。

**野田**：主として依頼対象は専任教員ですが、希望があれば非常勤の先生も掲載しています。ただし、専任・非常勤を問わず、再課程認定では「可」となっていましても、新たに課程認

定申請する場合は十分な業績がないと教職教員としての配置ができなくなる可能性もありますので、そのリスクを回避するために「教職研究」への寄稿をお願いしています。大学、短大でそれぞれ教職課程の委員会として「教員養成カリキュラム委員会」、「教職課程審議会」があり、各委員長、議長より依頼をかけるということになっています。

**木谷：**ありがとうございました。

**根来：**他、この機会ですので、何かございませんでしょうか。また会場から質問がありますので、ちょっとお待ちください。

**質問者F：**失礼いたします。F大学の教職支援センターのFです。本日はご発表ありがとうございました。大阪成蹊、野田様、それから関西国際、岩城様、野田様のほうは次に情報の申請を控えてらっしゃる、岩城様のほうは、今回、情報を申請されているということで、66条の6の所で、AI、データサイエンスが今回追加されて、文科省の認定プログラムがあったと思うのですが、何かその辺りのご対応等、動きがあった、あるいは検討されているというようなところがございましたら状況をお聞かせいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

**野田：**大阪成蹊大学です。本学は令和5年4月にデータサイエンス学部の設置を予定しておりますので、令和5年度以降の66条の6の科目に関しては、従来の「情報機器の操作」の科目に加え、「数理・データ活用及び人工知能に関する科目」を置く予定にしています。

**岩城：**関西国際大学はまだ未整備、未検討でございます。

**根来：**すみません。今の回答なのですが、認定プログラムに申請されているということですか。

**野田：**はい。プログラムの申請を予定しています。その申請が通ってからでないとも66-6科目としては使用できませんので、まず、令和4年度に既存の3学部と今回新設する国際観光学部を加えたすべての学部で、正規の課程として申請要件を満たした科目を開講し、その実績をもとに令和5年の5月までにプログラムの申請を行い、認定を受ける予定です。そういう段取りになりますので、実際に66-6の科目として位置づけることができるのは令和6年度からですね。1年間違っていました。失礼しました。

**根来：**ありがとうございます。他、何かございませんでしょうか。ないようでしたら、ちょっと当てさせていただきたいと思っています。ちょっとお待ちください。G大学のG様、いらっしゃったらカメラオンしていただいていた方がいいでしょうか。こんにちは。いつもお世話になっております。

**発言者G：**こんにちは。

**根来：**何かございませんでしょうか、G様。

**発言者G：**ありがとうございます。では、さっき66条の6の件に関しまして、G大学としては、令和5年からは、AIだけを卒業必修にしますので、それだけを開講するという方向で進めていこうとしています。あと、質問事項としましては、自己点検・評価で、神戸女子大学さんが、時間もないということで、最初の好事例評価のときは、大学として教職のほうでまとめてされたかと思うのですが、この前、全私教協からの内容では、学部単位という形で言っ

ていたかと思うのですね。神戸女子大学さん、次年度からはどのような単位で対応をされようとされていますでしょうか。

**多畑：**すいません。あのときは、去年の今頃ですよ、もうちょっとどうしようかということで、今からひと月というか、もうお正月休み、挟んでは間に合わないの、教職支援センターとして全学的なことということになったんですけど、次以降は、一応、文科省のガイドラインにしても、全私のものも、学科レベルとか、大学全体などに分かれていますので、基本はその項目にのっとりながらやっていこうかというのは、今、私の頭の中で考えています。

**発言者G：**大学単位、学科単位？

**多畑：**大学単位も含めて、そうですね。

**発言者G：**いろいろな単位で回答していこうというような形でしょうか。

**多畑：**はい。一覧表、全私の研究交流集会も出ていましたよね、文科のものと全私のものとの比較。で、私、ちょっと色分けしたようなやつありましたでしょ。ああいう形で一つずつ見ていながらしていこうかというところですね。まだその程度のことですけど。

**発言者G：**どうしていこうかっていうのはこれからはっきりと決めていくということで。ありがとうございます。

**根来：**G様、ありがとうございました。

**発言者G：**ありがとうございました。

**根来：**あとお一人ぐらい、よろしければご質問、当てさせていただこうかなと思っております。それでは、H大学のH様、よろしければカメラをオンいただけますでしょうか。突然申し訳ありません。何か質問ございましたらお願いいたします。

**発言者H：**本学はシラバス点検で困っているところがありまして、ガイドラインを作られているところをお伺いしたいのですが。そのガイドライン、作るにあたっては、完全に事務のほうで全て作られて、先生が中に入られているということはなかったのでしょうか。事務職員のみでガイドラインを全て作られたのか。

**多畑：**一番最初に作ったときは、全部事務で一応スタイルは作りました。で、お話の中でも言ったように、委員会で審議をしてもらって、承認をしていただくという手続きを踏みますので、形は先生方のご了解も得て作っていますよという形にしていますので。

**発言者H：**事務のほうからご提案ですか。

**多畑：**ご提案します。事務のほうで作ってご提案します。

**発言者H：**そのガイドライン作成段階では、先生にはあまり入っていただいていないとのことですか。

**多畑：**作っているときには先生は入っていませんね。というのは、中身がほとんど実地視察のときの指摘を受けたこととか、今日のような会で他の大学さんの指摘を受けた事項であるとか。それから、実地視察の報告書というのを、文科省がいつも出していますでしょ。ああいうものの中身でうちに関係あるものをピックアップしていってということが中心で作っているということ。あとは本学の科目で法令上こういうこと含めてくださいよというの、も

うほぼほぼ決まりきったものがありますので、それをまとめていますので、作る時はもう事務方で全部作っています。ただ、今日も結構先生が入っておられますけれど、「こんなもんなんで事務が勝手に作っとんねん」と言われたら、「いや、事務勝手に作ってませんよ。ちゃんと委員会の承認も得て、教務委員会も報告もちゃんとさせてもらってますよ」みたいな形には当然していますが、たたき台っていうか、原案も全部、職員のほうで作っています。

**発言者H**：そのたたき台で作ったものに対して、先生のほうから訂正求められるようなことはあまりない感じですか。ここはこうしたほうがいいのか。

**多畑**：先生のほうからですか。ガイドラインに対しての指摘ですか。今までほとんどというか、一回もないですね。一度もないです。

**発言者H**：そうですか。

**多畑**：もうちょっとこんなん入れたらどうやとか、この表現、きつ過ぎないかとかですよね？

**発言者H**：はい。

**多畑**：ないですね。ほとんど、です・ます調では書いていませんので。こうすること。とか、文科省から指摘事項、来るじゃないですか。あんな表現のもので書いていますので。でも、あんまりそれはないですね。で、シラバス、作りだしたら、その内容の意味とかは質問とかはありますよ。「こんなことで、こういうふうなことでええの？」とかいう質問は当然来ますけど、ガイドラインに対して、「これ、もっとこうや」というのはないですね、今まで。

**発言者H**：分かりました。ありがとうございました。

**根来**：A様、ありがとうございました。

**発言者H**：ありがとうございました。

**根来**：123校の多くのご出席があり、オンラインですとなかなか質問がしにくいようですので、突然、当てさせていただきましたけれども、ありがとうございました。では、そろそろお時間になってまいりましたが、もう一人質問者がいらっしゃいます。ちょっとお待ちください。池上先生、お願いします。

**池上**：時間が来たということであるのであれば、ちょっと悩むところではあるのですが、今のお話でちょっと一緒に伺わせていただければありがたいのですが、私も12月のこれに出るのは四天王寺大学以来のような気がするのです。要するにコアカリキュラムができる前ですよ。多畑さん、やはりコアカリキュラムができて、先生方がちょっとはシラバスの書き方がマシになったのか。私も自分の所でOKをもらっているシラバスをそのまま非常勤先に出しているの、それこそXさんとかだったり、Y先生とかだつたりに迷惑掛けてないかなとかいうのはすごい心配しながら出しているんですけど。コアカリキュラムを導入したことによって教員のシラバスの作り方が変わってないと、導入した効果がないということになってくるので、職員の方々が非常にまだご苦労されているようなのであれば、やはりちょっと考えなきゃいけないってことになるんですけど、その辺り、どうなんでしょう。

**多畑**：コアカリキュラムと言うかどうかはあれですけど、うちは大阪成蹊さんみたいに毎年、課程認定をやっているわけじゃないんですけど、やはり課程認定をやる作業をしていく中で、先生方、シラバスってそれだけ見られてるんやねと、審査のときも見られてるんやなという

ようなところからいくと、課程認定申請をするごとに、やっぱりその辺は整っていったのかなとか、われわれの側からすると整えやすいとか、感じはします。で、コアカリキュラムでマシになったかという、あれを含まないといけないことになっていますので、それに倣わざるを得ないというところもあるんだと思うんですよ。ただ、全部あれにのっとるわけじゃないので、そのところはいろんな要素があると思うんですけど、確かなにない頃、コアカリキュラムだけではないんですけど、何回かそういう審査の洗礼を受けていく中で、やっぱりシラバスのこの、今、先生方が作成してる時期に、「これでええの?」、「これでええんかな」とかいう質問は多くなってますね。それと、どうしても申請のときはそういうのに縛られるんですけど、実際に授業何年間かやっていくと、「やっぱりちょっといらいたい」とか、「こういう変更したいんや」とか、「これぐらいの範囲やったら変更してもいいのかな」というような問い合わせもいただく機会は増えているのは確かです。今までやったら多分、知らん間に形が崩れていたりとか、次、このまま申請、出したらまた指摘を受けるよなというようなことは、やっぱり意識してくれてる先生は増えていますし、そういうご質問はいただくようにはなりましたね。答えになってるかどうか分かりませんが。

**池上：**ありがとうございます。実地視察が15年前なんだったとすると、もう相当ご苦勞があったらうなというふうに思うんですけども、研究者としてはもちろんコアカリキュラムのことをどうするかという問題はあるんですけど、今日は12月ですので、第3回ですので、職員の方々からすると、やっぱりちょっとでもご苦勞が減っていればなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

**多畑：**ありがとうございます。

**根来：**ありがとうございます。それでは、少し過ぎましたがお時間になりましたので、2021年度、第3回、課題研究会を終了いたします。あと、少し事務局からのご案内をさせていただきます。

## 【活動報告】

# 2021年度 阪神教協 教職課程事務検討委員会活動報告

教職課程事務検討委員会 委員長 木谷法子  
(大阪体育大学)

阪神教協では、2016年度より教員免許事務セミナーを取りまとめていた委員を「教職課程事務検討委員会」として正式に組織化し、加盟大学における教職課程事務を円滑に推進することを目的に各種活動の企画・運営を行っています。

ここでは2021年度に実施した「教職課程事務検討委員会」、委員会で企画内容を検討し実施した「教員免許事務セミナー」・「第3回課題研究会」、加盟大学のみなさまに回答いただいたアンケート結果から作成する「教職課程に関するデータベース」の4つの取り組みについて報告します。

## 1. 教職課程事務検討委員会

教員免許事務セミナーや12月の課題研究会の開催準備のため、また幹事校会での審議事項の検討や報告事項の共有を行うため、必要に応じて開催しています。2021年度は5回開催しました。

### (1) 第1回(通算第29回)委員会

日時 2021年4月16日(金) 17時00分～18時30分

会場 Web会議(Zoom)

議題 ①教職事務検討委員会の欠員について

②その他

### (2) 第2回(通算第30回)委員会

日時 2021年6月15日(火) 16時30分～18時00分

会場 Web会議(Zoom)

議題 ①年間スケジュールについて

②第1回教員免許事務セミナーについて

③その他

### (3) 第3回(通算第31回)委員会

日時 2021年8月30日(月) 16時00分～18時00分

会場 Web会議(Zoom)

- 議 題 ①第1回教員免許事務セミナーの運営について  
②その他

(4) 第4回(通算第32回)委員会

日 時 2021年10月5日(火)16時30分~18時00分

会 場 Web会議(Zoom)

- 議 題 ①第1回教員免許事務セミナーの運営について  
②12月開催 課題研究会の企画について  
③「教職課程データベース」作成のためのアンケートについて  
④その他

(5) 第5回(通算第33回)委員会

日 時 2021年12月15日(水)10時00分~11時30分

会 場 Web会議(Zoom)

- 議 題 ①第1回教員免許事務セミナーアンケート結果について  
②2021年度教職課程に関するアンケートについて  
③第3回課題研究会について  
④第2回教員免許事務セミナーの運営について  
⑤その他

## 2. 教員免許事務セミナーについて

年2回の開催を基本に、日常業務のサポート、加盟大学間のネットワーク作りを主たる目的とし情報交換の場として開催していますが、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、第1回セミナーでは当初予定していた9月から10月に延期して開催し、第2回セミナーは、まん延防止等重点措置期間中となり止む無く中止となりました。第1回セミナーでは従来からのテーマとしてきた「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」を軸に、参加者間で取り組み状況や日々の業務のうえで抱えている問題と共有し、情報交換を行いました。セミナーの概要は以下のとおりです。

(1) 第1回セミナー

日 時 2021年10月30日(土)14時00分~17時00分(受付13時30分から)

※2021年9月11日(土)開催を延期

場 所 西宮市大学交流センター

出席者 38大学 55名

テーマ 『教職課程に関して他大学に聞きたいこと』

第1部 今更聞きにくい教職課程について

第2部 教職課程の基準に関する制度改正について

(2) 第2回セミナー 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により中止

日時 2022年2月19日(土) 14時00分～17時00分

場所 西宮大学交流センター

テーマ 教職課程に関して他大学に聞きたいこと

第1部 ICT 事項科目の開設、自己点検・評価の実施について

第2部 教職課程全般について

■第1回セミナーの主な情報交換内容

【教育実習に関すること】

- コロナ禍における教育実習特例、代替措置
- 実習中の欠席の取り扱い
- 教育実習校の確保、手続き
- 教育実習関係書類の管理方法
- 配慮が必要な学生の対応
- 麻疹抗体値の確認方法

【学力に関する証明書に関すること】

- 証明書の押印(公印)の対応
- 証明書発行の運用(機械化の有無、手数料)

【履修・授業に関すること】

- コロナ禍における授業体制(対面・非対面)
- 教職履修カルテの運用・管理方法
- ICT 事項科目の開設方法
- 教職課程履修希望者の条件
- 教職課程の有していない学科の学生の教職履修
- 教職科目の単位数や必修科目等の設定

【組織・運営に関すること】

- 教職科目担当者(非常勤講師)の後任探し
- 教員養成に特化したFD・SD
- 教職課程の自己点検・評価の制度化

【その他】

- 教員採用試験の大学推薦制度の学内選考方法
- ボランティア活動参加者の管理
- 教職課程に関してわからない時の参考物



### 3. 第3回課題研究会について

阪神教協では例年3回課題研究会を行っており、第3回目は教職課程事務を担当する職員向けの内容で開催しています。本年度の企画内容は以下のとおりです。

日 時 2021年12月22日（水）14時00分～17時00分

会 場 Zoom によるオンライン開催（神戸女子大学須磨キャンパスより配信）

出席者 56大学 122名

テーマ 「教職課程申請大学からの事例報告と自己点検・評価の事例報告」

登壇者

- 第1部 全私教協による自己点検・評価「教職課程 好事例評価」の受検報告  
多畑 寿城氏（神戸女子大学）
- 第2部 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～（報告）  
野田 浩二氏（大阪成蹊大学）  
岩城万里子氏（関西国際大学）  
池上 徹氏（関西福祉科学大学）

### 4. 教職課程に関するデータベースについて

2009年度から実施している教職課程に関するデータベースは、加盟大学から集めたアンケート結果をまとめたもので、基本設問、3年ごとに設定する設問、臨時設問の3構成となっています。本データベースはアンケート回答校に配付され、加盟大学における円滑な教職課程運営に活用されています。2021年度のアンケート実施項目は以下のとおりです。

#### 【設問】

1. 大学名、教職課程担当者名（＝記入者名）、連絡先、URL 等をご記入下さい。
2. 課程認定を受けている教員免許状の学校種および教科名をすべてご記入下さい。
3. 教職課程履修（登録）者数をご記入下さい。
4. 教育実習に参加した学生数をご記入下さい。
5. 教育実習に参加した学生数を実習開始の月別にご記入下さい。
6. 2021年度教育実習や介護等体験などの実施にあたって生じた問題となる諸事例がありましたら、差し支えのない範囲でその概要をご記入下さい。
7. 教育実習や介護等体験などの実施に関して、関係諸機関（教育委員会、社会福祉協議会）への申入れが必要と思われる事項がありましたら、差し支えのない範囲でその概要をご記入下さい。
8. 教育職員免許状一括申請の授与件数をご記入下さい。
9. 教育職員免許状一括申請による全教育職員免許状取得者数をご記入下さい。
10. （2021年4月採用）校種別教員就職者数（常勤・非常勤講師を含む）およびその調査方法

をご記入下さい。

11. 教員免許更新講習を実施されましたか。実施された場合は、その実施体制（実施組織名、開設講座、講師謝礼等）についてご記入下さい。また、特殊要因教科等の教員講習開設事業費等補助金（文部科学省）の申請をされましたか。申請された場合は、教科名、講習内容等についてご記入ください。
12. 2022年度に教員免許更新講習を実施されますか。実施される場合は、今年度からの変更点等をご記入下さい。
13. 本協議会に対するご意見、ご要望がありましたら、ご記入下さい（含、本協議会の総会・課題研究会で希望される討議事項・研究テーマ、本アンケートに対するご意見、ご要望）。

#### 〈教職課程全般に関する設問〉

14. 教職課程の運営や教職指導等に取り組む教学組織および委員会組織はありますか。ある場合は、それぞれその名称・性格などをご記入下さい。
15. 教育の基礎的理解に関する科目等の専任教員が所属する組織をご記入下さい。
16. 教職課程事務を取り扱う組織（部課係）名、構成員とその人数、取り扱う主な業務内容をご記入下さい。
17. 授業料とは別に教職課程費（教職登録料）などを徴収していますか。徴収している場合は、その金額、徴収時期および費目の内訳をご記入下さい。
18. 教員免許状一括申請時に、各府県への納入金以外に手数料等を徴収していますか。徴収している場合は、その金額と費目をご記入下さい。また、各府県への納入金の負担者をご記入下さい。
19. 教職課程ガイダンス等の概要（実施時期・対象・内容等）をご記入下さい。
20. 小・中・高等学校の現職教諭や常勤・非常勤講師対象に公開講座等（教員免許更新講習以外）を行っていますか。行っている場合は、講座名等をご記入下さい。
21. 教員採用試験対策講座等を行っていますか。行っている場合は、講座名等をご記入下さい。
22. 教員就職の斡旋事務を取り扱う部署名、構成員とその人数、取り扱う主な業務内容をご記入下さい。
23. 他学部・他学科履修などで教員免許状を取得することを許可していますか。許可している場合は、その条件をご記入下さい。
24. 教育の基礎的理解に関する科目等、教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目（「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」を含む）、教育実習、介護等体験、教育職員免許法施行規則第66条の6に関する科目について、科目等履修生の受入れ状況（条件）等をご記入下さい。また、他大学からの受入れ状況（条件）を、現役学生・卒業生それぞれについてご記入下さい。

### 【設問（臨時）】

25. 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設についてご記入ください。

\* 小学校、中学校、高等学校の免許課程についてご記入ください。

26. 実習校から PCR 検査やワクチン接種を求められましたか。求められた場合は、種類と件数をご記入ください。

## 5. まとめ

2020年度から続く新型コロナウイルス感染の状況に鑑み、2021年度は、事務セミナー1回、事務職員向けの課題研究会1回の開催となりました。事務セミナーでは参加者のご協力のもと感染予防対策を講じたうえで対面開催をすることができ、オンラインとは異なり活発な情報交換の場となりました。

今年度は免許法の一部改正により、教職課程の自己点検・評価への取組、ICT 事項科目の追加に伴う変更届など、各大学において様々な対応が必要となっております。

これからも本委員会は、改正教員免許法に関する理解を深め、施行後のスムーズな教職課程事務につながるよう、阪神教協加盟大学の日常業務における問題解決や加盟大学間のネットワーク構築と質の向上に貢献し、みなさまのご期待に沿えるよう企画を検討して参りますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 芦屋大学の教職課程

勝 又 英 樹

(芦屋大学)

芦屋大学は1964年に兵庫県芦屋市に設立され「人それぞれに天職に生きる」を建学の精神としていて、実践綱領は「独立と自由」「創造と奉仕」「遵法と敬愛」を謳い、本学の教育に反映しています。その中での特徴が複数担任制と少人数教育であり、学生一人ひとりの個性や能力、適性に応じた指導を行っています。

1・2年次では学生がスムーズに大学生活に馴染めるようなサポートや学修状況の確認、教員免許状・資格に関わる履修指導等を複数の担任が指導します。3・4年次では進路相談や取得を希望する教員免許状・資格に応じた履修指導と学修状況の確認、教育実習・保育実習先への訪問等の指導、教員採用試験や就職活動における推薦状の作成指導なども行います。「顔と名前が一致する距離の近さ」を指標としており、授業面では一方通行になりがちな授業ではなく、多くの授業が「50名以下」で開講をしています。就職面では3・4年次に全学生が就職課スタッフとの個人面談を実施しており、就職に関する幅広いサポート体制を設けています。

教職課程においては、2学部（臨床教育学部・経営教育学部）3学科（教育学科・児童教育学科・経営教育学科）が設置され、臨床教育学部では保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭・中学社会科教諭・高校公民科教諭・中学・高校保健体育科教諭、もう一方の経営教育学部では中学技術科教諭・高校情報科教諭の免許状が取得でき、多彩で広領域での教員養成を行っています。

学修環境としては、保育園・幼稚園・小学校・中学校・教育委員会等で勤務経験のある教員からの指導と共に、附属幼稚園との連携を生かした現場実習や複数の対策講座の開講、現場実習、教育委員会と連携をしたボランティア活動の支援等、教職に関する様々な相談、学生支援活動を教職支援課として行っています。また、定期的に教職教育支援委員会を開催しており、教職課程履修に関することや教員養成における現状ならびに問題点、改善点などを話し合い全学的に共有することより、教職共同で教員養成を行っています。

教員採用面としては、大学推薦枠が小学校20名、特別支援学校14名、中学校技術科16名の合計50名の枠を有しており、合格実績としては小学校・特別支援学校教員42.9%、中学校教員（技術科）33.3%となっています。

加盟校の皆様との交流や情報交換、研究と研修の機会を得ることができ感謝申し上げます。これを機に本学の保育士養成・教員養成により一層努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

## 【図書紹介】

吉川武憲 著  
『教師として大切にしたいこと』  
つむぎ書房 2021年

杉 浦 健  
(近畿大学)

本書は、筆者（杉浦）の同僚教員である吉川武輝氏が、近畿大学の教職希望の学生に対してインタビューを行ったものをまとめたものである。吉川氏は香川県の中学校教員を30年近く務めたのち、近畿大学に移ってこれ、地学や理科教育法などの担当をされている。

近畿大学では、かつてから教職希望の学生に教員採用試験が近づく3年生の後半より、採用試験対策の面接練習を行ってきた。この面接練習は、採用試験の面接対策であると同時に、学生たちにこれまでの自分を振り返らせ、教師になるにあたって必要な自らの教育理念や教育を行うにあたって大切にしたいことを明らかにさせようとする意図も持っており、筆者自身もそのようなことを大切に面接練習を行ってきた。

本書では、面接においてほぼ必ず問われ、教員になるにあたって当人の教育理念を導くと思われる志望動機について、恩師との出会いが志望動機であると面接練習において語った10人の学生たちに吉川氏がインタビューを行い、その学生の恩師の先生方の教育がどのようなものであったのかを探り、そこから「教師として大切にしたいこと」を明らかにしようとしている。そして、その試みは、本書に見事に結実していると思われる。

本書の目指した「教師として大切にしたいこと」を明らかにすることを可能にしたのは、この書のユニークな構成である。ここでは筆者の専門分野である心理学の研究のあり方と対比する形で、本書の特徴であり、魅力でもあるところを明らかにしていきたい。

一般的に、心理学（や社会学）の研究であれば、インタビュアーは、インタビューイー（インタビューを受ける者）の思いや考え方を引き出すべく、反応や自分の意見を表出するのは最小限にして、いわば受容的な態度で話を聞くものである。実際、筆者自身もスポーツ選手にインタビューしたものをまとめた研究を行ったことがあるが、できる限り聞き役に徹したし、それが当たり前だと考えていた。しかしながら本書は、それとは対照的に吉川氏がかなり能動的にインタビューイーである学生に働きかけて対話を行っている。

例えば、「自分たちのやりたいことをやらせてくれた先生」が恩師だったAさんが「子供からもすごく慕われていたんで。先生が『授業戻るで』って言ったらすっと戻るって感じで。クラスの雰囲気はまずよかったんで、先生の言うことはちゃんと聞いてたように思います。」と語るのに対して、吉川氏が「でも、その先生が何もしないのに慕われることはないはずじゃないかな。子どもたちはこの先生だから『先生の言うこと聞かないと』とか思ったはずなんだと思うんだけど…。だから脱線してもすっと戻っていったと思うんだよね。その先生が慕

われていた理由というか、要因というかは、今考えてみたらわかる？」とツッコミを入れ、「すごく褒めてくださる先生で。～」とその理由をAさんに答えさせている。

また吉川氏の「いろんな子の頑張りを見つけるのって大変なのよ。この先生が何かコツを持っていたんじゃないかなと思うんだけど。～的確に褒めるっていうのはとても難しいことなんですよ。～なんでこの先生は、あの子がこれを頑張っているなっていうことがわかったってことだよね…。感覚的なこともわからないけどね。」という働きかけに対して、Aさんが答えた「(的確に褒めるって) 難しいですね」という言葉に、吉川氏は「～これはあなたへの宿題。子どもの頑張っていることを見つけて的確に褒める。難しい。私もなかなかできない。でもこの先生はできてたんだと思う。いいクラスをつくる先生っていうのは、これがほとんどできていると思う」と答えている。

本書において吉川氏と10人の学生は、心理学や社会学の調査のような、単なる調査者、被調査者という関係だけではなく、指導する大学教員と指導を受ける学生との関係でもある。そして上記の記述でわかる通り、本書では後者の関係、すなわち大学教員と指導を受ける学生の関係が前面に出ている。学生に「教師が大切にすべき教育の根源（本書の表紙に記された言葉）」を理解させようと指導者の顔が表に出てきている。「聞き取り調査」ではなく、聞き取りを通した「指導の対話」になっており、本書はそれを記録したものである。

吉川氏は既に記したように、地学や理科教育が専門であり、心理学や社会学が専門ではない。おそらく心理学や社会学の訓練を受けた者であれば、本書のようなインタビューイーが前面に出るような構成は取らないだろう（近年はそのような研究も見られるようになってきているが）。しかしながら、本書の魅力はまさにこのような構成を取ったことによって、学生の語りと吉川氏の対話を通して、学生たちの恩師であった教師の姿が生き生きと示され、その結果、本書の副題である「教育を受ける側の視点から」、「教師として大切にしたいこと」ができているのである。

加えて本書では、それぞれの学生が語った恩師と関連させて、吉川氏がこれまで出会い、影響を受けた先生方についてのコラムが掲載されている。これがまたいい。「猛獣使いと呼ばれた先生」「誰も見捨てなかった先生」「生徒を信じ続けた先生」など、それぞれのエピソードから、吉川氏が出会った教師たちが（吉川氏も含めて）真摯に子どもたちと対峙する姿が示されている。

近年は教師の大変さばかりが強調され、また不祥事が起こればまるですべての教師が悪いかのような報道もあるからか、教師を目指す者が減り、教師不足が加速している状況がある。本書は、子どもや学校の荒れなどの教師が直面する困難を示しながらも、それを上回る教員の献身と魅力、教えることの人々に与える影響の大きさ、教えることの意味を、非常なリアリティをもって示しており、教員を目指す学生に対する応援歌になっている。教員を目指す学生が教師になってからの力量形成に役立つのはもちろんのこと、現職の教員の方にも読んで元気を出してほしい本になっていると思う。ぜひご一読を。また学生にもぜひおすすすめを。

## 【資料】

### 2021年度 定期総会の記録

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言のため、以下のとおり書面議決により実施した。

議決権行使書の提出期間：2021年4月26日（火）～5月26日（水）
議決権行使書集計年月日：2021年5月27日（木）
書面議決結果：2021年6月2日（水）に阪神教協ホームページ上で公表
記 録：三宅 茂夫（神戸女子大学）

対象会員大学：70校

議決権行使書の提出があった会員大学：62校

芦屋大学、追手門学院大学、大阪大谷大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪観光大学、大阪経済大学、大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪国際大学、大阪産業大学、大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、大阪女学院大学、大阪成蹊大学、大阪体育大学、大阪電気通信大学、大阪人間科学大学、大手前大学、関西大学、関西外国語大学、関西国際大学、関西福祉大学、関西福祉科学大学、関西学院大学、畿央大学、近畿大学、甲子園大学、甲南大学、甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、神戸学院大学、神戸教育短期大学、神戸芸術工科大学、神戸女学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、神戸親和女子大学、神戸常磐大学、高野山大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、摂南大学、千里金蘭大学、相愛大学、園田学園女子大学、帝塚山大学、帝塚山学院大学、奈良大学、奈良学園大学、羽衣国際大学、阪南大学、東大阪大学、姫路大学、姫路獨協大学、兵庫大学、武庫川女子大学、桃山学院大学、桃山学院教育大学、森ノ宮医療大学、流通科学大学、和歌山信愛大学

準会員校：8校（総会資料送付のみ、議決権行使の対象外）

大阪キリスト教短期大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪国際大学短期大学部、大阪成蹊短期大学、大阪千代田短期大学、聖和短期大学、豊岡短期大学、奈良佐保短期大学

書面議決の取り扱い

当協議会会則第6条の4「総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する」に準じ「議決権行使書の1/2の返送をもって成立し、返送された議決権行使書の過半数によって議決する」扱いとする。

## 議 事

事前に郵送した総会資料にもとづき、書面議決を行った。結果は次のとおりで承認された。

議 案	結果	賛成 <sup>※</sup>	反対
(1) 2020年度定期総会の記録確認	可決	62	0
(2) 2020年度活動報告	可決	62	0
(3) 2020年度決算報告および監査報告	可決	62	0
(4) 新役員の選出	可決	62	0
(5) 2021年度活動方針および事業計画（案）	可決	62	0
(6) 2021年度予算（案）	可決	62	0
(7) 会則の一部改正について	可決	62	0

※議長へ一任する（1大学）を含む。

## 報 告

特になし



## 【資料】

# 2021年度 活動方針および事業計画

## 活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 幹事校会の位置づけを明確にするための検討をおこなう。
- 5 その他、協議会の趣旨に即して必要な活動をおこなう。

## 事業計画

- 1 課題研究の推進
  - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
  - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
  - (3) 教育実習・学校インターンシップのありかたについて
  - (4) 介護等体験のありかたについて
  - (5) 教職事務の改善について
  - (6) 教員採用問題について
  - (7) 海外の教師教育の動向について
  - (8) 教員養成制度改革について
  - (9) 教員の働き方改革について
- 2 大学と自治体との連携協力
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協レポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

# 2020年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2020年4月1日 ~ 2021年3月31日)

## 【支出の部】

(円)

	予算額	決算額	増減
事務局費	1,494,000	423,586	1,070,414
人件費	624,000	108,000	516,000
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	300,000	68,094	231,906
通信費	300,000	232,582	67,418
事務局交通費	50,000	14,000	36,000
会議費	120,000	910	119,090
印刷関係費	1,160,000	991,325	168,675
レポート印刷費	550,000	653,400	▲ 103,400
レポート編集費	140,000	87,145	52,855
外部委託費	400,000	217,780	182,220
資料印刷費	70,000	33,000	37,000
ホームページ等関係費	240,000	102,399	137,601
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	102,399	37,601
幹事校会費	470,000	25,395	444,605
人件費	40,000	0	40,000
会合費	380,000	25,395	354,605
印刷費	50,000	0	50,000
研究協議会費用	1,950,000	40,000	1,910,000
人件費	100,000	0	100,000
会合費	1,600,000	40,000	1,560,000
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	3,420,000	2,920,220	499,780
会費	2,920,000	2,920,220	▲ 220
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	0	200,000
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	4,622,351	0	4,622,351
支出合計	13,356,351	4,502,925	8,853,426

## 【収入の部】

(円)

	予算額	決算額	増減
会費	5,450,000	5,436,201	13,799
受取利息	500	209	291
情報交換会参加費	450,000	0	450,000
幹事校交流会参加費	135,000	0	135,000
雑収入	0	0	0
前年度繰越金	6,294,321	6,294,321	0
全私研究大会余剰金	1,026,530	1,026,090	440
収入合計	13,356,351	12,756,821	599,530

次年度繰越金	8,253,896
--------	-----------

2020年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、

帳簿並びに関係証券書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2021年 4月 20日

会計監査委員： 千里金蘭大学

黒瀬 哲也



会計監査委員： 大阪成蹊大学

中井 江美



## 2020年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2020年4月1日 ~ 2021年3月31日)

### 【支出の部】

(円)

	2020年度予算額	2021年度予算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	200,000	0
出版費	0	0	0
予備費	1,186,023	1,186,023	0
支出合計	1,386,023	1,386,023	0

### 【収入の部】

(円)

	2020年度予算額	2021年度予算額	増 減
前年度繰越金	1,386,023	1,386,023	0
収入合計	1,386,023	1,386,023	0

次年度繰越金	1,386,023
--------	-----------

2020年度会計帳簿及び収支決算書につきまして、

帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2021年 4月 20日

会計監査委員：

千里金蘭大学

黒瀬 哲也



会計監査委員：

大阪成蹊大学

中井 江美



## 【資料】

# 2021年度 幹事校会の記録

## 2021年度 第1回（通算第296回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：14大学（29名）＋オブザーバー1名

大阪工業大学（酒井 恵子）（澤田 俊也）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
大阪人間科学大学（中島 康明）  
関西大学（赤尾 勝己）（山本 冬彦）（若槻 健）（田中 潤一）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（富江 英俊）（白銀 夏樹）（濱元 伸彦）（奥野 夏希）  
近畿大学（杉浦 健）（丸岡 俊之）（梅田 和子）（土井 良介）  
神戸学院大学（水谷 勇）  
神戸女子短期大学（川村 高弘）  
四天王寺大学（長澤 洋信）  
摂南大学（朝日 素明）  
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）  
桃山学院大学（川口 厚）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（谷山 優子）（村田 恵子）  
（多畑 寿城）（山田 史子）  
オブザーバー（田中 保和）

議長：三宅 茂夫（神戸女子大学）

記録者：村木 有也（大阪電気通信大学）

1. 日時：2021年7月21日（水）15時00分～16時40分
2. 会場：Web（Zoom）によるオンライン遠隔会議方式
3. 議題

### (1) 2020年度第6回幹事校会（年月日）の記録確認

会議資料P 1～4の幹事校会記録について、以下の点について訂正があった。

- ・ p.1（出席者名一覧）および p.2（2行目）：富江英俊氏（関西学院大学）の名前（漢字）について、「富」ではなく「冨」に訂正。
- ・ p.3: 文中の大学名について（(9) 2024年度以降の事務局校（会長校）についての1行目）、「関西福祉大学」を「関西福祉科学大学」に訂正。

(2) 阪神教協2021年度定期総会（書面議決開催）の記録確認

会議資料P 5～6の定期総会記録について、以下の点について訂正があった。

- ・ p.6（4行目）：「阪神市区私立大学教職課程研究連絡協議会」を「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」に訂正。

(3) 会費納入状況について

- ・ 村田恵子氏（神戸女子大学）より「会員校および準会員校78校中77校が納入済み。残る1校からも本日（7/21）中に納入予定との連絡があった（現在、未確認）」との報告があった。

(4) 全私教協理事会および委員会報告

- ・ 三宅事務局長より、全私教協理事会（第2回）は今週の土曜日（2021年7月24日、10：30～、オンラインで実施）に開催予定、終了後に別途報告するとの説明があった。  
※その他、委員会報告は特になし。

(5) 全私教協研究交流集会の運営について

会議資料P 7～8（別紙あり）の全私教協2021年度研究交流集会について、多畑寿城氏（神戸女子大学）より説明があった。

阪神地区で関係する項目としては、プログラムについて①シンポジウム「教職課程自己点検評価の具体化 ～何をどう進めればよいか～」のシンポジスト1名を阪神地区より選出する必要がある、運営について②運営拠点を東京（玉川大学）と阪神地区と2か所で実施するため、阪神地区でも準備する必要がある、③Zoomについて、阪神地区で管理運営する必要がある、④参加費の徴取について、口座開設等する必要がある。

- ・ 日程が2021年11月27日の1日開催となった。
- ・ ①シンポジスト1名を決定、報告する必要がある件について、阪神教協から近畿大学杉浦健氏を推薦することで承認された（全私の研究大会では、課題研究会担当者から選出するといった例がある）。
- ・ ②運営拠点を阪神地区でも準備する必要がある件について、多畑氏より「事務局が玉川大学に赴き、現地（1か所）で運営する」案が提案された。田中保和氏（オブザーバー）より「全私としては、それぞれの地域で主となってもらいたいという意向があるため、今回は2か所での実施が提案されている」との説明があった。最終的に、事務局が玉川大学に赴いて運営する案について、次回の全私教協理事会（2021年7月24日）にて提案することで承認された（提案が棄却された場合、神戸女子大学で担当することで承認された）。
- ・ ③Zoomについて、神戸女子大学のアカウントが利用可能であることから、利用する場合は神戸女子大学のアカウントとすることで承認された。
- ・ ④参加費について、富江英俊氏（関西学院大学）より「資料の冊子化、郵送料以外に有料化する理由があるのか、当日のオンラインコンテンツは従来通りか」確認があった。

若槻健氏（関西大学）より「大会の会計として、黒字を出すこと、その黒字を吸収してしまうのは好ましくない」との意見が出された。田中氏より、「予算に関わるため、参加費を徴取することになった。一方、徴取する以上、冊子の作成と郵送を行う」、「これまでの研究大会や研究集会では、黒字が出ていたこと、黒字の場合は地区と全私で折半、赤字の場合は全私負担となっていた」との回答があった。参加費の徴取、金額設定の根拠について意見があった旨、次回の全私教協理事会（2021年7月24日）にて報告いただくこととなった。

(6) 2021年度第2回および第3回課題研究会の運営について

会議資料P9～17の2021年度第2回課題研究会（2021年10月20日）について、発題者は4名で調整中、内1名は杉浦健氏（近畿大学）にご担当いただくとの説明があった。その他の3名について、1名は若槻氏にご担当いただくことで、ご本人より承諾いただいた。その他、候補者として「桃山学院教育大学 八木利津子氏」、「大阪経済大学 樋口太郎氏」、「京都教育大学 樋口とみ子氏」が推薦された。

発題者4名とすること、内2名は「杉浦氏」および「若槻氏」とすること、その他については上記候補者3名の中から選出する旨、承認された。その他、推薦があれば事務局へ連絡いただく。

第3回について、多畑氏より、事務方の内容で企画、10月の幹事校会にて提案予定との説明があった。

(7) 阪神教協リポート編集について

- ・神戸学院大学の担当者が本日欠席の為代わって山田史子氏（神戸女子大学）より「5月中旬に納品、全会員大学へ6月21日付で発送、7月12日に他地区の事務局校へ発送した」とのこと、報告があった。

(8) 阪神教協教職課程データベース（2020年度版）について

- ・山田氏より「2021年7月6日に納品、回答があった70校に対し2021年7月12日に発送した」とのこと、報告があった。

(9) 2021年度第1回教員免許事務セミナーについて

- ・多畑氏より、資料P18～19に沿って説明があり、承認された。

(10) 幹事校会規則策定作業部会報告

三宅事務局長より、2021年6月2日にZoomを用いて委員会を開催したとの報告があった。初回ということで、論点整理を行った。「幹事校会の権限の範囲の明確化」、「幹事校の数や役割、入れ替えなど組織に関すること」、「研究に関する部門を設ける（研究促進、組織活性化）」、「単純な事務作業については外注してはどうか」、「組織の維持について（会長（事務局）校の担い手がない、事務局校の負担軽減）」といった意見が出されたとの説明があった。

(11) 2024年度以降の事務局校（会長校）について：会議資料 P 20

- ・ 繰り越して検討が続いている現状にある。
  - 2022.5～2024.5 神戸学院大学
  - 2024.5～2026.5 神戸国際大学（検討中） ※山本克典氏
  - 2026.5～2028.5 関西福祉科学大学（検討中） ※池上徹氏
- ・ 池上徹氏（関西福祉科学大学）より、2026.5～2028.5の担当について検討中である旨、報告があった。
- ・ 2024.5～2026.5の担当について、神戸国際大学の状況によっては検討を開始する旨、川口厚氏（桃山学院大学）より回答があった。
- ・ 朝日素明氏（摂南大学）より、第21代（2026.5～2028.5）以降について担当を検討する旨、回答があった。

他に意見はなく、三宅事務局長より、この議題は引き続き検討を続けていきたいという意向が示された。

(12) その他

- ・ 若槻氏より、教職課程科目について今後遠隔授業化していくことを検討している大学はないか質問があった（オンデマンド形式で常態化）。杉浦氏より「オンデマンドで授業を実施する場合、サポート体制や双方向性が必要となるため、実施するにしてもハードルは高い」との意見が出された。富江氏より「オンデマンド形式の授業の導入を検討している大学があるようだ」との報告があった。他の出席者からは特に回答は得られなかった。
- ・ 杉浦氏より、文科省より出された「情報機器の活用に関する理論及び方法」（仮称）について、次年度には教職課程で ICT 教育科目を新設、履修が義務化されるということで、対応が迫られている旨、発議があった。

## 2021年度 第2回（臨時）（通算第297回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：17大学（39名）＋オブザーバー1名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）  
大阪経済大学（樋口 太郎）  
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）  
大阪産業大学（佐奈木智子）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
大阪人間科学大学（中島 康明）  
関西大学（赤尾 勝己）（山本 冬彦）（若槻 健）（田中 潤一）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（冨江 英俊）（白銀 夏樹）（濱元 伸彦）（今村 奈々）  
（奥野 夏希）  
近畿大学（杉浦 健）（土井 良介）  
神戸学院大学（生田 卓也）（井上 豊久）（山下 恭）（松宮 慎治）  
（真野 千尋）（松本 育子）（西田 脩祐）  
神戸女子短期大学（川村 高弘）  
四天王寺大学（木下 佳美）（濱田 明良）  
摂南大学（朝日 素明）  
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）  
桃山学院大学（伊藤 潔志）（川口 厚）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（谷山 優子）（村田 恵子）  
（多畑 寿城）  
オブザーバー（田中 保和）

議長：三宅 茂夫（神戸女子大学）

記録者：鋒山 泰弘（追手門学院大学）

1. 日時：2021年9月15日（水）10時00分～11時00分
2. 会場：Web（Zoom）によるオンライン遠隔会議
3. 議題

- ・三宅事務局長から臨時幹事校会を持つことになった理由が説明された後、初参加の方の自己紹介が行われた。
- ・杉浦健氏（近畿大学）の授業の関係で、予定されていた2番目の議題であった「2021年度第2回課題研究会の運営について」から先に審議された。



(記録は次第の順に記載)

(1) 前回幹事校会の記録確認

- ・前回幹事校会記録の「会費の納入状況」に関わって、村田恵子氏（神戸女子大学）より、「前回77校が納入済みで1校が未確認と記録されているが、その後、残り1校からの入金があり、全会員校からの入金を確認した。また全私協への入金も完了した。」という補足説明がなされた。

(2) 2021年度第2回課題研究会の運営について

- ・杉浦氏から、前回の課程認定から、近畿大学では教育課程論と教育方法論を1つの科目「教育課程・方法論」という科目として行っているが、その科目に新しく「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の1単位の内容を入れることは難しいこと、また新しく1単位科目を開設することも容易ではないこと等から、この課題への他大学の対応を知りたいということがテーマ変更の提案理由であることが説明された。
- ・杉浦氏の説明を受けて、三宅事務局長から課題研究会のテーマを変更する提案がなされた。異論はなく承認された。
- ・三宅事務局長から第2回課題研究会の申し込み時に、各会員校からテーマに関して課題や取組を書いてもらい、事務局でまとめて、当日の課題研究会で共有できるように運営をしたいという提案がなされ承認された。
- ・三宅事務局長から、当初のテーマであり、全私教協研究交流集会のテーマでもある「自己点検・評価」についても課題や意見を書いてもらいたいという提案がなされた。
- ・多畑寿城氏（神戸女子大学）から、Web上での第2回課題研究会の申し込み時に、各会員校からテーマに関して課題や意見、取組を、申し込み画面の「備考欄」に書いてもらう方法が説明された。また「自己点検・評価」についての課題や取組も「備考欄」に書いていただきたいと説明があった。
- ・生田卓也氏（神戸学院大学）から、今回の『「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位必修化』は、文科省の高等教育改革の大きな改革の流れでどういう位置づけで提案されたのかについても知りたいという質問がなされた。その点についても、文科省の説明資料など参照の上、意見交換をしていければよいことが確認された。
- ・資料に基づいて、第2回課題研究会のプログラムの内容変更が確認された。
- ・富江英俊氏（関西学院大学）から、参加申し込みの際の「備考欄」に、「もともとの自己点検についても各大学の取組を書いてもらうことは無理をしないで、書き込みを限定しては」という意見も出されたが、田中保和氏から「全私教協研究交流集会で取り上げるテーマであるので、阪神地区での取り組みの情報を集める意味で、自己点検の課題についても書いてもらってはどうか」という意見が出されて承認された。

(3) 全私教協理事会および委員会報告

- ・田中保和氏から、全私教協研究交流集会開催の拠点について、当初は阪神地区と東京の2ヵ所案について考えられたが、理事会では、拠点は1ヵ所の方がよいのではないかと

いう方向にまとまったことが報告された。

- ・山本冬彦氏（関西大学）から、全私教協が公益法人化したことによる役職者への給与支給についても理事会で決定された旨が報告された。

#### (4) 全私教協研究交流集会の運営について

- ・田中保和氏から、総合司会を阪神地区から出すこと、会員校からの問い合わせは全国事務局が担当し、参加申し込みと参加費の入金チェックは神戸女子大が担当すること、シンポジストとして富江英俊氏にお願いすること、以上の提案が説明されて、承認された。
- ・交流集会のシンポジストとして、杉浦健氏から富江英俊氏にお願いすることになった経緯に関して、若槻健氏（関西大学）から質問があった。三宅氏と多畑氏から、阪神地区の課題研究会のテーマを変えたので、事務局と全私教協理事の田中氏と山本氏で相談の上、富江氏にお願いする案が考えられて、本日の幹事会で提案し、審議事項とした経緯が説明された。
- ・田中氏から、感染状況によっては、交流集会の運営拠点を東京に一本化した方が望ましいという提案があり承認された。
- ・田中氏から総合司会を三宅氏にお願いしたという提案がなされ、承認された。ただし、移動が難しい場合は総合司会を関東地区にお願いすることが確認された。
- ・富江氏にオンラインでのリハーサルに参加していただくことが確認された。
- ・研究交流集会参加費の徴収に関して、神戸女子大学で参加費入金口座を開くことも考えられたが、口座を独自に開くことは容易ではないことがわかったため、全私教協の口座を利用することに決まったことが説明された。
- ・参加の申し込み・参加費入金のチェックを神戸女子大が行うことが報告された。

#### (5) 今後の記録担当について

資料に基づいて確認された。

#### (6) その他

- ・三宅事務局長から、今後の阪神教協事務局校の選定の現状報告があった。神戸国際大学の山本氏から2024年度に事務局校を引き受けることは困難であるとの返事があったこと、これまでの議事録にもとづき桃山学院大学へ打診することが確認された。

## 2021年度 第3回（通算第298回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：12大学（23名）＋オブザーバー1名

大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）  
大阪産業大学（西野 倫世）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
関西大学（山本 冬彦）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（冨江 英俊）（白銀 夏樹）（奥野 夏希）  
神戸学院大学（松宮 慎治）（真野 千尋）（西田 脩祐）  
四天王寺大学（長澤 洋信）  
摂南大学（朝日 素明）  
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）  
桃山学院大学（伊藤 潔志）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（村田 恵子）（多畑 寿城）  
（山田 史子）  
オブザーバー（田中 保和）

議長：三宅 茂夫（神戸女子大学）

記録：池上 徹（関西福祉科学大学）

1. 日時：2020年10月20日（水）11時00分～11時47分

2. 会場：Zoom によるオンライン遠隔会議方式

3. 議題

(1) 2021年度第2回幹事校会の記録確認（P 1～P 3）

- ・山本冬彦氏（関西大学）より、全私教協理事会報告で、給与支給について決定との指摘があった。記録についても(3) 「・・・決定された旨が報告された。」と修正することを確認した。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告

- ・田中保和氏（オブザーバー）より、10月8日の自己点検評価の説明会および研究交流集会の終了後に第3回の理事会が開催されることの報告があった。

(4) 全私教協研究交流集会の運営について（P 4～P 8）

- ・田中保和氏より、資料に基づき報告があった。基調講演は文科省の課長に依頼する予定が、異動直後のため変更となった。
- ・三宅茂夫事務局長より、阪神地区担当回ゆえ、あらためて各方面への協力のお願いがあった。
- ・冨江英俊氏（関西学院大学）より、プログラムで阪神地区理事との表記は訂正が必要と

の説明があった。この件について、田中保和氏より全私教協事務局へ伝え、修正依頼をすることとした。

- ・田中保和氏及び多畑寿城氏（神戸女子大学）より発表内容の確認があった。

(4) 2021年度第2回課題研究会の運営について（P 9～P 13）

- ・三宅事務局長より、申込者約150名、うち職員約70名で、準備の進捗と内容の確認があった。

(5) 2021年度第3回課題研究会の運営について（P 14～P 15）

- ・多畑寿城氏より、課程認定を行う大学が減少しており、また実地視察の事例報告もこの第3回の課題研究会で行ってきたが今は実地視察自体が滞っている、との現況報告があった。

また昨年度の第3回はハイブリッドで行ったが、今年度も感染状況を踏まえて開催方法を検討するとの提案があり、了承された。

(6) 阪神教協レポートの編集について

- ・松宮慎治氏（神戸学院大学）より、例年通りの編集方針の説明があった。

(7) 2021年度アンケート調査の実施について（P 16～P 26）

- ・多畑寿城氏より、おおむね例年通りで、臨時設問として ICT 関連科目をあらかじめ追加している、との説明があった。
- ・疋田祥人氏（大阪工業大学）より、設問8について、教科ごとにわかったほうがよいのではないかとの提案があった。また設問10について、中等教育学校に就職もあるので、選択肢を増やすことの提案があった。
- ・三宅事務局長より、ご意見を踏まえて検討をする旨の発言があり、さらに提案があれば事務局に連絡するよう依頼があった。

(8) 2024年度以降の事務局校（会長校）について

- ・伊藤潔志氏（桃山学院大学）より、検討状況の説明があった。

(9) 今後の記録担当について（P 27～P 28）

- ・三宅事務局長より資料に基づいて説明と、次回以降の依頼があった。

## 2021年度 第4回（通算第299回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：

追手門学院大学（鋒山 泰弘）  
大阪音楽大学（大野 僚）  
大阪工業大学（疋田 祥人）（澤田 俊也）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
関西大学（山本 冬彦）（若槻 健）（田中 潤一）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（冨江 英俊）（白銀 夏樹）（奥野 夏希）  
近畿大学（田中 穂徳）  
神戸学院大学（井上 豊久）（立田 慶裕）（真野 千尋）（松本 育子）  
神戸女子短期大学（陰山 雅子）  
四天王寺大学（長澤 洋信）  
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）  
桃山学院大学（伊藤 潔志）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（谷山 優子）（村田 恵子）  
（多畑 寿城）（山田 史子）  
オブザーバー（田中 保和）

議長：三宅 茂夫（神戸女子大学）

記録：陰山 雅子（神戸女子短期大学）

1. 日時：2021年12月22日（水）11時00分～12時15分
2. 会場：Web（Zoom）による遠隔会議
3. 議題

- ・伊藤潔志氏（桃山学院大学）の校務の関係で、予定されていた9番目の「幹事校会規則策定部会報告」、10番目の『2024年度以降の事務局校（会長校）について』の議題から先に審議された。

（記録は次第の順に記載）

- (1) 2021年度第3回幹事校会の記録確認（P 1～P 2）

- ・原案どおり了承された。

- (2) 全私教協理事会および各種委員会報告（P 3～P 9）

- ・資料に基づき、三宅茂夫氏（神戸女子大学）より説明があった。来年度の総会及び研究大会の開催日は2022年5月21日（土）ないし28日（土）で、オンラインによる1日開催を予定しているとのこと。地区主催の分科会のテーマは汎用性のある内容とする、とのこと。また、事務局の移転については管理上、永田町の物件を検討中とのこと。第4号

議案の話題の最後に各地区の理事の職階について、准教授の以上経験のある方に来て欲しいとの話があったことが紹介され、田中保和氏（オブザーバー）より補足説明があった。また、山本冬彦氏（関西大学）より、全体テーマについて早急に決定して欲しいと要望したとのご発言もあった。

(3) 2021年度全私教協研究交流集会について（実施報告）

- ・資料に基づき、田中氏より説明があった。
- ・全私教協と地区協との関係について、意見が出された。

(4) 2022年度第1回課題研究会・全私教協研究大会分科会について（P10～P16）

- ・資料に基づき、三宅氏より説明があり、テーマについて、全私教協の研究大会のテーマが決まり次第、事務局で案を作成し提案することとなった。

(5) 2021年度第3回課題研究会の運営について（P17～P18）

- ・資料に基づき、多畑寿城氏（神戸女子大学）より説明があった。

(6) 阪神教協リポートの編集について

- ・神戸学院大学の真野千尋氏より、担当者が欠席のため、連絡すべき事項があれば後日連絡するとの説明があった。

(7) 2021年度アンケート調査の実施について（P19～P28）

- ・資料に基づき、前回の幹事校会でいただいた意見も反映した案であるとして、多畑氏より説明があり承認された。

(8) 2021年度第3回教員免許事務セミナーについて（P29～P30）

- ・資料に基づき、多畑氏より、2022年2月19日（土）に対面で行う予定である旨、説明があり承認された。

(9) 幹事校会規則策定部会報告（P31）

- ・資料に基づき、三宅氏より説明があり、継続して検討していくことが報告された。

(10) 2024年度以降の事務局校（会長校）について（P32）

- ・伊藤潔志氏（桃山学院大学）より、事務局を引き受けるにあたっての学内での検討状況について報告があり、さらに要望事項について説明があった。

① 幹事校会等のオンラインでの開催について

事務局校（会長校）引受にあたって人員の補充が困難であることによる。課題研究会および阪神教協教員免許事務セミナーについては、原則として対面での実施を検討したい。

② 2026年以降の事務局校の調整について

③ 予算における人件費の増額のお願

フルタイムとまでではないが繁忙期に契約職員を1名入れたいと考えている。事務局

校経験大学の助言をいただきながら詳細を決めていきたい。この部分が最大のネックとなっている。

④業務の簡略化について

事務局校の担当業務の簡略化（削減含む）の検討の推進。（例えば、議事録の簡素化や発行冊子等の電子化等）

上記の要望事項に対して、意見交換があり以下のとおりの方向で進めることが了承された。

①については、議題の内容なども考慮して会長校が判断し、課題研究会開催時の幹事校会は対面、他の開催時はオンラインなど自由度を持ってオンラインや対面等の方法を都度幹事校会に提案、承認の上開催していく。

②については、現在関西福祉科学大学が受諾の可否を検討中。

③については、繁忙期に事務のアルバイトを雇うことは問題なく、予算を計上するときに幹事校会での意見を聞くことになると思うが、予算増額は問題ない。

④については、策定部会でも簡略化の方向で進めていく。

(11) 今後の記録担当について（P 33～P 34）

- ・資料に基づき、三宅氏より説明があり、前回の担当から間隔の空いた大学の方にあらかじめ連絡した上で、従来どおり記録をお願いすることとなった。

(12) その他

特になし。

## 2021年度 第5回（通算第300回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：15大学（32名）＋オブザーバー1名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）  
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
大阪人間科学大学（中島 康明）  
関西大学（山本 冬彦）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（冨江 英俊）（濱元 伸彦）（奥野 夏希）  
近畿大学（杉浦 健）（梅田 和子）（田中 穂徳）（丸岡 俊之）  
神戸学院大学（立田 慶裕）（水谷 勇）（生田 卓也）（垣谷 宜男）  
（宇野 祐史）（松本 育子）（西田 脩祐）  
神戸女子短期大学（川村 高弘）  
四天王寺大学（長澤 洋信）  
摂南大学（朝日 素明）  
姫路獨協大学（中嶋佐恵子）  
桃山学院大学（川口 厚）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（谷山 優子）（村田 恵子）  
（多畑 寿城）（山田 史子）  
オブザーバー（田中 保和）

議長：三宅 茂夫（神戸女子大学）

記録：中島 康明（大阪人間科学大学）

1. 日時：2022年2月16日（水）15時00分～16時30分

2. 会場：Web（Zoom）による遠隔会議

3. 議題

(1) 前回幹事校会の記録確認（p1～p3）

- ・冨江英俊氏（関西学院大学）より「全私教協と地区協との関係について、意見が出された。」を追加、ほか一部重複部分削除の意見があった。  
意見の通り修正することとした。

(2) 全私教協理事会および各種委員会報告について

- ・田中保和氏より、2022年度全私教協研究大会の開催日は2022年5月28日（土）で、オンラインによる1日開催とし、分科会参加地区を募集中とのこと。現在副会長が空席であることから、選任の動議をメールによるみなし総会として実施することとなり、メールで配信している。各校からの返信をお願いしたいとのこと。



- (3) 2022年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について (p 4 – p 11)
  - ・資料に基づき、事務局（三宅茂夫事務局長）より説明があり、テーマについて異議はなかった。内容・発表者等については、本日の提案や事務局からの依頼も含めて事務局案（p 4）に沿って今後検討することとした。
- (4) 2022年度全私教協研究大会における分科会の運営について (p 4 – p 11)
  - ・阪神地区として議題(3)の案（p 4）でエントリーし、積極的に参加する意向を伝えることとした。
- (5) 阪神教協リポートの編集について
  - ・松本育子氏（神戸学院大）より進捗状況の報告があった。
- (6) 2022年度予算案について (p 12 – p 15)
  - ・資料に基づき、村田恵子氏（神戸女子大）より一部訂正と説明があり次回最終案を示すこととされた。
- (7) 2024年度以降の事務局校（会長校）について (p 16)
  - ・川口厚氏（桃山学院大学）より受諾について前向きに検討したいので、事務局に提出した要望書について検討願いたい旨の説明があった。
  - ・（前回の記録の通り）桃山学院大学に受諾いただけるよう、また今後どの大学も担当可能となるように、要望について事務負担軽減の方向で予算等具体的に検討を進めていく。
- (8) 今後の記録担当について (p 17 – p 18)
  - ・次回も今回と同様に参加表明のあった大学から選任することを確認した。
- (9) その他
  - ・山本冬彦氏について、会則の規定に基づき来年度から当分の間、オブザーバーとして参加いただくこととした。
  - ・疋田祥人氏（大阪工業大学）より、事務局校資料（過年度の担当一覧表）の作成にあたっては、地区の担当だけでなく全私教協事務局を担当したことを記録に入れておいた方がよい。追手門学院大学と大阪音楽大学が過去に担当しているとの意見が出され了承された。

## 2021年度 第6回（通算第301回）幹事校会議事録

出席（敬称略）：37名＋オブザーバー2名

追手門学院大学（鋒山 泰弘）  
大阪音楽大学（大野 僚）  
大阪工業大学（酒井 恵子）（疋田 祥人）（澤田 俊也）  
大阪産業大学（宅島 大亮）  
大阪電気通信大学（村木 有也）  
大阪人間科学大学（中島 康明）  
関西大学（赤尾 勝己）（田中 潤一）  
関西福祉科学大学（池上 徹）  
関西学院大学（富江 英俊）（濱元 伸彦）（奥野 夏希）  
近畿大学（丸岡 俊之）（吉岡 宏）（勝又 正裕）（杉浦 健）  
神戸学院大学（生田 卓也）（水谷 勇）（井上 豊久）（立田 慶裕）  
（山下 恭）（小嵯 麻由）（中政 高志）（松本 育子）  
（山野 頌平）（西田 脩祐）  
神戸女子短期大学（上田美穂子）  
摂南大学（朝日 素明）  
桃山学院大学（川口 厚）  
神戸女子大学（三宅 茂夫）（金岩 俊明）（谷山 優子）（村田 恵子）  
（多畑 寿城）（山田 史子）  
オブザーバー（田中 保和）（山本 冬彦）

記録：大野 僚（大阪音楽大学）

1. 日時：2022年4月20日（水）15時00分～17時00分
2. 会場：Web（Zoom）によるオンライン遠隔会議方式
3. 議題

### (1) 前回2021年度第5回幹事校会の記録確認（P1～P2）

会に先立って、今年度から参加される方々の紹介（下線にて明示）があった。前回の記録については、特に加筆修正等の箇所はなかった。

### (2) 全私教協理事会および委員会報告

三宅茂夫事務局長（神戸女子大学）より全私教協理事会の2021年度の活動についての報告があった。第41回研究大会のテーマは「教職課程の自己評価実施段階を迎えて」となっている。

### (3) 全私教協理事・役員選出（総会資料P12）

理事については、慣例にしたがって水谷勇氏（神戸学院大学）と三宅茂夫氏に担当してい

ただき、編集委員については、引き続き富江英俊氏（関西学院大学）に担当していただくことで承認された。研究委員については、全私教協の特別委員会に関わる委員を各地区から要請したいという方向で話が進んでおり、引き続き全私教協の検討を待つ。

また、田中保和氏より、副会長については、石川正俊氏（東京理科大学）が就任されたという報告があった。

#### (4) 2022年度阪神教協役員・委員について（総会資料P11）

会長校（事務局校）の交代に伴い神戸学院大学の学長が会長となり、事務局長は水谷勇氏、会計担当は井上豊久氏が就任される。会計監査委員（職員枠）については、南部晶子氏（甲南大学）が就任される。教職課程事務検討委員会については、松本育子氏（神戸学院大学）と佐奈木智子氏（大阪産業大学）に加わっていただくことが承認された。

また、疋田祥人氏（大阪工業大学）より、事務検討委員に根来実穂氏がメンバーに入っていたが、4月より摂南大学へ異動となったため、本人に確認をしておいてほしいとの要請があり、再度確認をしておくことになった。

#### (5) 2022年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について（P3～P4）

すでにシンポジストとして提案している二名の候補者（P4）が承認され、残りの一名については、金岩俊明氏（神戸女子大学）に依頼することが承認された。今後シンポジスト候補者については正式な依頼をすることになった。

#### (6) 2022年度全私教協研究大会及び分科会について

田中保和氏より全私教協の分科会について大会プログラムに則して報告があった。

#### (7) 2022年度定期総会の開催について（P5～P6）

新型コロナの状況を踏まえ、今回も書面決議にするということで承認された。

議案(4)「2022年度阪神教協の新役員を選出」（総会資料P2）掲載の事務局長は水谷勇氏、2022年度の全私教協の新任理事についても水谷勇氏が担当されるため、資料については修正しておく。

議案(3)「2021年度決算報告（総会資料P9、10）」と(6)「2022年度予算（案）（総会資料P14～17）」について、会計担当の村田恵子氏（神戸女子大学）より報告があった。山本冬彦氏より全私研究交流集会余剰金については、今回はこのままで問題ないと思われるが、かつて年度を過ぎての振り込みがあったため、経緯としてそのようなこともあったことを周知しておいた方がよいと指摘があった。

議案(5)「2022年度活動方針および事業計画」については、これまでと特に変更なしということで承認された。

議案(7)「加盟大学への各種案内方法の変更及びメーリングリストの作成」について、従来からの懸念であった事務局校の負担を軽減するという点においても、案内について郵送をやめメーリングリストによる管理に切り替えることで、労力も予算も抑えられるため総会にて提案を予定していることが承認された。

(8) 阪神教協リポートの編集について

水谷勇氏より5月中の発行を目指して、ゴールデンウィーク明けをまでをめどに原稿を集めているとの報告があった。

(9) 阪神教協教職課程データベース（2021年度版）について

山田史子氏（神戸女子大学）より、4月18日時点で未提出の大学が8校あったが、この時点で2021年度版のデータベースに含めないということになった。最終的には計70校のデータを印刷すると報告があった。

(10) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について（P 7）

最新のデータに更新する予定で、変更があれば阪神教協の事務局メールに知らせてほしいと報告があった。疋田祥人氏より、メーリングリストに個人メールだけでなく、部署メールを設定することは可能かという問い合わせがあり、設定は可能であるとのことだった。また、生田卓也氏（神戸学院大学）よりメーリングリストの登録は年度途中での変更は可能かと質問があり、対応は可能だと回答があった。

(11) 2024年度以降の事務局校（会長校）について（P 8）

2024年度から桃山学院大学が事務局校として正式に担当することとなったとの報告があった。

(12) 今後の記録担当について（P 9～P 10）

今回で3回目までの担当は全て完了したことになる。次回の2022年度5月の定期総会、第1回課題研究会の記録係については、神戸女子短期大学が担当する。

(13) その他

次回幹事校会は5月18日（水）12：30～14：00にオンラインで行うことを確認した。

## 【会 則】

# 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

### 第 1 条 (名称)

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

### 第 2 条 (目的)

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

### 第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第 4 条 (会員校)

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

### 第 5 条 (機関および役員)

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

### 第 6 条 (総会)

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年 1 回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めるとき、または会員校の1/3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

### 第 7 条 (幹事校会)

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。

3 幹事校の任期は2年とする。

#### 第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。

3 会長は本会を代表し、会務を総括する。

4 会長校の任期は2年とする。

#### 第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

#### 第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

2 会計監査委員の任期は2年とする。

#### 第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万5千円を会費として納入する。そのうちの4万円は、全私教協への会員参加費となる。

2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万5千円を連絡費として納入する。そのうちの1万5千円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

#### 第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

#### 付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

2016年5月18日一部改正

この会則（改正）は2016年4月1日から施行する。

## 〈外国視察団派遣のための補助金制度〉の内規

### 1. 目的

外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。

### 2. 補助内容

外国視察団参加者1人につき3万円以内で補助する。

### 3. 応募資格

会員校に勤務する者。

### 4. 補助金交付の手続き

外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

## 〈教師教育研究のための海外渡航への助成金制度〉の内規

### 1. 目的

教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。

### 2. 助成内容

1人1件につき10万円以内で助成する。

### 3. 応募資格

会員校に勤務する者。

### 4. 助成金交付の条件

成果を課題研究会で発表し、阪神教協レポートに投稿すること。

### 5. 助成金交付の手続き

事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

## 教職課程事務検討委員会内規

### 1. 目的

阪神教協加盟大学において教職課程に関する事務を円滑に推進するために、教職課程事務担当者による委員会を設置する。本委員会は、幹事校会のもとに置かれ、「教職課程事務検討委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

### 2. 委員の決定・委嘱

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、幹事校会が定期総会に推薦し、定期総会の承認を経て、阪神教協会長が委嘱する。
- (2) 阪神教協会長は、委員の所属大学宛に委嘱状を郵送する。

### 3. 委員会の構成

- (1) 委員は、原則として次の要領で選出する。
  - a. 委員会は8名以上で構成し、阪神教協加盟大学の事務職員から選出する。
  - b. 委員のうち2名は、幹事校会から選出する。
  - c. 委員のうち1名は、事務局校から選出する。
  - d. 上記「b.」「c.」以外の委員の候補者は、前年度の委員会において選出する。
  - e. 委員のうち複数名は、管理・監督者又はそれに準じる職位、もしくは教職課程事務経験を有する者から選出する。
- (2) 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

### 4. 任期

- (1) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

### 5. 委員会の職掌事項

委員会は、次の業務を職掌する。

- (1) 「教員免許事務セミナー」の企画・運営を行う。
- (2) 阪神教協第3回課題研究会を企画し、その内容を幹事校会に提案する。
- (3) 「教職課程に関するデータベース」作成のためのアンケート調査に係るアンケート項目の検討・作成、アンケートの実施方法等を幹事校会に提案する。
- (4) 委員会の議事録を作成する。
- (5) 委員会の活動内容を適宜幹事校会に報告する。また、「阪神教協リポート」にその成果を報告し、加盟校間で共有する。
- (6) 上記以外で、教職課程に関する事務の円滑な推進に関して、必要に応じ幹事校会に提



案することができる。

#### 6. 予算措置

- (1) 予算を必要とする活動を行う場合は、幹事校会において事前に提案し、承認を得るものとする。
- (2) 委員の旅費等は、所属大学の負担とする。

#### 7. 内規の改正

本内規を改正する場合は、幹事校会の承認を経て、定期総会に報告する。

#### 附 則

2016年5月18日制定

2019年4月17日一部改正

## 『阪神教協レポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協レポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
  - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
  - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
  - 1) 氏名
  - 2) 所属
  - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
  - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

### 付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

## 『阪神教協レポート』執筆要領

『阪神教協レポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で了承を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする。
3. 1ページは、A4判の用紙、横書き44字×38行とし、1ページ目の最初の5行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を6行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

## 編集後記

本リポートについて、本来であれば5月の定期総会時に発刊すべきところ、事務局（神戸学院大学）の不幸で、例年よりも半年遅延してしまいました。大変申し訳ありませんでした。深くお詫びいたします。

2021年度も、2020年度に引き続き、新型の感染症のまん延の制約を受けることになりました。しかし、2020年度とは異なり、少しずつ感染症の存在を前提として、さまざまな課題に向き合うことが増えてきたように思います。まず、第1回課題研究会では、「教育実習の今日的課題」として、With コロナ、After コロナにおける教育実習等における実践のあり方を議論いただきました。続く第2回課題研究会では、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」1単位必修化の課題と対応」として、いわゆる ICT 事項の必修化にともなう開講形態、その内容等について議論いただきました。最後に第3回課題研究会では、「課程認定申請大学からの事例報告と自己点検・評価の事例報告」として、全私教協による自己点検・評価と、課程認定申請の事例報告をいただきました。いずれも、本リポートに収録しております。ぜひともご高覧いただければ幸いです。

このように年度中に計3回の課題研究会を実施できたのも、Before コロナ以来となります。ひとえに、前事務局校である神戸女子大学によるマネジメントと、会員校の皆様のご協力・ご支援にあると感じております。感謝申し上げます。2022年6月より2年間、本学が事務局を務めます。なにとぞ今後とも、変わらぬご協力・ご支援を賜りますようお願いいたします。

なお、本リポートでは論文・報告等を随時募集しております。詳細については、下記までお問い合わせください。

### 連絡・問い合わせ先

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3 (KPC1)

神戸学院大学 教務センター 松宮慎治（阪神教協リポート No.45編集担当）宛

TEL：(078) 974-1551(代)

E-mail：shinnji28@j.kobegakuin.ac.jp

「阪神教協リポート No.45」 2022年10月1日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 神戸学院大学

〒651-2180 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬518

TEL：(078) 974-1725

印刷 株式会社 興正社

〒653-0022 兵庫県神戸市長田区東尻池町2-9-17

TEL：(078) 651-3272(代)